

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	津市 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険料賦課及び収納業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・滞納整理業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 また、国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とする被保険者の健康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨 ・健診結果の情報管理 ・健診結果に応じた保健指導 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	宛名・口座システム	
②システムの機能	【宛名管理機能】 ・住民基本台帳システムと連携し住所等を管理する機能 ・住民基本台帳システムで住所を有しない者の宛名を登録・修正する機能（事業所・共有者を含む） 【送付先管理機能】 ・現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 【納税関係者管理機能】 ・相続人や納税管理人を登録・修正する機能 【連絡先管理機能】 ・電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 【他システム連携機能】 ・税務システムや福祉系システム等と連携する機能 【宛名情報連携機能】 ・番号連携サーバへ個人番号付き宛名情報を連携する機能 【口座情報管理機能】 ・口座振替の金融機関、口座番号等を登録・修正する機能 【金融機関管理機能】 ・金融機関の登録・修正を行う機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	【資格入力機能】 ・被保険者の異動に伴い、資格情報を入力する機能 【資格確認書等発行機能】 ・被保険者の異動に伴い、資格確認書等を発行する機能 【滞納証管理機能】 ・滞納世帯には滞納証を発行・管理する機能 【資格照会機能】 ・管理している資格情報を照会できる機能 【賦課更正機能】 ・異動に伴う保険税（料）額更正ができる機能 【所得入力機能】 ・転入者等の所得を入力・管理できる機能 【賦課内容照会機能】 ・賦課額の算定根拠が照会できる機能 【納税（納入）通知書発行機能】 ・保険税（料）を納めるための通知書を発行する機能 【レセプト照会機能】 ・被保険者の診療内容を照会できる機能 【給付管理機能】 ・高額療養費等の支給が管理できる機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	

システム3	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	【収納状況管理機能】 ・収納状況の把握及び収納データを取り込み・管理する機能 【還付及び充当機能】 ・過誤納金の還付及び充当処理をする機能 ・還付及び充当通知書を作成する機能 【口座振替データ作成機能】 ・口座振替のために必要な振替データを作成する機能 【帳票作成機能】 ・納付書及び督促状を作成する機能 ・統計資料を作成する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	【滞納状況管理機能】 ・滞納状況の把握及びこれに伴う督促手数料及び延滞金を管理する機能 ・納税猶予・換価猶予を管理する機能 ・徴収権の消滅時効を管理する機能 ・相続による納税義務の承継を管理する機能 【滞納処分管理機能】 ・実態調査及び財産調査を管理する機能 ・差押・公売等の滞納処分等を管理する機能 ・強制換価事件の手続等を管理する機能 ・執行停止処分を管理する機能 【帳票作成機能】 ・納付書及び催告書を作成する機能 ・統計資料等を作成する機能 ・各種帳票を作成する機能 【経過記録管理機能】 ・滞納処分に係る経過記録を管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	【宛名管理機能】 ・既存業務システムから宛名データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う機能 【統合宛名番号の付番機能】 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能 【符号要求機能】 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は市町村GWへ送信する機能 【情報提供機能】 ・各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能 【情報照会機能】 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (中間サーバー [] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	【符号管理機能】 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 【情報照会機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 【情報提供機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 【セキュリティ管理機能】 ・セキュリティを管理するための機能 【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 【システム管理機能】 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム7

①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	・受診券、健診結果の登録 ・集計表の出力 ・保健指導情報の登録	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム8

①システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 当市の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会に送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム9									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、1. 資格履歴管理事務に係る機能、2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能及び3. 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 1. 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3. 本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム10	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ e-Gov電子申請サービス ）

3. 特定個人情報ファイル名		
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル (3) 収納特定個人情報ファイル (4) 滞納特定個人情報ファイル (5) 健康管理特定個人情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」、「医療保険者」、「他の法律に関する給付の支給を行うとされている者」及び「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」等の項のうち、第69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ●番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部保険医療助成課	
②所属長の役職名	保険医療助成課長	
7. 他の評価実施機関		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者(住民基本台帳に記載されていたもので、転出、死亡等の事由により資格喪失した過去の被保険者及び受給者を含む。)	
その必要性	対象者の情報を一元的に管理し、必要に応じて使用するため。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座情報)	
	その妥当性	・個人番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 国民健康保険加入者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 国民健康保険加入者の世帯情報等を把握するため。 ・口座情報 : 口座振替による納付の確認等に必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		公平・公正かつ効率的な国民健康保険に関する事務を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険に関する事務において、本人特定を行う。 ・帳票作成時において、通知書に送付先を出力する。
情報の突合		
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム運用・維持管理等業務委託	
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステムの運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。

7. 備考

—

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	津市における国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
その必要性	・国民健康保険業務における本人確認のため。 ・納税(納入)通知書等への個人番号出力のため。 ・医療保険給付関係情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため。
④ 記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・その他識別情報(内部番号) : 「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との突合に必要があるため。 ・地方税関係情報 : 対象者の所得割、資産割額の算出、各種所得判定の必要があるため。 ・健康・医療関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。 ・医療保険関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。 ・雇用・労働関係情報 : 非自発的失業者軽減措置において使用する必要があるため。 ・年金関係情報 : 退職被保険者資格管理において使用する必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 国民健康保険受給資格取得・喪失処理、及び保険料の減免処理に使用する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年1月1日
⑥ 事務担当部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (年金保険者、地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 (年金保険者) ☐ その他 (三重県国民健康保険団体連合会)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		国民健康保険被保険者の資格管理・賦課管理・医療保険給付管理において必要であるため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【国民健康保険の資格に関する事務】 ・住所情報等から国民健康保険への加入・喪失の手続きを行う。 【国民健康保険料の賦課に関する事務】 ・住所・世帯情報や所得額情報等から、保険料額を賦課決定する。 【国民健康保険料の徴収に関する事務】 ・未納保険料について、住所情報等から被保険者に対し、督促・催告等を送付する。 【国民健康保険の給付に関する事務】 ・所得額情報等から保険給付割合や高額療養費等限度額区分の判定を行い、給付額を決定する。 【国民健康保険の特定健診に関する事務】 ・住所情報等から、国民健康保険被保険者に対し、特定健診受診券及び受診結果通知を送付する。 〈国保連合会からの入手〉 【国民健康保険の資格に関する事務】 ・三重県国民健康保険団体連合会からの被保険者異動情報を取り込み、資格管理を行う。 【国民健康保険の給付に関する事務】 ・三重県国民健康保険団体連合会からレセプト情報を取り込み、給付管理を行う。
情報の突合		上記の国民健康保険事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	システム運用・維持管理等業務委託	
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステムの運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査、支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	三重県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス)など。
委託事項3	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	三重県国民健康保険団体連合会	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の三重県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
	委託事項4	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		三重県国民健康保険団体連合会 (三重県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先の三重県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (28) 件 [☐] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	津市における国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号
②移転先における用途	住民票に国民健康保険加入情報の記載を行うため。
③移転する情報	住民の国民健康保険加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
移転先2～5	
移転先2	保険医療助成課(福祉医療費担当)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2 18、19、20、21、22の項
②移転先における用途	福祉医療制度に係る受給資格認定事務
③移転する情報	国民健康保険の被保険者及び世帯主

④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	福祉医療費の受給者で個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
移転先3	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項、第3項及び別表第2 4の項
②移転先における用途	個人住民税の賦課業務を適正に行うため
③移転する情報	賦課及び収納情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険加入者で個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
移転先4	援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項、第3項及び別表第2 17の項
②移転先における用途	生活保護受給者及び外国人生活保護受給者の保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	生活保護受給者及び外国人生活保護受給者で個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。

移転先5	高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢福祉対象者で、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
移転先6～10	
移転先6	保険医療助成課(後期高齢者医療担当)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療受給者で、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
移転先7	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等及び特定配偶者であり、個人番号を有する者

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険対象者で、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	日次連携により移転を行う。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3) 収納特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
① ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
② 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③ 対象となる本人の範囲 ※	津市の国民健康保険料納付義務者のうち、個人番号を有する者	
その必要性	適正な国民健康保険料の徴収を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。	
④ 記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・その他識別情報(内部番号) : 「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 国民健康保険料納付義務者への連絡に必要なため。 ・地方税関係情報 : 国民健康保険料の徴収要件を確認するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年1月1日	
⑥ 事務担当部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		公平・公正かつ効率的な国民健康保険料の徴収を実施するため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険料の収納状況の管理を行うために使用 ・国民健康保険料の還付及び充当の管理を行うために使用 ・督促状及び納付書の作成に使用 ・国民健康保険料に関する証明書の発行の際に使用
	情報の突合	特定の個人を判別するため、収納特定個人情報と宛名・口座特定個人情報を突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システム運用バッチ業務委託(保険医療助成課)	
①委託内容	収納計算処理・督促等発送帳票作成処理	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	システム運用・維持管理等業務委託	
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視などのシステム運用管理、障害対応や法制度改正などのシステム保守管理を行う。	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(4) 滞納特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③ 対象となる本人の範囲 ※	津市の納付義務者のうち、個人番号を有する者	
その必要性	適正な国民健康保険料の徴収を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。	
④ 記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (☐ 口座情報)	
	その妥当性	・個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 納付義務者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 納付義務者の世帯情報等を把握するため。 ・国民健康保険料関係情報 : 国民健康保険料徴収の納付要件を確認するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 滞納処分の事務に必要なため。 ・年金関係情報 : 収納及び滞納処分の調査事務に必要なため。 ・その他(口座情報) : 口座振替による納付の確認等に必要なため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年1月1日	
⑥ 事務担当部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 〇 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 〇 行政機関・独立行政法人等 (国税徴収法第146条の2[官公署等への協力要請]) ☐ 〇 地方公共団体・地方独立行政法人 (国税徴収法第146条の2[官公署等への協力要請]) ☐ 民間事業者 () ☐ 〇 その他 (国税徴収法第141条[質問及び検査])
②入手方法		☐ 〇 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 〇 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		公平・公正かつ効率的な国民健康保険料の徴収を実施するため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険医療助成課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険料の滞納状況の管理を行うために使用 ・催告書及び納付書の作成に使用 ・国民健康保険料の滞納整理に関する事務を行うために使用 ・国民健康保険料に関する納付相談に応じる際に使用
	情報の突合	特定の個人を判別するため、滞納特定個人情報と宛名・口座特定個人情報を突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システム運用・維持管理等業務委託	
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視などのシステム運用管理、障害対応や法制度改正などのシステム保守管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	津市納付催告センター運営業務委託	
①委託内容	電話を用いた納付勧奨及び口座振替の利用案内等を行い、国民健康保険料の納付の推進を図る業務。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アウトソーシングトータルサポート	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(5)健康管理特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・津市国民健康保険被保険者で特定健診の対象となる40歳～74歳の方	
その必要性	・国民健康保険(特定健診等)に関する事務における本人確認のため。	
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・その他識別情報(内部番号)：「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との突合に必要があるため。 ・健康・医療関係情報：対象者の健康管理や健診・保健指導の受診勧奨を適正に行うため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
	⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部保険医療助成課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☒ 民間事業者 (病院等 医療機関) ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		国民健康保険被保険者の特定健診対象者に対する、特定健診結果及び保健指導管理において必要であるため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険医療助成課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【特定健診、保健指導情報の管理に関する事務】 ・委託医療機関から提出された健診や保健指導の情報によって、適正な保健事業を行う。 【受診勧奨に関する事務】 ・対象者の生活習慣病の予防を図るため、特定健診未受診者に対する個別勧奨を行う。
情報の突合		上記の国民健康保険(特定健診等)に関する事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システム運用バッチ業務委託(保険医療助成課)
①委託内容		個人特定情報作成処理、特定健診受診券作成処理
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミエデン
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		システム運用・維持管理等業務委託
①委託内容		バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステムの運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミエデン
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル (3)収納特定個人情報ファイル (4)滞納特定個人情報ファイル (5)健康管理特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・住民からの情報の入手：本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。 ・庁内他システムからの情報の入手：入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。 ・他部署及び他機関からの情報の入手：個人番号及び対象者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。 〈国保連合会からの入手における措置〉 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において関連性や妥当性及び整合性のチェック(*1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *1 ここでいう関連性・整合性のチェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に確認リストを出力する等の機能を指す。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。 〈国保連合会からの入手における措置〉 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 *2 ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】

- ・届出者や申請者が本人の場合は本人確認、代理人の場合は代理人の本人確認及び委任状記載内容を確認する。
- ・システムを通じた特定個人情報の入手は、IDと生体認証パスワードによる認証を行う。
- ・操作者の利用可能な機能をシステム上で制御し、不適切な方法による情報入手を防ぐ。
- ・アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。

〈国保連合会からの入手における措置〉

・国保総合PCにおける措置

・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】

- ・通知カード、個人番号カードの提示により個人番号の真正確認を行う。
- ・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示、または対面で4情報(氏名、性別、生年月日、住所)等を確認し、本人確認を行う。

〈国保連合会からの入手における措置〉

国保総合PCにおける措置－入手の際の本人確認の措置の内容

・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済である。

・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

国保総合PCにおける措置－個人番号の真正性確認の措置の内容

・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】

- ・特定個人情報の入手に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。
- ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが事務を行う。
- ・電子記録媒体を使う事務が完了した後、速やかに電子記録媒体から特定個人情報を消去する。
- ・紙媒体の保存は津市文書管理規程に基づく取り扱いをし、施錠できる書庫等を用い厳重に保管する。

〈国保連合会からの入手における措置〉

国保総合PCにおける措置

・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。

・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。

・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。

・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。

- ・電子記録媒体は権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うよう限定する。
- ・電子記録媒体は媒体管理簿で整理し、保管庫に施錠保管する。
- ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し、破棄する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【宛名システム等における措置の内容】 ・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。 ・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】 ・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。 〈国保総合PCにおける措置〉 職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	共用で利用できるユーザIDを割り当てず、職員及び委託作業者の個人に割り当てたユーザIDと生体認証、パスワードを用いた認証システムで使用を制限するとともに、離席する場合はシステムからログオフすることを徹底する。 〈国保総合PCにおける措置〉 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにパスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログオフすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
その他の措置の内容	・「アクセス権限発効者一覧表」を作成するとともにアクセス権限を定期的に見直し、業務上不要となったアクセス権限を変更または削除する。 ・システムのアクセスログを保存し、必要に応じて確認する。 (アクセスログの記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容】

- ・職員においては、業務に応じてアクセス権限を制限し、不必要な情報にアクセスできない措置を講じる。
- ・委託事業者においては、業務外の特定個人情報使用を認めない旨を委託契約書に明記し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させ、特定個人情報の取り扱い状況の書面報告を求め、必要に応じて職員がこれを監査する。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容】

- ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができないよう制御する。
- ・バックアップデータ等の保管場所を定め厳重に管理し、アクセス権限を持った者のみがアクセスできるように制限する。

【その他の措置の内容】

- ・ディスプレイに機密漏洩防止フィルタを取り付けるとともに、来庁者から見えない位置に配置し、情報の漏洩を防ぐ。
 - ・特定個人情報の使用に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。
- 〈国保総合PCにおける措置〉
- ・職員等が不正にデータ抽出できないようにGUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されることはない。
 - ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。
- *GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
- 国保総合PCと既存の国民健康保険事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
- ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
 - ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
 - ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
 - ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し、破棄する。
 - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

☐ 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(秘密の保持) 業務を行うに当たって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (適正な管理) 業務に係る特定個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (収集の制限) 業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により特定個人情報を収集しなければならない。 (委託目的以外の利用等の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、第三者に委託又は請負をしてはならない。 (複写、複製の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、市から提供された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (事故発生時の報告業務) 特定個人情報取扱規定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告をし、その指示に従わなければならない。 (特定個人情報の返還) 契約が終了、又は解除されたときは、この契約による事務に係る特定個人情報を速やかに市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	＜選択肢＞ [十分にしている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様機密保持契約の遵守を規定しており、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、その結果の報告を受ける。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【委託先から他者への特定個人情報の提供ルール、ルール遵守の確認方法】

- ・業務外で特定個人情報を使用することは一切認められない旨を委託契約書に明記する。
 - ・個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。
 - ・特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、職員が必要に応じて実地監査・調査等を行う。
- ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
- ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。
 - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

【委託元と委託先間の特定個人情報の提供ルール、ルール遵守の確認方法】

- ・市の指示、承諾のない特定個人情報の複写、複製及び指定作業場所からの持出禁止を委託契約書に明記する。
 - ・委託先のデータ保護状況を必要に応じて監査する。
- ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
- ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却し、又は消去する。
 - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

【特定個人情報の消去ルール、ルール遵守の確認方法】

- ・紙媒体は、シュレッダーによる裁断を行う。
- ・電子記録媒体は、物理的な破砕又は専用ソフトを用いた完全なデータ消去を行う。
- ・職員は委託業者に対して必要な調査や報告を求める。

＜国保連合会における措置＞

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報がインターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないよう、システム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピューターウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に、三重県国民健康保険団体連合会の保護責任者(管理者)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がある使用済みの電子記録媒体はシュレッダー等で粉砕し、破棄する。

＜取りまとめ機関における措置＞

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」並びに「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」及び「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転が必要な場合は、法的根拠等を十分確認し職場管理者の決裁を受けた後に提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「国民健康保険特定個人情報ファイル、収納特定個人情報ファイル、滞納特定個人情報ファイル、特定健診特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容】 ・電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、不適切な方法で特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。 ・紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。		
【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供移転してしまうリスクに対する措置の内容】 ・論理チェック等を行うシステム機能により、情報の正確性を担保している。 ・電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、誤って特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。 ・紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。		
【その他の措置の内容】 ・特定個人情報の提供・移転に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ・番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ・番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	【物理的対策の内容】 ・外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラを付設する。 ・ICカード及び生体認証による入退管理、要員所在管理システムを付設する。 ・停電によるデータの消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を付設する。 ・利用する電子記録媒体については、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。 ・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 ・職員等がサーバ室(データセンター)等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室(データセンター)等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 【技術的対策の内容】 ・ネットワークを通じて他者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトを導入する。 ・OSには随時パッチ適用を実施する。 〈国保総合(国保集約)システムの保管・消去〉 国保総合PCにおける措置 ・当市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適宜更新する。 ・不正アクセス防止策としてファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時にできるだけ速やかに実施している。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容】 ・特定個人情報は職員により速やかに更新されている。また、その情報はシステムにより自動更新が担保されており、古い情報が残るリスクはない。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については、被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置の内容】 ・保存期間を経過した特定個人情報は、システム処理にて消去する。 ・紙帳票は、津市文書管理規程に基づく保管及び管理を行う。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報について、被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」並びに「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」及び「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている] ☐ 選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・担当部署内において、必要な知識の習得のために研修・教育を年1回実施するとともに、その記録を残している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作及び運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜取りまとめ機関における措置＞

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」並びに「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」及び「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜自己点検＞

年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。

＜監査＞

・内部監査

総務課及び情報企画課による内部監査を年に一度実施する。

具体的には、以下の観点による自己監査を実施し監査結果を踏まえて体制等を改善する。

- ・評価書記載事項と運用実態のチェック
- ・個人情報保護に関する規定、体制整備
- ・個人情報保護に関する人的安全管理措置の周知・教育
- ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	三重県津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	三重県津市 健康福祉部保険医療助成課 保険担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3160
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル

(宛名情報)

1自治体コード 2個人番号 3履歴番号 4サブ履歴番号 5初期登録業務日時 6更新業務日時 7更新システム日時 8更新コンピュータ名 9更新ユーザID 10有効フラグ 11決裁状態 12旧自治体コード 13現居住地区コード 14使用業務コード 15同定フラグ 16住民区分 17住民日 18住民届出日 19住定日 20実定日 21個人法人区分 22法人種別区分 23共有者フラグ 24世帯番号 25世帯主氏名カナ 26世帯主氏名漢字 27氏名カナ 28氏名漢字 29編集済氏名カナ 30編集済氏名漢字 31旧氏名カナ 32旧氏名漢字 33検索用氏名カナ 34検索用氏名漢字 35検索用旧氏名カナ 36検索用旧氏名漢字 37国籍コード 38現住所郵便番号 39現住所コード 40現住所県名付加区分 41現住所 42現住所地番 43現住所方書カナ 44現住所方書漢字 45現住所部屋番号 46現住所前漢字地番数値 47現住所地番数値1 48現住所地番数値2 49現住所後漢字地番数値 50現住所後漢字地番数値 51現住所行政区コード 52現住所自治会コード 53現住所町内会コード 54現住所小学校区コード 55現住所中学校区コード 56本籍地住所 57転出先郵便番号 58転出先住所コード 59転出先住所 60転出先地番 61転出先方書カナ 62転出先方書漢字 63転出先部屋番号 64転出先前漢字地番数値 65転出先地番数値1 66転出先地番数値2 67転出先地番数値3 68転出先後漢字地番数値 69転入前住所郵便番号 70転入前住所コード 71転入前住所 72転入前住所地番 73転入前住所方書カナ 74転入前住所方書漢字 75転入前部屋番号 76宛名郵便番号 77宛名住所コード 78宛名県名付加区分 79宛名住所 80宛名地番 81宛名方書カナ 82宛名方書漢字 83宛名部屋番号 84宛名前漢字地番数値 85宛名地番数値1 86宛名地番数値2 87宛名地番数値3 88宛名後漢字地番数値 89宛名行政区コード 90宛名自治会コード 91宛名町内会コード 92宛名小学校区コード 93宛名中学校区コード 94宛名住所変更フラグ 95生年月日 96生年月日不詳フラグ 97元号フラグ 98性別区分 99続柄コード 100続柄名称漢字 101外国人通称氏名カナ 102外国人通称氏名漢字 103外国人本名カナ 104外国人本名 105宛名消除区分 106亡者フラグ 107宛名異動事由コード 108異動日 109異動届出日 110宛名増減事由コード 111増減異動日 112記載順位 113混合世帯番号 114任意世帯番号 115親事業所コード 116特徴指定番号 117共有者人数 118法人代表者氏名漢字 119登録資格区分 120個人履歴番号 121宛名ソートキー

(番号管理)

122自治体コード 123個人番号 124履歴番号 125サブ履歴番号 126初期登録業務日時 127更新業務日時 128更新システム日時 129更新コンピュータ名 130更新ユーザID 131有効フラグ 132決裁状態 133旧自治体コード 134個人法人区分 135番号法個人番号 136番号法法人番号 137システム内統合宛名番号 138情報提供フラグ 139真正性確認フラグ 140真正性確認年月日 141削除フラグ

(送付先管理)

142自治体コード 143個人番号 144税目コード 145履歴番号 146初期登録業務日時 147更新業務日時 148更新システム日時 149更新コンピュータ名 150更新ユーザID 151有効フラグ 152決裁状態 153旧自治体コード 154送付開始年月日 155送付終了年月日 156送付先氏名カナ 157送付先氏名漢字 158送付先郵便番号 159送付先住所コード 160送付先住所 161送付先住所地番 162送付先方書カナ 163送付先方書漢字 164送付先部屋番号 165送付先前漢字地番数値 166送付先地番数値1 167送付先地番数値2 168送付先地番数値3 169送付先後漢字地番数値 170送付先行政区コード 171備考_160 172ソート順

(口座情報)

173自治体コード 174個人番号 175税目コード 176口座登録区分 177履歴番号 178初期登録業務日時 179更新業務日時 180更新システム日時 181更新コンピュータ名 182更新ユーザID 183有効フラグ 184決裁状態 185旧自治体コード 186申込年月日 187振替区分 188開始年月日 189廃止年月日 190口座停止日 191停止解除日 192銀行コード 193支店コード 194口座番号 195通帳番号末番 196預金種別区分 197名義人カナ 198名義人漢字 199掲載希望区分 200口座優先区分 201備考_160 202ソート順

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険特定個人情報ファイル

(資格管理)

1自治体コード 2保険証番号 3個人番号 4CPU連番 5国保資格区分 6国保履歴番号 7初期登録業務日時 8更新業務日時 9更新システム日時 10更新コンピュータ名 11更新ユーザID 12国保有効フラグ 13決裁状態 14旧自治体コード 15文字列型予備項目1 16保険証番号内連番 17取得事由 18取得事由 19取得事由 20取得事由 21取得事由 22喪失事由 23喪失事由 24喪失事由 25喪失事由 26喪失事由 27続柄コード 28記載順位 29次CPU連番 30前CPU連番 31国保世帯最新フラグ 32国保個人最新フラグ 33抹消フラグ 34旧保険証番号 35保険証番号結合処理年月日 36保険証番号結合コンピュータ名 37保険証番号結合ユーザ名 38旧個人番号 39個人番号結合処理年月日 40個人番号結合コンピュータ名 41個人番号結合ユーザ名 42取得旧被扶養者区分 43喪失旧被扶養者区分 44給付開始年月日 45区コード 46自治体コード 47保険証番号 48個人番号 49CPU連番 50国保履歴番号 51初期登録業務日時 52更新業務日時 53更新システム日時 54更新コンピュータ名 55更新ユーザID 56国保有効フラグ 57決裁状態 58旧自治体コード 59文字列型予備項目1 60準資格該当準資格区分 61準資格施設区分 62保険証番号内連番 63準資格該当異動年月日 64準資格該当届出年月日 65準資格非該当準資格区分 66準資格非該当異動年月日 67準資格非該当届出年月日 68準資格非該当予定年月日 69次CPU連番 70前CPU連番 71国保世帯最新フラグ 72国保個人最新フラグ 73抹消フラグ 74旧保険証番号 75保険証番号結合処理年月日 76保険証番号結合コンピュータ名 77保険証番号結合ユーザ名 78旧個人番号 79個人番号結合処理年月日 80個人番号結合コンピュータ名 81個人番号結合ユーザ名 82施設名称漢字 83自治体コード 84保険証番号 85個人番号 86CPU連番 87国保異動事由 88国保履歴番号 89初期登録業務日時 90更新業務日時 91更新システム日時 92更新コンピュータ名 93更新ユーザID 94国保有効フラグ 95決裁状態 96旧自治体コード 97文字列型予備項目1 98保険証番号内連番 99国保異動区分 100世帯主開始年月日 101世帯主開始届出年月日 102世帯主終了年月日 103世帯主終了届出年月日 104世帯主世帯区分 105次CPU連番 106前CPU連番 107国保世帯最新フラグ 108抹消フラグ 109旧保険証番号 110保険証番号結合処理年月日 111保険証番号結合コンピュータ名 112保険証番号結合ユーザ名 113旧個人番号 114個人番号結合処理年月日 115個人番号結合コンピュータ名 116個人番号結合ユーザ名 117自治体コード 118保険証番号 119個人番号 120初期登録業務日時 121更新業務日時 122更新システム日時 123更新コンピュータ名 124更新ユーザID 125有効フラグ 126決裁状態 127旧自治体コード 128文字列型予備項目1 129枝番 130付番年月日 131発送年月日 132自治体コード 133保険証番号 134個人番号 135CPU連番 136国保履歴番号 137初期登録業務日時 138更新業務日時 139更新システム日時 140更新コンピュータ名 141更新ユーザID 142国保有効フラグ 143決裁状態 144旧自治体コード 145文字列型予備項目1 146退職該当退職異動事由区分 147保険証番号内連番 148退職該当異動年月日 149退職該当届出年月日 150退職該当時効年月日 151退職非該当退職異動事由区分 152退職非該当異動年月日 153退職非該当届出年月日 154退職非該当時効年月日 155本扶区分 156国保年金名称コード 157国保年金種別コード 158年金取得年月日 159国保扶養事由区分 160扶養開始年月日 161本人の個人番号 162本人の続柄コード 163次CPU連番 164前CPU連番 165国保世帯最新フラグ 166国保個人最新フラグ 167抹消フラグ 168旧保険証番号 169保険証番号結合処理年月日 170保険証番号結合コンピュータ名 171保険証番号結合ユーザ名 172旧個人番号 173個人番号結合処理年月日 174個人番号結合コンピュータ名 175個人番号結合ユーザ名 176自治体コード 177保険証番号 178個人番号 179履歴番号 180初期登録業務日時 181更新業務日時 182更新システム日時 183更新コンピュータ名 184更新ユーザID 185有効フラグ 186決裁状態 187旧自治体コード 188文字列型予備項目1 189連携ファイル作成日時 190市町村保険者番号 191被保険者証記号 192集約保険証番号 193世帯番号 11 194宛番号 12 195国保資格取得届出 196国保資格取得年月日 197国保資格取得事由 198国保資格喪失届出 199国保資格喪失年月日 200国保資格喪失事由 201予備1 30 202予備2 30 203予備3 30 204予備4 30 205予備5 30 206予備6 50 207予備7 50 208予備8 50 209予備9 50 210予備10 50 211自治体コード 212保険証番号 213個人番号 214履歴番号 215初期登録業務日時 216更新業務日時 217更新システム日時 218更新コンピュータ名 219更新ユーザID 220有効フラグ 221決裁状態 222旧自治体コード 223文字列型予備項目1 224連携ファイル作成日時 225市町村保険者番号 226被保険者証記号 227集約保険証番号 228世帯番号 11 229宛番号 12 230市町村被保険者ID 231予備1 30 232予備2 30 233予備3 30 234予備4 30 235予備5 30 236予備6 50 237予備7 50 238予備8 50 239予備9 50 240予備10 50 241自治体コード 242保険証番号 243個人番号 244証区分 245国保履歴番号 246初期登録業務日時 247更新業務日時 248更新システム日時 249更新コンピュータ名 250更新ユーザID 251国保有効フラグ 252決裁状態 253旧自治体コード 254文字列型予備項目1 255最新フラグ 256交付ユーザID 257交付年月日 258設定有効年月日 259回収ユーザID 260回収年月日 261保険証最新フラグ 262保険証形態区分 263保険証種別区分 264一般退職区分 265学遠区分 266発行年月日 267交付氏名カナ 268交付氏名漢字 269保険証交付理由区分 270保険証交付方法区分 271保険証回収方法区分 272高齢者証有無フラグ 273高齢者最新フラグ 274高齢者国保履歴番号 275高齢者判定連番 276高齢者負担区分 277負担割合 278高齢者発効期年月日 279高齢者年齢到達年月日 280減額認定申請最新フラグ 281減額認定申請国保履歴番号 282減額認定申請発効期日 283減額認定申請適用区分コード 284マル長該当年月日 285マル長非該当年月日 286特定疾病最新フラグ 287特定疾病交付区分 288特定疾病認定区分 289特定疾病自己負担限度額 290特定疾病発行期日 291申請履歴番号 292発行履歴国保メモ 293給付開始年月日 294短期証種別区分 295交付世帯主氏名カナ 296交付世帯主氏名漢字 297氏名カナ変更フラグ 298氏名漢字変更フラグ 299世帯主氏名カナ変更フラグ 300世帯主氏名漢字変更フラグ 301職権フラグ 302利用登録有無フラグ 303資格確認書申請有無フラグ 304限度額表示フラグ 305発効期年月日 306適用区分コード 307特定疾病表示フラグ 308境界層フラグ 309区コード 310回収事由コード 311自治体コード 312保険証番号 313対象年度 314国保履歴番号 315初期登録業務日時 316更新業務日時 317更新システム日時 318更新コンピュータ名 319更新ユーザID 320国保有効フラグ 321決裁状態 322旧自治体コード 323文字列型予備項目1 324課税区分01 325課税区分02 326課税区分03 327課税区分04 328課税区分05 329課税区分06 330課税区分07 331課税区分08 332課税区分09 333課税区分10 334課税区分11 335課税区分12 336自治体コード 337個人番号 338国保履歴番号 339初期登録業務日時 340更新業務日時 341更新システム日時 342更新コンピュータ名 343更新ユーザID 344国保有効フラグ 345決裁状態 346旧自治体コード 347文字列型予備項目1 348特例開始事由区分 349特例開始年月日 350特例開始届出年月日 351特例終了事由区分 352特例終了年月日 353特例終了届出年月日 354介護2号適用除外国保備考欄 355特例施設区分 356最新フラグ 357旧個人番号 358個人番号結合処理年月日 359個人番号結合コンピュータ名 360個人番号結合ユーザ名 361自治体コード 362個人番号 363発効期年月日 364国保履歴番号 365初期登録業務日時 366更新業務日時 367更新システム日時 368更新コンピュータ名 369更新ユーザID 370国保有効フラグ 371決裁状態 372旧自治体コード 373文字列型予備項目1 374非該当年月日 375離職年月日 376離職理由区分 377申請年月日 378備考 255 379自治体コード 380個人番号 381保険証番号 382発効期年月日 383国保履歴番号 384世帯主個人番号 385初期登録業務日時 386更新業務日時 387更新システム日時 388更新コンピュータ名 389更新ユーザID 390国保有効フラグ 391決裁状態 392旧自治体コード 393文字列型予備項目1 394該当年月日 395非該当年月日 396備考 255 397自治体コード 398個人番号 399発効期年月日 400国保履歴番号 401初期登録業務日時 402更新業務日時 403更新システム日時 404更新コンピュータ名 405更新ユーザID 406国保有効フラグ 407決裁状態 408旧自治体コード 409文字列型予備項目1 410該当年月日 411非該当年月日 412備考 255 413自治体コード 414個人番号 415履歴番号 416初期登録業務日時 417更新業務日時 418更新システム日時 419更新コンピュータ名 420更新ユーザID 421有効フラグ 422決裁状態 423旧自治体コード 424備考 255 425通称名漢字100

(賦課管理)

426自治体7対象年度 428保険証番号 429世帯主住民番号 430旧自治体コード 431国保履歴番号 432初期登録業務日時 433更新業務日時 434更新システム日時 435更新コンピュータ名 436更新ユーザID 437国保有効フラグ 438決裁状態 439文字列型予備項目1 440世帯主個人番号 441通

知書番号 442 仮徴収通知書番号 443 本徴収通知書番号 444 所得割算定基礎額 445 所得割額 446 資産割算定基礎額 447 資産割額 448 均等割人数 449 均等割額 450 平等割額 451 単身平等割額 452 算出額 453 軽減均等割額 454 軽減平等割額 455 減免額 456 算定額 457 限度超過額 458 切り捨て端数額 459 年間保険税額 460 退職所得割算定基礎額 461 退職所得割額 462 退職資産割算定基礎額 463 退職資産割額 464 退職均等割人数 465 退職均等割額 466 退職平等割額 467 退職単身平等割額 468 退職算出額 469 退職軽減均等割額 470 退職軽減平等割額 471 退職減免額 472 退職算定額 473 退職限度超過額 474 退職切り捨て端数額 475 退職年間保険税額 476 一般所得割算定基礎額 477 一般所得割額 478 一般資産割算定基礎額 479 一般資産割額 480 一般均等割人数 481 一般均等割額 482 一般平等割額 483 一般単身平等割額 484 一般算出額 485 一般軽減均等割額 486 一般軽減平等割額 487 一般減免額 488 一般算定額 489 一般限度超過額 490 一般切り捨て端数額 491 一般年間保険税額 492 世帯増減減額月数 493 世帯増減月割減額 494 世帯増減一部増減額 495 合計分増減調整額 496 一般分増減調整額 497 退職者分増減調整額 498 世帯区分 499 国保退職区分コード 500 軽減区分 501 軽減判定合計所得額 502 賦課期日 503 賦課期日世帯主個人番号 504 賦課期日世帯区分 505 賦課期日該当人数 506 未申告該当非該当フラグ 507 稼得区分コード 508 基準総所得金額 509 一般基準総所得金額 510 退職基準総所得金額 511 対象月インデックス 512 合計決定保険税額 513 一般分決定保険税額 514 退職者分決定保険税額 515 普徴合計 516 普徴一般 517 普徴退職 518 特徴合計 519 特徴一般 520 特徴退職 521 期別調定額仮算定額 522 期別調定額差引額 523 退職期別調定額仮算定額 524 退職期別調定額差引額 525 一般期別調定額仮算定額 526 一般期別調定額差引額 527 特例区分コード 528 軽減申告区分 529 軽減申告入力年月日 530 軽減申告訂正年月日 531 減免区分 532 医療減免額 533 医療退職減免額 534 介護減免額 535 介護退職減免額 536 支援金減免額 537 支援金退職減免額 538 医療減免率 539 医療退職減免率 540 介護減免率 541 介護退職減免率 542 支援金減免率 543 支援金退職減免率 544 端数処理コード 545 減免額入力年月日 546 減免額訂正年月日 547 軽減2割有効区分 548 軽減2割申請年月日 549 軽減2割訂正年月日 550 徴収区分 551 激変軽減区分 552 激変軽減判定合計所得額 553 単身世帯軽減区分 554 条例減免額 555 条例減免額退職 556 条例減免額一般 557 納期限01 558 納期限02 559 納期限03 560 納期限04 561 納期限05 562 納期限06 563 納期限07 564 納期限08 565 納期限09 566 納期限10 567 納期限11 568 納期限12 569 納期限13 570 納期限14 571 納期限15 572 納期限16 573 納期限17 574 納期限18 575 納期限19 576 納期限20 577 仮算本算区分 578 更正期数 579 計算区分 580 負担調整額 581 退職分負担調整額 582 個人減免種別コード 583 個人減免均等割額 584 個人減免平等割額 585 個人減免退職均等割額 586 個人減免退職平等割額 587 個人減免前決定税額 588 個人減免前退職決定税額 589 個人減免額 590 個人退職減免額 591 個人減免判定用所得額 592 個人減免判定用資産額 593 旧保険証番号 594 保険証番号結合処理年月日 595 保険証番号結合コンピュータ名 596 保険証番号結合ユーザ名 597 失業者該当非該当フラグ 598 失業者軽減区分 599 失業者所得割算定基礎額 600 失業者所得割額 601 失業者算出額 602 失業者算定額 603 失業者限度超過額 604 失業者切り捨て端数額 605 失業者年間保険税 606 失業者退職所得割算定基礎額 607 失業者退職所得割額 608 失業者退職算出額 609 失業者退職算定額 610 失業者退職限度超過額 611 失業者退職切り捨て端数額 612 失業者退職年間保険税 613 失業者一般所得割算定基礎額 614 失業者一般所得割額 615 失業者一般算出額 616 失業者一般算定額 617 失業者一般限度超過額 618 失業者一般切り捨て端数額 619 失業者一般年間保険税 620 失業者合計分増減調整額 621 失業者一般分増減調整額 622 失業者退職者分増減調整額 623 失業者合計決定保険税額 624 失業者一般分決定保険税額 625 支退職者分決定保険税額 626 退避算定基礎額 627 退避退職算定基礎額 628 退避失業者算定基礎額 629 退避失業者退職算定基礎額 630 予備金額1 631 予備金額2 632 予備金額3 633 予備金額4 634 予備金額5 635 予備項目1 636 予備項目2 637 区コード 638 区コード01 639 区コード02 640 区コード03 641 区コード04 642 区コード05 643 区コード06 644 区コード07 645 区コード08 646 区コード09 647 区コード10 648 区コード11 649 区コード12 650 区コード13 651 区コード14 652 区コード15 653 区コード21 654 区コード22 655 区コード23 656 区コード24 657 区コード25 658 区コード26 659 子ども軽減均等割人数 660 子ども軽減均等割額 661 退職子ども軽減均等割人数 662 退職子ども軽減均等割額 663 産前産後免除人数 664 産前産後免除所得割額 665 産前産後免除均等割額 666 退職産前産後免除人数 667 退職産前産後免除所得割額 668 退職産前産後免除均等割額 669 個人産前産後免除額 670 退職個人産前産後免除額 671 子ども減免額 672 子ども減免率 673 予備金額6 674 予備金額7 675 予備金額8 676 予備金額9 677 予備金額10 678 予備項目3 679 予備項目4 680 予備項目5 681 予備項目6 682 予備項目7 683 予備項目8 684 予備項目9 685 予備項目10 686 自治体コード 687 対象年度 688 保険証番号 689 世帯主住民番号 690 旧自治体コード 691 国保履歴番号 692 初期登録業務日時 693 更新業務日時 694 更新システム日時 695 更新コンピュータ名 696 更新ユーザID 697 国保有効フラグ 698 決裁状態 699 文字列型予備項目1 700 世帯区分0 701 被保険者0 702 国保退職区分コード0 703 退職被保険者0 704 軽減区分0 705 単身世帯軽減区分0 706 軽減区分失業前0 707 未申告該当非該当フラグ0 708 保険証番号内連番0 709 旧国保被保険者0 710 賦課期日0 711 賦課期日被保険者0 712 賦課期日旧国保被保険者0 713 賦課期日合計所得額0 714 賦課期日合計所得額激変0 715 賦課期日所得合計失業後0 716 賦課期日合計激変失業後0 717 賦課期日未申告該当非該当フラグ0 718 賦課期日世帯区分0 719 賦課期日調整対象数0 720 旧被扶養者数0 721 個人減免種別コード0 722 個人減免被保険者0 723 個人減免退職被保険者0 724 介護個人減免被保険者0 725 介護個人減免退職被保険者0 726 個人減免判定用所得額0 727 個人減免判定用資産額0 728 老人世帯該当非該当フラグ0 729 介護区分0 730 介護被保険者0 731 介護退職区分0 732 介護退職被保険者0 733 子ども軽減均等割人数0 734 退職子ども軽減均等割人数0 735 有効フラグ0 736 世帯区分1 737 被保険者1 738 国保退職区分コード1 739 退職被保険者1 740 軽減区分1 741 単身世帯軽減区分1 742 軽減区分失業前1 743 未申告該当非該当フラグ1 744 保険証番号内連番1 745 旧国保被保険者1 746 賦課期日被保険者1 747 賦課期日旧国保被保険者1 748 賦課期日旧国保被保険者1 749 賦課期日合計所得額1 750 賦課期日合計所得額激変1 751 賦課期日所得合計失業後1 752 賦課期日合計激変失業後1 753 賦課期日未申告該当非該当フラグ1 754 賦課期日世帯区分1 755 賦課期日調整対象数1 756 旧被扶養者数1 757 個人減免種別コード1 758 個人減免被保険者1 759 個人減免退職被保険者1 760 介護個人減免被保険者1 761 介護個人減免退職被保険者1 762 個人減免判定用所得額1 763 個人減免判定用資産額1 764 老人世帯該当非該当フラグ1 765 介護区分1 766 介護被保険者1 767 介護退職区分1 768 介護退職被保険者1 769 子ども軽減均等割人数1 770 退職子ども軽減均等割人数1 771 有効フラグ1 772 世帯区分2 773 被保険者2 774 国保退職区分コード2 775 退職被保険者2 776 軽減区分2 777 単身世帯軽減区分2 778 軽減区分失業前2 779 未申告該当非該当フラグ2 780 保険証番号内連番2 781 旧国保被保険者2 782 賦課期日被保険者2 783 賦課期日被保険者2 784 賦課期日旧国保被保険者2 785 賦課期日合計所得額2 786 賦課期日合計所得額激変2 787 賦課期日所得合計失業後2 788 賦課期日合計激変失業後2 789 賦課期日未申告該当非該当フラグ2 790 賦課期日世帯区分2 791 賦課期日調整対象数2 792 旧被扶養者数2 793 個人減免種別コード2 794 個人減免被保険者2 795 個人減免退職被保険者2 796 介護個人減免被保険者2 797 介護個人減免退職被保険者2 798 個人減免判定用所得額2 799 個人減免判定用資産額2 800 老人世帯該当非該当フラグ2 801 介護区分2 802 介護被保険者2 803 介護退職区分2 804 介護退職被保険者2 805 子ども軽減均等割人数2 806 退職子ども軽減均等割人数2 807 有効フラグ2 808 世帯区分3 809 被保険者3 810 国保退職区分コード3 811 退職被保険者3 812 軽減区分3 813 単身世帯軽減区分3 814 軽減区分失業前3 815 未申告該当非該当フラグ3 816 保険証番号内連番3 817 旧国保被保険者3 818 賦課期日被保険者3 819 賦課期日被保険者3 820 賦課期日旧国保被保険者3 821 賦課期日合計所得額3 822 賦課期日合計所得額激変3 823 賦課期日所得合計失業後3 824 賦課期日合計激変失業後3 825 賦課期日未申告該当非該当フラグ3 826 賦課期日世帯区分3 827 賦課期日調整対象数3 828 旧被扶養者数3 829 個人減免種別コード3 830 個人減免被保険者3 831 個人減免退職被保険者3 832 介護個人減免被保険者3 833 介護個人減免退職被保険者3 834 個人減免判定用所得額3 835 個人減免判定用資産額3 836 老人世帯該当非該当フラグ3 837 介護区分3 838 介護被保険者3 839 介護退職区分3 840 介護退職被保険者3 841 子ども軽減均等割人数3 842 退職子ども軽減均等割人数3 843 有効フラグ3 844 世帯区分4 845 被保険者4 846 国保退職区分コード4 847 退職被保険者4 848 軽減区分4 849 単身世帯軽減区分4 850 軽減区分失業前4 851 未申告該当非該当フラグ4 852 保険証番号内連番4 853 旧国保被保険者4 854 賦課期日被保険者4 855 賦課期日被保険者4 856 賦課期日旧国保被保険者4 857 賦課期日合計所得額4 858 賦課期日合計所得額激変4 859 賦課期日所得合計失業後4 860 賦課期日合計激変失業後4 861 賦課期日未申告該当非該当フラグ4 862 賦課期日世帯区分4 863 賦課期日調整対象数4 864 旧被扶養者数4 865 個人減免種別コード4 866 個人減免被保険者4 867 個人減免退職被保険者4 868 介護個人減免被保険者4 869 介護個人減免退職被保険者4 870 個人減免判定用所得額4 871 個人減免判定用資産額4 872 老人世帯該当非該当フラグ4 873 介護区分4 874 介護被保険者4 875 介護退職区分4 876 介護退職被保険者4 877 子ども軽減均等割人数4 878 退職子ども軽減均等割人数4 879 有効

7 5 880世帯区分5 881被保険者数 5 882国保退職区分コード5 883退職被保険者数 5 884軽減区分5 885単身世帯軽減区分5 886軽減区分失業前5 887
未申告該当非該当7 5 888保険証番号内連番 5 889旧国保被保険者数 5 890賦課期日 5 891賦課期日被保険者数 5 892賦課期日旧国保被保険者数 5 893
賦課期日合計所得額 5 894賦課期日合計所得額激変 5 895賦課期日所得合計失業後 5 896賦課期日合計激変失業後 5 897賦課期日未申告該
当非該当7 5 898賦課期日世帯区分5 899賦課期日調整対象数 5 900旧被扶養者数 5 901個人減免種別コード5 902個人減免被保険者数 5 903個
人減免退職被保険者数 5 904介護個人減免被保険者数 5 905介護個人減免退職被保険者数 5 906個人減免判定用所得額 5 907個人減免判定用資産額 5
908老人世帯該当非該当7 5
9 5 909介護区分5 910介護被保険者数 5 911介護退職区分5 912介護退職被保険者数 5 913子ども軽減均等割人数 5 914退職子ども軽減均等割人数 5
915有効7 5 916世帯区分6 917被保険者数 6 918国保退職区分コード6 919退職被保険者数 6 920軽減区分6 921単身世帯軽減区分6 922軽減区分失
業前6 923未申告該当非該当7 6 924保険証番号内連番 6 925旧国保被保険者数 6 926賦課期日 6 927賦課期日被保険者数 6 928賦課期日旧国保被
保険者数 6 929賦課期日合計所得額 6 930賦課期日合計所得額激変 6 931賦課期日所得合計失業後 6 932賦課期日合計激変失業後 6 933賦課期
日未申告該当非該当7 6 934賦課期日世帯区分6 935賦課期日調整対象数 6 936旧被扶養者数 6 937個人減免種別コード6 938個人減免被
保険者数 6 939個人減免退職被保険者数 6 940介護個人減免被保険者数 6 941介護個人減免退職被保険者数 6 942個人減免判定用所得額 6 943個人減免判定
用資産額 6 944老人世帯該当非該当7 6 945介護区分6 946介護被保険者数 6 947介護退職区分6 948介護退職被保険者数 6 949子ども軽減均等割
人数 6 950退職子ども軽減均等割人数 6 951有効7 6 952世帯区分7 953被保険者数 7 954国保退職区分コード7 955退職被保険者数 7 956軽減区分7
957単身世帯軽減区分7 958軽減区分失業前7 959未申告該当非該当7 7 960保険証番号内連番 7 961旧国保被保険者数 7 962賦課期日 7 963賦
課期日被保険者数 7 964賦課期日旧国保被保険者数 7 965賦課期日合計所得額 7 966賦課期日合計所得額激変 7 967賦課期日所得合計失業後 7 968
賦課期日合計激変失業後 7 969賦課期日未申告該当非該当7 7 970賦課期日世帯区分7 971賦課期日調整対象数 7 972旧被扶養者数 7
973個人減免種別コード7 974個人減免被保険者数 7 975個人減免退職被保険者数 7 976介護個人減免被保険者数 7 977介護個人減免退職被保険者数 7 978個人
減免判定用所得額 7 979個人減免判定用資産額 7 980老人世帯該当非該当7 7 981介護区分7 982介護被保険者数 7 983介護退職区分7 984介
護退職被保険者数 7 985子ども軽減均等割人数 7 986退職子ども軽減均等割人数 7 987有効7 7 988世帯区分8 989被保険者数 8 990国保退職区分
コード8 991退職被保険者数 8 992軽減区分8 993単身世帯軽減区分8 994軽減区分失業前8 995未申告該当非該当7 8 996保険証番号内連番 8
997旧国保被保険者数 8 998賦課期日 8 999賦課期日被保険者数 8 1000賦課期日旧国保被保険者数 8

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1001 賦課期日合計所得額8 1002 賦課期日合計所得額激変8 1003 賦課期日所得合計失業後8 1004 賦課期日合計激変失業後8 1005 賦課期日未申告該当非該当フラグ8 1006 賦課期日世帯区分8 1007 賦課期日調整対象数8 1008 旧被扶養者数8 1009 個人減免種別コード8 1010 個人減免被保険数8 1011 個人減免退職被保険数8 1012 介護個人減免被保険数8 1013 介護個人減免退職被保険数8 1014 個人減免判定用所得額8 1015 個人減免判定用資産額8 1016 老人世帯該当非該当フラグ8 1017 介護区分8 1018 介護被保険数8 1019 介護退職区分8 1020 介護退職被保険数8 1021 子ども軽減均等割人数8 1022 退職子ども軽減均等割人数8 1023 有効フラグ8 1024 世帯区分9 1025 被保険数9 1026 国保退職区分コード9 1027 退職被保険数9 1028 軽減区分9 1029 単身世帯軽減区分9 1030 軽減区分失業前9 1031 未申告該当非該当フラグ9 1032 保険証番号内連番9 1033 旧国保被保険数9 1034 賦課期日9 1035 賦課期日被保険数9 1036 賦課期日旧国保被保険数9 1037 賦課期日合計所得額9 1038 賦課期日合計所得額激変9 1039 賦課期日所得合計失業後9 1040 賦課期日合計激変失業後9 1041 賦課期日未申告該当非該当フラグ9 1042 賦課期日世帯区分9 1043 賦課期日調整対象数9 1044 旧被扶養者数9 1045 個人減免種別コード9 1046 個人減免被保険数9 1047 個人減免退職被保険数9 1048 介護個人減免被保険数9 1049 介護個人減免退職被保険数9 1050 個人減免判定用所得額9 1051 個人減免判定用資産額9 1052 老人世帯該当非該当フラグ9 1053 介護区分9 1054 介護被保険数9 1055 介護退職区分9 1056 介護退職被保険数9 1057 子ども軽減均等割人数9 1058 退職子ども軽減均等割人数9 1059 有効フラグ9 1060 世帯区分10 1061 被保険数10 1062 国保退職区分コード10 1063 退職被保険数10 1064 軽減区分10 1065 単身世帯軽減区分10 1066 軽減区分失業前10 1067 未申告該当非該当フラグ10 1068 保険証番号内連番10 1069 旧国保被保険数10 1070 賦課期日10 1071 賦課期日被保険数10 1072 賦課期日旧国保被保険数10 1073 賦課期日合計所得額10 1074 賦課期日合計所得額激変10 1075 賦課期日所得合計失業後10 1076 賦課期日合計激変失業後10 1077 賦課期日未申告該当非該当フラグ10 1078 賦課期日世帯区分10 1079 賦課期日調整対象数10 1080 旧被扶養者数10 1081 個人減免種別コード10 1082 個人減免被保険数10 1083 個人減免退職被保険数10 1084 介護個人減免被保険数10 1085 介護個人減免退職被保険数10 1086 個人減免判定用所得額10 1087 個人減免判定用資産額10 1088 老人世帯該当非該当フラグ10 1089 介護区分10 1090 介護被保険数10 1091 介護退職区分10 1092 介護退職被保険数10 1093 子ども軽減均等割人数10 1094 退職子ども軽減均等割人数10 1095 有効フラグ10 1096 世帯区分11 1097 被保険数11 1098 国保退職区分コード11 1099 退職被保険数11 1100 軽減区分11 1101 単身世帯軽減区分11 1102 軽減区分失業前11 1103 未申告該当非該当フラグ11 1104 保険証番号内連番11 1105 旧国保被保険数11 1106 賦課期日11 1107 賦課期日被保険数11 1108 賦課期日旧国保被保険数11 1109 賦課期日合計所得額11 1110 賦課期日合計所得額激変11 1111 賦課期日所得合計失業後11 1112 賦課期日合計激変失業後11 1113 賦課期日未申告該当非該当フラグ11 1114 賦課期日世帯区分11 1115 賦課期日調整対象数11 1116 旧被扶養者数11 1117 個人減免種別コード11 1118 個人減免被保険数11 1119 個人減免退職被保険数11 1120 介護個人減免被保険数11 1121 介護個人減免退職被保険数11 1122 個人減免判定用所得額11 1123 個人減免判定用資産額11 1124 老人世帯該当非該当フラグ11 1125 介護区分11 1126 介護被保険数11 1127 介護退職区分11 1128 介護退職被保険数11 1129 子ども軽減均等割人数11 1130 退職子ども軽減均等割人数11 1131 有効フラグ11 1132 世帯区分12 1133 被保険数12 1134 国保退職区分コード12 1135 退職被保険数12 1136 軽減区分12 1137 単身世帯軽減区分12 1138 軽減区分失業前12 1139 未申告該当非該当フラグ12 1140 保険証番号内連番12 1141 旧国保被保険数12 1142 賦課期日12 1143 賦課期日被保険数12 1144 賦課期日旧国保被保険数12 1145 賦課期日合計所得額12 1146 賦課期日合計所得額激変12 1147 賦課期日所得合計失業後12 1148 賦課期日合計激変失業後12 1149 賦課期日未申告該当非該当フラグ12 1150 賦課期日世帯区分12 1151 賦課期日調整対象数12 1152 旧被扶養者数12 1153 個人減免種別コード12 1154 個人減免被保険数12 1155 個人減免退職被保険数12 1156 介護個人減免被保険数12 1157 介護個人減免退職被保険数12 1158 個人減免判定用所得額12 1159 個人減免判定用資産額12 1160 老人世帯該当非該当フラグ12 1161 介護区分12 1162 介護被保険数12 1163 介護退職区分12 1164 介護退職被保険数12 1165 子ども軽減均等割人数12 1166 退職子ども軽減均等割人数12 1167 有効フラグ12 1168 旧保険証番号 1169 保険証番号結合処理年月日 1170 保険証番号結合コンピュータ名 1171 保険証番号結合ユーザ名 1172 産前産後免除人数0 1173 産前産後免除人数1 1174 産前産後免除人数2 1175 産前産後免除人数3 1176 産前産後免除人数4 1177 産前産後免除人数5 1178 産前産後免除人数6 1179 産前産後免除人数7 1180 産前産後免除人数8 1181 産前産後免除人数9 1182 産前産後免除人数10 1183 産前産後免除人数11 1184 産前産後免除人数12 1185 退職産前産後免除人数0 1186 退職産前産後免除人数1 1187 退職産前産後免除人数2 1188 退職産前産後免除人数3 1189 退職産前産後免除人数4 1190 退職産前産後免除人数5 1191 退職産前産後免除人数6 1192 退職産前産後免除人数7 1193 退職産前産後免除人数8 1194 退職産前産後免除人数9 1195 退職産前産後免除人数10 1196 退職産前産後免除人数11 1197 退職産前産後免除人数12 1198 介護産前産後免除人数0 1199 介護産前産後免除人数1 1200 介護産前産後免除人数2 1201 介護産前産後免除人数3 1202 介護産前産後免除人数4 1203 介護産前産後免除人数5 1204 介護産前産後免除人数6 1205 介護産前産後免除人数7 1206 介護産前産後免除人数8 1207 介護産前産後免除人数9 1208 介護産前産後免除人数10 1209 介護産前産後免除人数11 1210 介護産前産後免除人数12 1211 介護退職産前産後免除人数0 1212 介護退職産前産後免除人数1 1213 介護退職産前産後免除人数2 1214 介護退職産前産後免除人数3 1215 介護退職産前産後免除人数4 1216 介護退職産前産後免除人数5 1217 介護退職産前産後免除人数6 1218 介護退職産前産後免除人数7 1219 介護退職産前産後免除人数8 1220 介護退職産前産後免除人数9 1221 介護退職産前産後免除人数10 1222 介護退職産前産後免除人数11 1223 介護退職産前産後免除人数12 1224 自治体コード 1225 対象年度 1226 個人番号 1227 保険証番号 1228 世帯主住民番号 1229 旧自治体コード 1230 国保履歴番号 1231 初期登録業務日時 1232 更新業務日時 1233 更新システム日時 1234 更新コンピュータ名 1235 更新ユーザID 1236 国保有効フラグ 1237 決裁状態 1238 文字列型予備項目1 1239 資格有無フラグ0 1240 介護資格有無フラグ0 1241 国保退職有無フラグ0 1242 世帯区分0 1243 取得異動年月日0 1244 保険証番号内連番0 1245 旧国保被保険者フラグ0 1246 旧被扶養者フラグ0 1247 失業者該当非該当フラグ0 1248 子ども軽減均等割フラグ0 1249 有効フラグ0 1250 資格有無フラグ1 1251 介護資格有無フラグ1 1252 国保退職有無フラグ1 1253 世帯区分1 1254 取得異動年月日1 1255 保険証番号内連番1 1256 旧国保被保険者フラグ1 1257 旧被扶養者フラグ1 1258 失業者該当非該当フラグ1 1259 子ども軽減均等割フラグ1 1260 有効フラグ1 1261 資格有無フラグ2 1262 介護資格有無フラグ2 1263 国保退職有無フラグ2 1264 世帯区分2 1265 取得異動年月日2 1266 保険証番号内連番2 1267 旧国保被保険者フラグ2 1268 旧被扶養者フラグ2 1269 失業者該当非該当フラグ2 1270 子ども軽減均等割フラグ2 1271 有効フラグ2 1272 資格有無フラグ3 1273 介護資格有無フラグ3 1274 国保退職有無フラグ3 1275 世帯区分3 1276 取得異動年月日3 1277 保険証番号内連番3 1278 旧国保被保険者フラグ3 1279 旧被扶養者フラグ3 1280 失業者該当非該当フラグ3 1281 子ども軽減均等割フラグ3 1282 有効フラグ3 1283 資格有無フラグ4 1284 介護資格有無フラグ4 1285 国保退職有無フラグ4 1286 世帯区分4 1287 取得異動年月日4 1288 保険証番号内連番4 1289 旧国保被保険者フラグ4 1290 旧被扶養者フラグ4 1291 失業者該当非該当フラグ4 1292 子ども軽減均等割フラグ4 1293 有効フラグ4 1294 資格有無フラグ5 1295 介護資格有無フラグ5 1296 国保退職有無フラグ5 1297 世帯区分5 1298 取得異動年月日5 1299 保険証番号内連番5 1300 旧国保被保険者フラグ5 1301 旧被扶養者フラグ5 1302 失業者該当非該当フラグ5 1303 子ども軽減均等割フラグ5 1304 有効フラ

保険有¹² 13/8旧被扶養有¹² 13/9大業有該当非該当¹² 1380子ども軽減均等割¹² 1381有効¹² 1382旧個人番号¹³⁸³ 個人番号結合処理年月日 1384個人番号結合コンピュータ名 1385個人番号結合ユーザ名 1386旧保険証番号 1387保険証番号結合処理年月日 1388保険証番号結合コンピュータ名 1389保険証番号結合ユーザ名 1390産前産後免除¹³⁹¹ 1391産前産後免除¹³⁹² 1392産前産後免除¹³⁹³ 1393産前産後免除¹³⁹⁴ 1394産前産後免除¹³⁹⁵ 1395産前産後免除¹³⁹⁶ 1396産前産後免除¹³⁹⁷ 1397産前産後免除¹³⁹⁸ 1398産前産後免除¹³⁹⁹ 1399産前産後免除¹⁴⁰⁰ 1400産前産後免除¹⁴⁰¹ 1401産前産後免除¹⁴⁰² 1402産前産後免除¹⁴⁰³ 1403自治体コード¹⁴⁰⁴ 対象年度 1405保険証番号 1406世帯主住民番号 1407旧自治体コード¹⁴⁰⁸ 国保履歴番号 1409初期登録業務日時 1410更新業務日時 1411更新システム日時 1412更新コンピュータ名 1413更新ユーザID 1414国保有効¹⁴¹⁵ 1415決裁状態 1416文字列型予備項目1 1417所得割算定基礎額 1418所得割額 1419資産割算定基礎額 1420資産割額 1421均等割人数 1422均等割額 1423平等割額 1424単身平等割額 1425算出額 1426軽減均等割額 1427軽減平等割額 1428減免額 1429算定額 1430限度超過額 1431切り捨て端数額 1432年間保険税額 1433退職所得割算定基礎額 1434退職所得割額 1435退職資産割算定基礎額 1436退職資産割額 1437退職均等割人数 1438退職均等割額 1439退職平等割額 1440退職単身平等割額 1441退職算出額 1442退職軽減均等割額 1443退職軽減平等割額 1444退職減免額 1445退職算定額 1446退職限度超過額 1447退職切り捨て端数額 1448退職年間保険税額 1449一般所得割算定基礎額 1450一般所得割額 1451一般資産割算定基礎額 1452一般資産割額 1453一般均等割人数 1454一般均等割額 1455一般平等割額 1456一般単身平等割額 1457一般算出額 1458一般軽減均等割額 1459一般軽減平等割額 1460一般減免額 1461一般算定額 1462一般限度超過額 1463一般切り捨て端数額 1464一般年間保険税額 1465世帯増減減額月数 1466世帯増減月割減額 1467世帯増減一部増減額 1468合計分増減調整額 1469一般分増減調整額 1470退職者分増減調整額 1471基準総所得金額 1472一般基準総所得金額 1473退職基準総所得金額 1474対象月インデックス 1475合計決定保険税額 1476一般分決定保険税額 1477退職者分決定保険税額 1478普徴合計 1479普徴一般 1480普徴退職 1481特徴合計 1482特徴一般 1483特徴退職 1484期別調定額仮算定額 1485期別調定額差引額 1486退職期別調定額仮算定額 1487退職期別調定額差引額 1488一般期別調定額仮算定額 1489一般期別調定額差引額 1490条例減免額 1491条例減免額退職 1492条例減免額一般 1493個人減免均等割額 1494個人減免平等割額 1495個人減免退職均等割額 1496個人減免退職平等割額 1497個人減免前決定税額 1498個人減免前退職決定税額 1499個人減免額 1500個人退職減免額 1501旧保険証番号 1502保険証番号結合処理年月日 1503保険証番号結合コンピュータ名 1504保険証番号結合ユーザ名 1505失業者該当非該当¹⁵⁰⁶ 1506失業者軽減区分 1507失業者所得割算定基礎額 1508失業者所得割額 1509失業者算出額 1510失業者算定額 1511失業者限度超過額 1512失業者切り捨て端数額 1513失業者年間保険税 1514失業者退職所得割算定基礎額 1515失業者退職所得割額 1516失業者退職算出額 1517失業者退職算定額 1518失業者退職限度超過額 1519失業者退職切り捨て端数額 1520失業者退職年間保険税 1521失業者一般所得割算定基礎額 1522失業者一般所得割額 1523失業者一般算出額 1524失業者一般算定額 1525失業者一般限度超過額 1526失業者一般切り捨て端数額 1527失業者一般年間保険税 1528失業者合計分増減調整額 1529失業者一般分増減調整額 1530失業者退職者分増減調整額 1531失業者合計決定保険税額 1532失業者一般分決定保険税額 1533支退職者分決定保険税額 1534退避算定基礎額 1535退避退職算定基礎額 1536退避失業者算定基礎額 1537退避失業者退職算定基礎額 1538予備金額1 1539予備金額2 1540予備金額3 1541予備金額4 1542予備金額5 1543予備項目1 1544予備項目2 1545子ども軽減均等割人数 1546子ども軽減均等割額 1547退職子ども軽減均等割人数 1548退職子ども軽減均等割額 1549産前産後免除人数 1550産前産後免除所得割額 1551産前産後免除均等割額 1552退職産前産後免除人数 1553退職産前産後免除所得割額 1554退職産前産後免除均等割額 1555個人産前産後免除額 1556退職個人産前産後免除額 1557自治体コード¹⁵⁵⁸ 対象年度 1559保険証番号 1560世帯主住民番号 1561旧自治体コード¹⁵⁶² 国保履歴番号 1563初期登録業務日時 1564更新業務日時 1565更新システム日時 1566更新コンピュータ名 1567更新ユーザID 1568国保有効¹⁵⁶⁹ 1569決裁状態 1570文字列型予備項目1 1571期別01期調定額 1572期別02期調定額 1573期別03期調定額 1574期別04期調定額 1575期別05期調定額 1576期別06期調定額 1577期別07期調定額 1578期別08期調定額 1579期別09期調定額 1580期別10期調定額 1581期別11期調定額 1582期別12期調定額 1583期別13期調定額 1584期別14期調定額 1585期別15期調定額 1586期別16期調定額 1587期別17期調定額 1588期別18期調定額 1589期別19期調定額 1590期別20期調定額 1591退職01期期別調定額 1592退職02期期別調定額 1593退職03期期別調定額 1594退職04期期別調定額 1595退職05期期別調定額 1596退職06期期別調定額 1597退職07期期別調定額 1598退職08期期別調定額 1599退職09期期別調定額 1600退職10期期別調定額 1601退職11期期別調定額 1602退職12期期別調定額 1603退職13期期別調定額 1604退職14期期別調定額 1605退職15期期別調定額 1606退職16期期別調定額 1607退職17期期別調定額 1608退職18期期別調定額 1609退職19期期別調定額 1610退職20期期別調定額 1611期別特01期調定額 1612期別特02期調定額 1613期別特03期調定額 1614期別特04期調定額 1615期別特05期調定額 1616期別特06期調定額 1617期別特07期調定額 1618期別特08期調定額 1619期別特09期調定額 1620退職特01期期別調定額 1621退職特02期期別調定額 1622退職特03期期別調定額 1623退職特04期期別調定額 1624退職特05期期別調定額 1625退職特06期期別調定額 1626退職特07期期別調定額 1627退職特08期期別調定額 1628退職特09期期別調定額 1629旧保険証番号 1630保険証番号結合処理年月日 1631保険証番号結合コンピュータ名 1632保険証番号結合ユーザ名 1633自治体コード¹⁶³⁴ 対象年度 1635保険証番号 1636世帯主住民番号 1637旧自治体コード¹⁶³⁸ 国保履歴番号 1639初期登録業務日時 1640更新業務日時 1641更新システム日時 1642更新コンピュータ名 1643更新ユーザID 1644国保有効¹⁶⁴⁵ 1645決裁状態 1646文字列型予備項目1 1647所得割算定基礎額 1648所得割額 1649資産割算定基礎額 1650資産割額 1651均等割人数 1652均等割額 1653平等割額 1654単身平等割額 1655算出額 1656軽減均等割額 1657軽減平等割額 1658減免額 1659算定額 1660限度超過額 1661切り捨て端数額 1662年間保険税額 1663退職所得割算定基礎額 1664退職所得割額 1665退職資産割算定基礎額 1666退職資産割額 1667退職均等割人数 1668退職均等割額 1669退職平等割額 1670退職単身平等割額 1671退職算出額 1672退職軽減均等割額 1673退職軽減平等割額 1674退職減免額 1675退職算定額 1676退職限度超過額 1677退職切り捨て端数額 1678退職年間保険税額 1679一般所得割算定基礎額 1680一般所得割額 1681一般資産割算定基礎額 1682一般資産割額 1683一般均等割人数 1684一般均等割額 1685一般平等割額 1686一般単身平等割額 1687一般算出額 1688一般軽減均等割額 1689一般軽減平等割額 1690一般減免額 1691一般算定額 1692一般限度超過額 1693一般切り捨て端数額 1694一般年間保険税額 1695世帯増減減額月数 1696世帯増減月割減額 1697世帯増減一部増減額 1698合計分増減調整額 1699一般分増減調整額 1700退職者分増減調整額 1701基準総所得金額 1702一般基準総所得金額 1703退職基準総所得金額 1704対象月インデックス 1705合計決定保険税額 1706一般分決定保険税額 1707退職者分決定保険税額 1708普徴合計 1709普徴一般 1710普徴退職 1711特徴合計 1712特徴一般 1713特徴退職 1714期別調定額仮算定額 1715期別調定額差引額 1716退職期別調定額仮算定額 1717退職期別調定額差引額 1718一般期別調定額仮算定額 1719一般期別調定額差引額 1720介護区分コード¹⁷²¹ 介護退職区分コード¹⁷²² 個人減免均等割額 1723個人減免平等割額 1724個人減免退職均等割額 1725個人減免退職平等割額 1726個人減免前決定税額 1727個人減免前退職決定税額 1728個人減免額 1729個人退職減免額 1730旧保険証番号 1731保険証番号結合処理年月日 1732保険証番号結合コンピュータ名 1733保険証番号結合ユーザ名 1734失業者該当非該当¹⁷³⁵ 1735失業者軽減区分 1736失業者所得割算定基礎額 1737失業者所得割額 1738失業者算出額 1739失業者算定額 1740失業者限度超過額 1741失業者切り捨て端数額 1742失業者年間保険税 1743失業者退職所得割算定基礎額 1744失業者退職所得割額 1745失業者退職算出額 1746失業者退職算定額 1747失業者退職限度超過額 1748失業者退職切り捨て端数額 1749失業者退職年間保険税 1750失業者一般所得割算定基礎額 1751失業者一般所得割額 1752失業者一般算出額 1753失業者一般算定額 1754失業者一般限度超過額 1755失業者一般切り捨て端数額 1756失業者一般年間保険税 1757失業者合計分増減調整額 1758失業者一般分増減調整額 1759失業者退職者分増減調整額 1760失業者合計決定保険税額 1761失業者一般分決定保険

税額 1762支退職者分決定保険税額 1763退避算定基礎額 1764退避退職算定基礎額 1765退避失業者算定基礎額 1766退避失業者退職算定基礎額 1767予備金額1 1768予備金額2 1769予備金額3 1770予備金額4 1771予備金額5 1772予備項目1 1773予備項目2 1774産前産後免除人数 1775産前産後免除所得割額 1776産前産後免除均等割額 1777退職産前産後免除人数 1778退職産前産後免除所得割額 1779退職産前産後免除均等割額 1780個人産前産後免除額 1781退職個人産前産後免除額 1782自治体コード 1783対象年度 1784保険証番号 1785世帯主住民番号 1786旧自治体コード 1787国保履歴番号 1788初期登録業務日時 1789更新業務日時 1790更新システム日時 1791更新コンピュータ名 1792更新ユーザID 1793国保有効フラグ 1794決裁状態 1795文字列型予備項目1 1796期別01期調定額 1797期別02期調定額 1798期別03期調定額 1799期別04期調定額 1800期別05期調定額 1801期別06期調定額 1802期別07期調定額 1803期別08期調定額 1804期別09期調定額 1805期別10期調定額 1806期別11期調定額 1807期別12期調定額 1808期別13期調定額 1809期別14期調定額 1810期別15期調定額 1811期別16期調定額 1812期別17期調定額 1813期別18期調定額 1814期別19期調定額 1815期別20期調定額 1816退職01期期別調定額 1817退職02期期別調定額 1818退職03期期別調定額 1819退職04期期別調定額 1820退職05期期別調定額 1821退職06期期別調定額 1822退職07期期別調定額 1823退職08期期別調定額 1824退職09期期別調定額 1825退職10期期別調定額 1826退職11期期別調定額 1827退職12期期別調定額 1828退職13期期別調定額 1829退職14期期別調定額 1830退職15期期別調定額 1831退職16期期別調定額 1832退職17期期別調定額 1833退職18期期別調定額 1834退職19期期別調定額 1835退職20期期別調定額 1836期別特01期調定額 1837期別特02期調定額 1838期別特03期調定額 1839期別特04期調定額 1840期別特05期調定額 1841期別特06期調定額 1842期別特07期調定額 1843期別特08期調定額 1844期別特09期調定額 1845退職特01期期別調定額 1846退職特02期期別調定額 1847退職特03期期別調定額 1848退職特04期期別調定額 1849退職特05期期別調定額 1850退職特06期期別調定額 1851退職特07期期別調定額 1852退職特08期期別調定額 1853退職特09期期別調定額 1854旧保険証番号 1855保険証番号結合処理年月日 1856保険証番号結合コンピュータ名 1857保険証番号結合ユーザ名 1858自治体コード 1859対象年度 1860保険証番号 1861世帯主住民番号 1862旧自治体コード 1863国保履歴番号 1864初期登録業務日時 1865更新業務日時 1866更新システム日時 1867更新コンピュータ名 1868更新ユーザID 1869国保有効フラグ 1870決裁状態 1871文字列型予備項目1 1872所得割算定基礎額 1873所得割額 1874資産割算定基礎額 1875資産割額 1876均等割人数 1877均等割額 187818歳以上均等割人数 187918歳以上均等割額 1880平等割額 1881单身平等割額 1882算出額 1883軽減均等割額 188418歳以上軽減均等割額 1885軽減平等割額 1886減免額 1887算定額 1888限度超過額 1889切り捨て端数額 1890年間保険税額 1891世帯増減減額月数 1892世帯増減月割減額 1893世帯増減一部増減額 1894合計分増減調整額 1895基準総所得金額 1896対象月インデックス 1897合計決定保険税額 1898普徴合計 1899特徴合計 1900期別調定額仮算定額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	
1901 期別調定額差引額 1902 条例減免額 1903 個人減免均等割額 1904 個人減免平等割額 1905 個人減免前決定税額 1906 個人減免額 1907 旧保険証番号 1908 保険証番号結合処理年月日 1909 保険証番号結合コンピュータ名 1910 保険証番号結合ユーザ名 1911 失業者該当非該当フラグ 1912 失業者軽減区分 1913 失業者所得割算定基礎額 1914 失業者所得割額 1915 失業者算出額 1916 失業者算定額 1917 失業者限度超過額 1918 失業者切り捨て端数額 1919 失業者年間保険税 1920 失業者合計増減調整額 1921 失業者合計決定保険税額 1922 退避算定基礎額 1923 退避失業者算定基礎額 1924 予備金額1 1925 予備金額2 1926 予備金額3 1927 予備金額4 1928 予備金額5 1929 予備金額6 1930 予備金額7 1931 予備金額8 1932 予備金額9 1933 予備金額10 1934 予備項目1 1935 予備項目2 1936 予備項目3 1937 予備項目4 1938 予備項目5 1939 予備項目6 1940 予備項目7 1941 予備項目8 1942 予備項目9 1943 予備項目10 1944 子ども軽減均等割人数 1945 子ども軽減均等割額 1946 産前産後免除人数 1947 産前産後免除所得割額 1948 産前産後免除均等割額 1949 18歳以上産前産後免除人数 1950 18歳以上産前産後免除均等割額 1951 個人産前産後免除額 1952 18歳未満軽減均等割人数 1953 18歳未満軽減均等割額 1954自治体コード 1955対象年度 1956保険証番号 1957世帯主住民番号 1958旧自治体コード 1959国保履歴番号 1960初期登録業務日時 1961更新業務日時 1962更新システム日時 1963更新コンピュータ名 1964更新ユーザID 1965国保有効フラグ 1966決裁状態 1967文字列型予備項目1 1968期別01期調定額 1969期別02期調定額 1970期別03期調定額 1971期別04期調定額 1972期別05期調定額 1973期別06期調定額 1974期別07期調定額 1975期別08期調定額 1976期別09期調定額 1977期別10期調定額 1978期別11期調定額 1979期別12期調定額 1980期別13期調定額 1981期別14期調定額 1982期別15期調定額 1983期別16期調定額 1984期別17期調定額 1985期別18期調定額 1986期別19期調定額 1987期別20期調定額 1988期別特01期調定額 1989期別特02期調定額 1990期別特03期調定額 1991期別特04期調定額 1992期別特05期調定額 1993期別特06期調定額 1994期別特07期調定額 1995期別特08期調定額 1996期別特09期調定額 1997旧保険証番号 1998保険証番号結合処理年月日 1999保険証番号結合コンピュータ名 2000保険証番号結合ユーザ名 2001自治体コード 2002対象年度 2003保険証番号 2004世帯主住民番号 2005旧自治体コード 2006国保履歴番号 2007初期登録業務日時 2008更新業務日時 2009更新システム日時 2010更新コンピュータ名 2011更新ユーザID 2012国保有効フラグ 2013決裁状態 2014文字列型予備項目1 2015期別01期調定額 2016期別02期調定額 2017期別03期調定額 2018期別04期調定額 2019期別05期調定額 2020期別06期調定額 2021期別07期調定額 2022期別08期調定額 2023期別09期調定額 2024期別10期調定額 2025期別11期調定額 2026期別12期調定額 2027期別13期調定額 2028期別14期調定額 2029期別15期調定額 2030期別16期調定額 2031期別17期調定額 2032期別18期調定額 2033期別19期調定額 2034期別20期調定額 2035退職01期期別調定額 2036退職02期期別調定額 2037退職03期期別調定額 2038退職04期期別調定額 2039退職05期期別調定額 2040退職06期期別調定額 2041退職07期期別調定額 2042退職08期期別調定額 2043退職09期期別調定額 2044退職10期期別調定額 2045退職11期期別調定額 2046退職12期期別調定額 2047退職13期期別調定額 2048退職14期期別調定額 2049退職15期期別調定額 2050退職16期期別調定額 2051退職17期期別調定額 2052退職18期期別調定額 2053退職19期期別調定額 2054退職20期期別調定額 2055期別特01期調定額 2056期別特02期調定額 2057期別特03期調定額 2058期別特04期調定額 2059期別特05期調定額 2060期別特06期調定額 2061期別特07期調定額 2062期別特08期調定額 2063期別特09期調定額 2064退職特01期期別調定額 2065退職特02期期別調定額 2066退職特03期期別調定額 2067退職特04期期別調定額 2068退職特05期期別調定額 2069退職特06期期別調定額 2070退職特07期期別調定額 2071退職特08期期別調定額 2072退職特09期期別調定額 2073旧保険証番号 2074保険証番号結合処理年月日 2075保険証番号結合コンピュータ名 2076保険証番号結合ユーザ名 2077自治体コード 2078対象年度 2079保険証番号 2080世帯主住民番号 2081国保履歴番号 2082初期登録業務日時 2083更新業務日時 2084更新システム日時 2085更新コンピュータ名 2086更新ユーザID 2087国保有効フラグ 2088決裁状態 2089旧自治体コード 2090文字列型予備項目1 2091通知書番号 2092世帯主個人番号 2093徴収区分資格判定結果 2094徴収区分2分の1判定結果 2095徴収区分登録年月日 2096徴収区分設定理由区分 2097判定時更正履歴番号 2098徴収区分備考 2099特徴開始月 2100特徴開始期 2101年金支給額 2102介護引落額 2103国保引落額 2104国保引落額2 2105国保引落端数額 2106医療引落額1 2107医療引落額2 2108医療引落端数額 2109介護引落額1 2110介護引落額2 2111介護引落端数額 2112支援金引落額1 2113支援金引落額2 2114支援金引落端数額 2115医療退職引落額1 2116医療退職引落額2 2117医療退職引落端数額 2118介護退職引落額1 2119介護退職引落額2 2120介護退職引落端数額 2121支援金退職引落額1 2122支援金退職引落額2 2123支援金退職引落端数額 2124特徴依頼フラグ 2125特徴依頼年月日 2126特徴停止フラグ 2127特徴停止年月日 2128特徴依頼 2129特徴依頼結果 2130年金名称 2131特別徴収義務者コード 2132義務者名称 2133年度切替コピーフラグ 2134旧保険証番号 2135保険証番号結合処理年月日 2136保険証番号結合ユーザ名 2137保険証番号結合コンピュータ名 2138自治体コード 2139個人番号 2140対象年度 2141履歴番号 2142サブ履歴番号 2143初期登録業務日時 2144更新業務日時 2145更新システム日時 2146更新コンピュータ名 2147更新ユーザID 2148有効フラグ 2149決裁状態 2150旧自治体コード 2151履歴判定 2152徴収区分 2153決議年月日 2154住民税異動区分コード 2155異動年月日 2156住民税整理番号 2157賦課資料区分コード 2158書式区分 2159無職無収入コード 2160均等割区分 2161均等割パターン番号 2162入力区分 2163営業所得額 2164農業所得額 2165その他事業所得額 2166不動産所得額 2167利子所得額 2168配当所得フラグ 2169配当所得額 2170株式配当所得額 2171公募外貨配当所得額 2172公募他配当所得額 2173その他配当所得額 2174所得税配当所得額 2175所得税株式配当所得額 2176所得税公募外貨配当所得額 2177所得税公募他配当所得額 2178所得税その他配当所得額 2179給与所得額 2180主たる給与支払額 2181従たる給与支払額 2182給与支払額内数従者給与額 2183特定支出控除額 2184雑所得額 2185公的年金支払額 2186年金雑所得額 2187その他雑所得額 2188総合譲渡短期所得額 2189総合譲渡短期差引額 2190総合譲渡長期所得額 2191総合譲渡長期差引額 2192総合譲渡分特別控除額 2193総合譲渡特別設定フラグ 2194総合譲渡逆算フラグ 2195一時所得額 2196一時差引額 2197総合一時所得額 2198短期一般所得額 2199短期一般差引額 2200短期一般特別控除額 2201短期軽減所得額 2202短期軽減差引額 2203短期軽減特別控除額 2204長期一般所得額 2205長期一般差引額 2206長期一般特別控除額 2207長期特定所得額 2208長期特定差引額 2209長期特定特別控除額 2210長期軽減課所得額 2211長期軽減課差引額 2212長期軽減課特別控除額 2213条約適用利子等所得額 2214条約適用配当等所得額 2215条約適用特例適用課税額 2216土地等雑所得額 2217超短期所得額 2218株式譲渡所得額 2219株式譲渡一般分所得額 2220株式譲渡新規公開分所得額 2221株式譲渡特別控除額 2222商品先物取引所得額 2223山林所得額 2224山林特別控除額 2225退職所得額 2226退職所得控除額 2227退職支払額 2228市町村源泉退職所得割額 2229都道府県源泉退職所得割額 2230勤続年数 2231就職年月日 2232退職年月日 2233総合退職所得額 2234総合退職所得控除額 2235特例適用条文1 2236特例適用条文2 2237特例適用条文3 2238変動所得額 2239前年変動所得額 2240前々年変動所得額 2241臨時所得額 2242平均課税対象金額 2243免税所得額 2244肉用牛売却価格 2245肉用牛免税対象所得額 2246肉用牛免税対象外所得額 2247非課税所得額 2248申告0円所得区分01 2249申告0円所得区分02 2250申告0円所得区分03 2251申告0円所得区分04 2252申告0円所得区分05 2253申告0円所得区分06 2254申告0円所得区分07 2255申告0円所得区分08 2256申告0円所得区分09 2257申告0円所得区分10 2258最高所得区分 2259総所得金額 2260合計所得金額 2261総所得金額等 2262所得税総所得金額 2263所得税合計所得金額 2264所得税総所得金額等 2265総所得損通所得額 2266総合短期損通所得額 2267総合長期損通所得額 2268短期一般損通所得額 2269短期軽減損通所得額 2270長期一般損通所得額 2271長期特定損通所得額 2272長期軽減課損通所得額 2273長期特別損通所得額 2274土地等雑損通所得額 2275超短期損通所得額 2276山林損通所得額 2277株式譲渡損通所得額 2278商品先物取引損通所得額 2279退職損通所得額 2280所得税総所得損通所得額 2281所得税総合短期損通所得額 2282所得税総合長期損通所得額 2283所得税短期一般損通所得額 2284所得税短期軽減損通所得額 2285所得税長期一般損通所得額 2286所得税長期特定損通所得額 2287所得税長期軽減課損通所得額 2288所得税長期特別損通所得額	

2289所得税土地等雑損通所得額 2290所得税超短期損通所得額 2291所得税株式譲渡損通所得額 2292所得税商品先物取引損通所得額 2293所得税山林損通所得額 2294所得税退職損通所得額 2295雑損控除額 2296医療費控除額 2297社会保険料控除額 2298小規模共済控除額 2299生命保険料控除額 2300所得税生命保険料控除額 2301生命保険料支払額 2302個人年金保険料支払額 2303損害保険料控除額 2304所得税損害保険料控除額 2305損害保険料支払額 2306長期損害保険料支払額 2307寄付控除額 2308寄付控除額 2309所得税寄付金控除額 2310合計控除額 2311所得税合計控除額 2312控対象該当コード 2313配偶者区分 2314配特有無区分 2315配偶者特別控除額 2316所得税配偶者特別控除額 2317配偶者合計所得金額 2318扶養一般該当人数 2319扶養年少該当人数 2320扶養特定該当人数 2321扶養老人該当人数 2322扶養同居老人該当人数 2323扶養特障該当人数 2324扶養同居特障該当人数 2325扶養普障該当人数 2326未成年該当コード 2327老年人該当コード 2328寡婦該当コード 2329障害者該当コード 2330勤労学生該当コード 2331住民税申告区分 2332本専区分 2333配専区分 2334青色専従該当人数 2335白色専従該当人数 2336専従者控除額 2337繰越損失額 2338純損失額 2339譲渡繰越損失額 2340雑損失額 2341特定株式損失額 2342当年純損失額 2343当年譲渡繰越損失額 2344当年雑損失額 2345当年特定株式損失額 2346前純損失額 2347前譲渡繰越損失額 2348前雑損失額 2349前特定株式損失額 2350前々純損失額 2351前々譲渡繰越損失額 2352前々雑損失額 2353前々特定株式損失額 2354所得税総所得課税額 2355所得税短期一般課税額 2356所得税短期軽減課税額 2357所得税長期一般課税額 2358所得税長期特定課税額 2359所得税長期軽減課税額 2360所得税長期特別課税額 2361所得税土地等雑課税額 2362所得税超短期課税額 2363所得税株式課税額 2364所得税商品先物取引課税額 2365所得税山林課税額 2366所得税退職課税額 2367総所得所得税額 2368短期一般所得税額 2369短期軽減所得税額 2370長期一般所得税額 2371長期特定所得税額 2372長期軽減所得税額 2373長期特別所得税額 2374土地等雑所得税額 2375超短期所得税額 2376株式所得税額 2377商品先物取引所得税額 2378山林所得税額 2379退職所得税額 2380所得税配当控除額 2381住宅借入金特別控除額 2382その他特別控除額 2383定率控除前所得税額 2384所得税災害減免額 2385所得税外国税額控除額 2386所得税特別減税額 2387所得税定率控除額 2388定率控除後所得税額 2389所得税額 2390所得税額チェックフラグ 2391総所得課税額 2392短期一般課税額 2393短期軽減課税額 2394長期一般課税額 2395長期特定課税額 2396長期軽減課税額 2397長期特別課税額 2398土地等雑課税額 2399超短期課税額 2400株式課税額 2401商品先物取引課税額 2402山林課税額 2403退職課税額 2404市町村総所得所得割額 2405市町村短期一般所得割額 2406市町村短期軽減所得割額 2407市町村長期一般所得割額 2408市町村長期特定所得割額 2409市町村長期軽減所得割額 2410市町村長期特別所得割額 2411市町村土地等雑所得割額 2412市町村超短期所得割額 2413市町村株式所得割額 2414市町村商品先物取引所得割額 2415市町村山林所得割額 2416市町村退職所得割額 2417市町村算出所得割額 2418市町村配当控除額 2419市町村外国税額控除額 2420市町村調整額 2421市町村特別減税額 2422市町村定率控除額 2423市町村免税額 2424市町村所得割額 2425市町村端数切捨所得割額 2426市町村特別減税前所得割額 2427市町村定率控除前所得割額 2428市町村均等割額 2429市町村住民税額 2430都道府県総所得所得割額 2431都道府県短期一般所得割額 2432都道府県短期軽減所得割額 2433都道府県長期一般所得割額 2434都道府県長期特定所得割額 2435都道府県長期軽減所得割額 2436都道府県長期特別所得割額 2437都道府県土地等雑所得割額 2438都道府県超短期所得割額 2439都道府県株式所得割額 2440都道府県商品先物取引所得割額 2441都道府県山林所得割額 2442都道府県退職所得割額 2443都道府県算出所得割額 2444都道府県配当控除額 2445都道府県外国税額控除額 2446都道府県調整額 2447都道府県特別減税額 2448都道府県定率控除額 2449都道府県免税額 2450都道府県所得割額 2451都道府県端数切捨所得割額 2452都道府県特別減税前所得割額 2453都道府県定率控除前所得割額 2454都道府県均等割額 2455都道府県住民税額 2456課税非課税区分コード 2457所得割非課税フラグ 2458均等割非課税フラグ 2459年税額 2460市町村所得割減免額 2461市町村均等割減免額 2462都道府県所得割減免額 2463都道府県均等割減免額 2464予備金額1 2465予備金額2 2466予備金額3 2467予備金額4 2468予備金額5 2469予備項目1 2470予備項目2 2471予備項目3 2472予備項目4 2473予備項目5 2474株式譲渡上場所得額 2475所得税株式譲渡上場所得額 2476所得税株式譲渡所得額 2477株式譲渡フラグ 2478株式譲渡上場損通所得額 2479所得税株式譲渡上場損通所得額 2480株式上場課税額 2481所得税株式上場課税額 2482肉牛軽減課税額 2483市町村株式上場所得割額 2484都道府県株式上場所得割額 2485市町村肉牛軽減所得割額 2486都道府県肉牛軽減所得割額 2487株式上場所得税額 2488肉牛軽減所得税額 2489株式含む合計所得金額 2490先物取引損失額 2491当年先物取引損失額 2492前々先物取引損失額 2493前々先物取引損失額 2494配当割控除額 2495株式譲渡割控除額 2496市町村定率控除後所得割額 2497都道府県定率控除後所得割額 2498控除超過額 2499居住用特定譲渡所得額 2500居住用特定損失額 2501市町村株式譲渡配当割控除額 2502都道府県株式譲渡配当割控除額 2503市町村65歳以上の特例控除額 2504都道府県65歳以上の特例控除額 2505市町村調整控除額 2506都道府県調整控除額 2507市町村控除不足額 2508都道府県控除不足額 2509市町村内充当額 2510都道府県内充当額 2511市町村外充当額 2512都道府県外充当額 2513標準税率市町村総所得 2514標準税率市町村山林 2515標準税率市町村退職 2516標準税率市町村算出所得割 2517標準税率市町村調整額 2518標準税率定率控除前市町村所得割 2519標準税率定率控除後市町村所得割額 2520標準税率市町村65歳以上の特例控除額 2521標準税率市町村所得割 2522標準税率市町村所得割 2523標準税率市町村均等割 2524標準税率都道府県総所得 2525標準税率都道府県山林 2526標準税率都道府県退職 2527標準税率都道府県算出所得割 2528標準税率都道府県調整額 2529標準税率定率控除前都道府県所得割 2530標準税率定率控除後都道府県所得割額 2531標準税率都道府県65歳以上の特例控除額 2532標準税率都道府県所得割 2533標準税率都道府県所得割 2534標準税率都道府県均等割 2535政党等寄付金特別控除額 2536耐震改修特別控除額 2537住宅借入金特別控除可能額 2538市町村住宅借入金特別控除可能額 2539都道府県住宅借入金特別控除可能額 2540市町村税源移譲減額 2541都道府県税源移譲減額 2542標準税率市町村税源移譲減額 2543標準税率都道府県税源移譲減額 2544国税更正日 2545入力年月日 2546入力部署名 2547資料区分 2548優先区分 2549繰越損失軽減純損失額 2550繰越損失軽減譲渡損失額 2551推定所得額 2552控対象扶養合計人数 2553老配老人扶養合計人数 2554所得合計額 2555分離配当所得額 2556株式配当損失額 2557分離配当課税額 2558山林純損失額 2559特定中小株式損失額 2560海外転入区分 2561基礎控除額 2562所得金額調整控除額 256323歳未満扶養親族有無 2564予備金額6 2565予備金額7 2566予備金額8 2567予備金額9 2568予備金額10 2569予備金額11 2570予備金額12 2571予備金額13 2572予備金額14 2573予備金額15 2574予備項目6 2575予備項目7 2576予備項目8 2577予備項目9 2578予備項目10

(給付管理)

2579自治体コード 2580保険証番号 2581診療年月 2582履歴番号 2583初期登録業務日時 2584更新業務日時 2585更新システム日時 2586更新コンピュータ名 2587更新ユーザID 2588有効フラグ 2589決裁状態 2590旧自治体コード 2591文字列型予備項目1 2592明細書件数 2593高額明細件数 2594課税区分 2595世帯負担区分 2596年間該当回数 2597多数該当フラグ 2598総医療費 2599保険者負担額 2600実患者負担額 2601薬剤一部負担額 2602公費負担額 2603公費患者負担額 2604高額現物給付額 2605合計一部負担額 2606高齢外来限度額 2607高齢外来高額の 2608高齢外来貸付額 2609高齢外来償還額 2610高齢世帯合算対象額 2611高齢世帯限度額 2612高齢世帯高額の 2613高齢世帯貸付額 2614高齢世帯償還額 2615世帯合算対象額 2616世帯限度額 2617世帯高額の 2618世帯貸付額 2619世帯償還額 2620個人合算対象額 2621個人合算限度額 2622個人合算高額の 2623個人合算貸付額 2624個人合算償還額 2625限度額 2626高額療養費 2627貸付額 2628支払確定額 2629自治体コード 2630保険証番号 2631個人番号 2632支払管理番号 2633履歴番号 2634初期登録業務日時 2635更新業務日時 2636更新システム日時 2637更新コンピュータ名 2638更新ユーザID 2639有効フラグ 2640最新フラグ 2641決裁状態 2642旧自治体コード 2643文字列型予備項目1 2644診療年月 2645療養費種別 2646レセプト取込対象フラグ 2647レセプト取込済フラグ 2648レセプト管理番号 2649医療機関開区コード 2650医療機関点数区分 2651医療機関番号 2652医療機関区分 2653診療科目 2654入外区分 2655本扶区分 2656本人家族区分 2657課税区分 2658世帯負担区分 2659高齢者負担区分 2660傷病コード 2661発病負傷年月日 2662療養期間開始年月日 2663療養期間終了年月日 2664診療実日数 2665総医療費 2666負担割合 2667指定公費負担額 2668高額現物 2669実患者負担額 2670薬剤一部負担額 2671法制区分 2672公費負担者番号 2673受給者番号 2674公費点数 2675公費総医療費 2676公費限度額 2677公費指定公費負担額 2678公費負担額 2679公費患者負担額 2680公費薬剤一部負担金 2681支払済額 2682負担金額 2683支払確定額 2684月中特例該当コード 2685限度額適用区分 2686審査認定額 2687処方箋交付機関番号 2688療養費支払日 2689 支払対象番号 2690自治体コード 2691保険証番号 2692個人番号 2693履歴番号 2694初期登録業務日時 2695更新業務日時 2696更新システム日時 2697更新ユーザID 2698有効フラグ 2699決裁状態 2700旧自治体コード 2701文字列型予備項目1 2702明細書件数 2703高額明細件数 2704課税区分 2705世帯負担区分 2706年間該当回数 2707多数該当フラグ 2708総医療費 2709保険者負担額 2710実患者負担額 2711薬剤一部負担額 2712公費負担額 2713公費患者負担額 2714高額現物給付額 2715合計一部負担額 2716高齢外来限度額 2717高齢外来高額の 2718高齢外来貸付額 2719高齢外来償還額 2720高齢世帯合算対象額 2721高齢世帯限度額 2722高齢世帯高額の 2723高齢世帯貸付額 2724高齢世帯償還額 2725世帯合算対象額 2726世帯限度額 2727世帯高額の 2728世帯貸付額 2729世帯償還額 2730個人合算対象額 2731個人合算限度額 2732個人合算高額の 2733個人合算貸付額 2734個人合算償還額 2735限度額 2736高額療養費 2737貸付額 2738支払確定額 2739自治体コード 2740保険証番号 2741個人番号 2742支払管理番号 2743履歴番号 2744初期登録業務日時 2745更新業務日時 2746更新システム日時 2747更新ユーザID 2748有効フラグ 2749最新フラグ 2750決裁状態 2751旧自治体コード 2752文字列型予備項目1 2753診療年月 2754療養費種別 2755レセプト取込対象フラグ 2756レセプト取込済フラグ 2757レセプト管理番号 2758医療機関開区コード 2759医療機関点数区分 2760医療機関番号 2761医療機関区分 2762診療科目 2763入外区分 2764本扶区分 2765本人家族区分 2766課税区分 2767世帯負担区分 2768高齢者負担区分 2769傷病コード 2770発病負傷年月日 2771療養期間開始年月日 2772療養期間終了年月日 2773診療実日数 2774総医療費 2775負担割合 2776指定公費負担額 2777高額現物 2778実患者負担額 2779薬剤一部負担額 2780法制区分 2781公費負担者番号 2782受給者番号 2783公費点数 2784公費総医療費 2785公費限度額 2786公費指定公費負担額 2787公費負担額 2788公費患者負担額 2789公費薬剤一部負担金 2790支払済額 2791負担金額 2792支払確定額 2793月中特例該当コード 2794限度額適用区分 2795審査認定額 2796処方箋交付機関番号 2797療養費支払日 2798 支払対象番号 2799自治体コード 2800保険証番号 2801個人番号 2802履歴番号 2803初期登録業務日時 2804更新業務日時 2805更新システム日時 2806更新ユーザID 2807有効フラグ 2808決裁状態 2809旧自治体コード 2810文字列型予備項目1 2811明細書件数 2812高額明細件数 2813課税区分 2814世帯負担区分 2815年間該当回数 2816多数該当フラグ 2817総医療費 2818保険者負担額 2819実患者負担額 2820薬剤一部負担額 2821公費負担額 2822公費患者負担額 2823高額現物給付額 2824合計一部負担額 2825高齢外来限度額 2826高齢外来高額の 2827高齢外来貸付額 2828高齢外来償還額 2829高齢世帯合算対象額 2830高齢世帯限度額 2831高齢世帯高額の 2832高齢世帯貸付額 2833高齢世帯償還額 2834世帯合算対象額 2835世帯限度額 2836世帯高額の 2837世帯貸付額 2838世帯償還額 2839個人合算対象額 2840個人合算限度額 2841個人合算高額の 2842個人合算貸付額 2843個人合算償還額 2844限度額 2845高額療養費 2846貸付額 2847支払確定額 2848自治体コード 2849保険証番号 2850個人番号 2851支払管理番号 2852履歴番号 2853初期登録業務日時 2854更新業務日時 2855更新システム日時 2856更新ユーザID 2857有効フラグ 2858最新フラグ 2859決裁状態 2860旧自治体コード 2861文字列型予備項目1 2862診療年月 2863療養費種別 2864レセプト取込対象フラグ 2865レセプト取込済フラグ 2866レセプト管理番号 2867医療機関開区コード 2868医療機関点数区分 2869医療機関番号 2870医療機関区分 2871診療科目 2872入外区分 2873本扶区分 2874本人家族区分 2875課税区分 2876世帯負担区分 2877高齢者負担区分 2878傷病コード 2879発病負傷年月日 2880療養期間開始年月日 2881療養期間終了年月日 2882診療実日数 2883総医療費 2884負担割合 2885指定公費負担額 2886高額現物 2887実患者負担額 2888薬剤一部負担額 2889法制区分 2890公費負担者番号 2891受給者番号 2892公費点数 2893公費総医療費 2894公費限度額 2895公費指定公費負担額 2896公費負担額 2897公費患者負担額 2898公費薬剤一部負担金 2899支払済額 2900負担金額 2901支払確定額 2902月中特例該当コード 2903限度額適用区分 2904審査認定額 2905処方箋交付機関番号 2906療養費支払日 2907 支払対象番号 2908自治体コード 2909保険証番号 2910個人番号 2911履歴番号 2912初期登録業務日時 2913更新業務日時 2914更新システム日時 2915更新ユーザID 2916有効フラグ 2917決裁状態 2918旧自治体コード 2919文字列型予備項目1 2920明細書件数 2921高額明細件数 2922課税区分 2923世帯負担区分 2924年間該当回数 2925多数該当フラグ 2926総医療費 2927保険者負担額 2928実患者負担額 2929薬剤一部負担額 2930公費負担額 2931公費患者負担額 2932高額現物給付額 2933合計一部負担額 2934高齢外来限度額 2935高齢外来高額の 2936高齢外来貸付額 2937高齢外来償還額 2938高齢世帯合算対象額 2939高齢世帯限度額 2940高齢世帯高額の 2941高齢世帯貸付額 2942高齢世帯償還額 2943世帯合算対象額 2944世帯限度額 2945世帯高額の 2946世帯貸付額 2947世帯償還額 2948個人合算対象額 2949個人合算限度額 2950個人合算高額の 2951個人合算貸付額 2952個人合算償還額 2953限度額 2954高額療養費 2955貸付額 2956支払確定額 2957自治体コード 2958保険証番号 2959個人番号 2960支払管理番号 2961履歴番号 2962初期登録業務日時 2963更新業務日時 2964更新システム日時 2965更新ユーザID 2966有効フラグ 2967最新フラグ 2968決裁状態 2969旧自治体コード 2970文字列型予備項目1 2971診療年月 2972療養費種別 2973レセプト取込対象フラグ 2974レセプト取込済フラグ 2975レセプト管理番号 2976医療機関開区コード 2977医療機関点数区分 2978医療機関番号 2979医療機関区分 2980診療科目 2981入外区分 2982本扶区分 2983本人家族区分 2984課税区分 2985世帯負担区分 2986高齢者負担区分 2987傷病コード 2988発病負傷年月日 2989療養期間開始年月日 2990療養期間終了年月日 2991診療実日数 2992総医療費 2993負担割合 2994指定公費負担額 2995高額現物 2996実患者負担額 2997薬剤一部負担額 2998法制区分 2999公費負担者番号 3000受給者番号 3001公費点数 3002公費総医療費 3003公費限度額 3004公費指定公費負担額 3005公費負担額 3006公費患者負担額 3007公費薬剤一部負担金 3008支払済額 3009負担金額 3010支払確定額 3011月中特例該当コード 3012限度額適用区分 3013審査認定額 3014処方箋交付機関番号 3015療養費支払日 3016 支払対象番号 3017自治体コード 3018保険証番号 3019個人番号 3020履歴番号 3021初期登録業務日時 3022更新業務日時 3023更新システム日時 3024更新ユーザID 3025有効フラグ 3026決裁状態 3027旧自治体コード 3028文字列型予備項目1 3029明細書件数 3030高額明細件数 3031課税区分 3032世帯負担区分 3033年間該当回数 3034多数該当フラグ 3035総医療費 3036保険者負担額 3037実患者負担額 3038薬剤一部負担額 3039公費負担額 3040公費患者負担額 3041高額現物給付額 3042合計一部負担額 3043高齢外来限度額 3044高齢外来高額の 3045高齢外来貸付額 3046高齢外来償還額 3047高齢世帯合算対象額 3048高齢世帯限度額 3049高齢世帯高額の 3050高齢世帯貸付額 3051高齢世帯償還額 3052世帯合算対象額 3053世帯限度額 3054世帯高額の 3055世帯貸付額 3056世帯償還額 3057個人合算対象額 3058個人合算限度額 3059個人合算高額の 3060個人合算貸付額 3061個人合算償還額 3062限度額 3063高額療養費 3064貸付額 3065支払確定額 3066自治体コード 3067保険証番号 3068個人番号 3069支払管理番号 3070履歴番号 3071初期登録業務日時 3072更新業務日時 3073更新システム日時 3074更新ユーザID 3075有効フラグ 3076最新フラグ 3077決裁状態 3078旧自治体コード 3079文字列型予備項目1 3080診療年月 3081療養費種別 3082レセプト取込対象フラグ 3083レセプト取込済フラグ 3084レセプト管理番号 3085医療機関開区コード 3086医療機関点数区分 3087医療機関番号 3088医療機関区分 3089診療科目 3090入外区分 3091本扶区分 3092本人家族区分 3093課税区分 3094世帯負担区分 3095高齢者負担区分 3096傷病コード 3097発病負傷年月日 3098療養期間開始年月日 3099療養期間終了年月日 3100診療実日数 3101総医療費 3102負担割合 3103指定公費負担額 3104高額現物 3105実患者負担額 3106薬剤一部負担額 3107法制区分 3108公費負担者番号 3109受給者番号 3110公費点数 3111公費総医療費 3112公費限度額 3113公費指定公費負担額 3114公費負担額 3115公費患者負担額 3116公費薬剤一部負担金 3117支払済額 3118負担金額 3119支払確定額 3120月中特例該当コード 3121限度額適用区分 3122審査認定額 3123処方箋交付機関番号 3124療養費支払日 3125 支払対象番号 3126自治体コード 3127保険証番号 3128個人番号 3129履歴番号 3130初期登録業務日時 3131更新業務日時 3132更新システム日時 3133更新ユーザID 3134有効フラグ 3135決裁状態 3136旧自治体コード 3137文字列型予備項目1 3138明細書件数 3139高額明細件数 3140課税区分 3141世帯負担区分 3142年間該当回数 3143多数該当フラグ 3144総医療費 3145保険者負担額 3146実患者負担額 3147薬剤一部負担額 3148公費負担額 3149公費患者負担額 3150高額現物給付額 3151合計一部負担額 3152高齢外来限度額 3153高齢外来高額の 3154高齢外来貸付額 3155高齢外来償還額 3156高齢世帯合算対象額 3157高齢世帯限度額 3158高齢世帯高額の 3159高齢世帯貸付額 3160高齢世帯償還額 3161世帯合算対象額 3162世帯限度額 3163世帯高額の 3164世帯貸付額 3165世帯償還額 3166個人合算対象額 3167個人合算限度額 3168個人合算高額の 3169個人合算貸付額 3170個人合算償還額 3171限度額 3172高額療養費 3173貸付額 3174支払確定額 3175自治体コード 3176保険証番号 3177個人番号 3178支払管理番号 3179履歴番号 3180初期登録業務日時 3181更新業務日時 3182更新システム日時 3183更新ユーザID 3184有効フラグ 3185最新フラグ 3186決裁状態 3187旧自治体コード 3188文字列型予備項目1 3189診療年月 3190療養費種別 3191レセプト取込対象フラグ 3192レセプト取込済フラグ 3193レセプト管理番号 3194医療機関開区コード 3195医療機関点数区分 3196医療機関番号 3197医療機関区分 3198診療科目 3199入外区分 3200本扶区分 3201本人家族区分 3202課税区分 3203世帯負担区分 3204高齢者負担区分 3205傷病コード 3206発病負傷年月日 3207療養期間開始年月日 3208療養期間終了年月日 3209診療実日数 3210総医療費 3211負担割合 3212指定公費負担額 3213高額現物 3214実患者負担額 3215薬剤一部負担額 3216法制区分 3217公費負担者番号 3218受給者番号 3219公費点数 3220公費総医療費 3221公費限度額 3222公費指定公費負担額 3223公費負担額 3224公費患者負担額 3225公費薬剤一部負担金 3226支払済額 3227負担金額 3228支払確定額 3229月中特例該当コード 3230限度額適用区分 3231審査認定額 3232処方箋交付機関番号 3233療養費支払日 3234 支払対象番号 3235自治体コード 3236保険証番号 3237個人番号 3238履歴番号 3239初期登録業務日時 3240更新業務日時 3241更新システム日時 3242更新ユーザID 3243有効フラグ 3244決裁状態 3245旧自治体コード 3246文字列型予備項目1 3247診療年月 3248療養費種別 3249レセプト取込対象フラグ 3250レセプト取込済フラグ 3251レセプト管理番号 3252医療機関開区コード 3253医療機関点数区分 3254医療機関番号 3255医療機関区分 3256診療科目 3257入外区分 3258本扶区分 3259本人家族区分 3260課税区分 3261世帯負担区分 3262高齢者負担区分 3263傷病コード 3264発病負傷年月日 3265療養期間開始年月日 3266療養期間終了年月日 3267診療実日数 3268総医療費 3269負担割合 3270指定公費負担額 3271高額現物 3272実患者負担額 3273薬剤一部負担額 3274法制区分 3275公費負担者番号 3276受給者番号 3277公費点数 3278公費総医療費 3279公費限度額 3280公費指定公費負担額 3281公費負担額 3282公費患者負担額 3283公費薬剤一部負担金 3284支払済額 3285負担金額 3286支払確定額 3287月中特例該当コード 3288限度額適用区分 3289審査認定額 3290処方箋交付機関番号 3291療養費支払日 3292 支払対象番号 3293自治体コード 3294保険証番号 3295個人番号 3296履歴番号 3297初期登録業務日時 3298更新業務日時 3299更新システム日時 3300更新ユーザID 3301有効フラグ 3302決裁状態 3303旧自治体コード 3304文字列型予備項目1 3305明細書件数 3306高額明細件数 3307課税区分 3308世帯負担区分 3309年間該当回数 3310多数該当フラグ 3311総医療費 3312保険者負担額 3313実患者負担額 3314薬剤一部負担額 3315公費負担額 3316公費患者負担額 3317高額現物給付額 3318合計一部負担額 3319高齢外来限度額 3320高齢外来高額の 3321高齢外来貸付額 3322高齢外来償還額 3323高齢世帯合算対象額 3324高齢世帯限度額 3325高齢世帯高額の 3326高齢世帯貸付額 3327高齢世帯償還額 3328世帯合算対象額 3329世帯限度額 3330世帯高額の 3331世帯貸付額 3332世帯償還額 3333個人合算対象額 3334個人合算限度額 3335個人合算高額の 3336個人合算貸付額 3337個人合算償還額 3338限度額 3339高額療養費 3340貸付額 3341支払確定額 3342自治体コード 3343保険証番号 3344個人番号 3345支払管理番号 3346履歴番号 3347初期登録業務日時 3348更新業務日時 3349更新システム日時 3350更新ユーザID 3351有効フラグ 3352最新フラグ 3353決裁状態 3354旧自治体コード 3355文字列型予備項目1 3356診療年月 3357療養費種別 3358レセプト取込対象フラグ 3359レセプト取込済フラグ 3360レセプト管理番号 3361医療機関開区コード 3362医療機関点数区分 3363医療機関番号 3364医療機関区分 3365診療科目 3366入外区分 3367本扶区分 3368本人家族区分 3369課税区分 3370世帯負担区分 3371高齢者負担区分 3372傷病コード 3373発病負傷年月日 3374療養期間開始年月日 3375療養期間終了年月日 3376診療実日数 3377総医療費 3378負担割合 3379指定公費負担額 3380高額現物 3381実患者負担額 3382薬剤一部負担額 3383法制区分 3384公費負担者番号 3385受給者番号 3386公費点数 3387公費総医療費 3388公費限度額 3389公費指定公費負担額 3390公費負担額 3391公費患者負担額 3392公費薬剤一部負担金 3393支払済額 3394負担金額 3395支払確定額 3396月中特例該当コード 3397限度額適用区分 3398審査認定額 3399処方箋交付機関番号 3400療養費支払日 3401 支払対象番号 3402自治体コード 3403保険証番号 3404個人番号 3405履歴番号 3406初期登録業務日時 3407更新業務日時 3408更新システム日時 3409更新ユーザID 3410有効フラグ 3411決裁状態 3412旧自治体コード 3413文字列型予備項目1 3414診療年月 3415療養費種別 3416レセプト取込対象フラグ 3417レセプト取込済フラグ 3418レセプト管理番号 3419医療機関開区コード 3420医療機関点数区分 3421医療機関番号 3422医療機関区分 3423診療科目 3424入外区分 3425本扶区分 3426本人家族区分 3427課税区分 3428世帯負担区分 3429高齢者負担区分 3430傷病コード 3431発病負傷年月日 3432療養期間開始年月日 3433療養期間終了年月日 3434診療実日数 3435総医療費 3436負担割合 3437指定公費負担額 3438高額現物 3439実患者負担額 3440薬剤一部負担額 3441法制区分 3442公費負担者番号 3443受給者番号 3444公費点数 3445公費総医療費 3446公費限度額 3447公費指定公費負担額 3448公費負担額 3449公費患者負担額 3450公費薬剤一部負担金 3451支払済額 3452負担金額 3453支払確定額 3454月中特例該当コード 3455限度額適用区分 3456審査認定額 3457処方箋交付機関番号 3458療養費支払日 3459 支払対象番号 3460自治体コード 3461保険証番号 3462個人番号 3463履歴番号 3464初期登録業務日時 3465更新業務日時 3466更新システム日時 3467更新ユーザID 3468有効フラグ 3469決裁状態 3470旧自治体コード 3471文字列型予備項目1 3472診療年月 3473療養費種別 3474レセプト取込対象フラグ 3475レセプト取込済フラグ 3476レセプト管理番号 3477医療機関開区コード 3478医療機関点数区分 3479医療機関番号 3480医療機関区分 3481診療科目 3482入外区分 3483本扶区分 3484本人家族区分 3485課税区分 3486世帯負担区分 3487高齢者負担区分 3488傷病コード 3489発病負傷年月日 3490療養期間開始年月日 3491療養期間終了年月日 3492診療実日数 3493総医療費 3494負担割合 3495指定公費負担額 3496高額現物 3497実患者負担額 3498薬剤一部負担額 3499法制区分 3500公費負担者番号 3501受給者番号 3502公費点数 3503公費総医療費 3504公費限度額 3505公費指定公費負担額 3506公費負担額 3507公費患者負担額 3508公費薬剤一部負担金 3509支払済額 3510負担金額 3511支払確定額 3512月中特例該当コード 3513限度額適用区分 3514審査認定額 3515処方箋交付機関番号 3516療養費支払日 3517 支払対象番号 3518自治体コード 3519保険証番号 3520個人番号 3521履歴番号 3522初期登録業務日時 3523更新業務日時 3524更新システム日時 3525更新ユーザID 3526有効フラグ 3527決裁状態 3528旧自治体コード 3529文字列型予備項目1 3530明細書件数 3531高額明細件数 3532課税区分 3533世帯負担区分 3534年間該当回数 3535多数該当フラグ 3536総医療費 3537保険者負担額 3538実患者負担額 3539薬剤一部負担額 3540公費負担額 3541公費患者負担額 3542高額現物給付額 3543合計一部負担額 3544高齢外来限度額 3545高齢外来高額の 3546高齢外来貸付額 3547高齢外来償還額 3548高齢世帯合算対象額 3549高齢世帯限度額 3550高齢世帯高額の 3551高齢世帯貸付額 3552高齢世帯償還額 3553世帯合算対象額 3554世帯限度額 3555世帯高額の 3556世帯貸付額 3557世帯償還額 3558個人合算対象額 3559個人合算限度額 3560個人合算高額の 3561個人合算貸付額 3562個人合算償還額 3563限度額 3564高額療養費 3565貸付額 3566支払確定額 3567自治体コード 3568保険証番号 3569個人番号 3570支払管理番号 3571履歴番号 3572初期登録業務日時 3573更新業務日時 3574更新システム日時 357

機関番号 2688療養費支払日 2689一括決定対象外フラグ 2690自治体コード 2691保険証番号 2692個人番号 2693履歴番号 2694初期登録業務日時 2695更新業務日時 2696更新システム日時 2697更新コンピュータ名 2698更新ユーザID 2699有効フラグ 2700最新フラグ 2701決裁状態 2702旧自治体コード 2703文字列型予備項目1 2704支払管理番号 2705死亡者個人番号 2706死亡者氏名漢字 2707死亡年月日 2708葬祭年月日 2709支払確定額 2710自治体コード 2711保険証番号 2712個人番号 2713支払管理番号 2714履歴番号 2715初期登録業務日時 2716更新業務日時 2717更新システム日時 2718更新コンピュータ名 2719更新ユーザID 2720有効フラグ 2721最新フラグ 2722決裁状態 2723旧自治体コード 2724文字列型予備項目1 2725給付種別 2726支払確定額 2727対象期間開始年月日 2728対象期間終了年月日 2729自治体コード 2730保険証番号 2731個人番号 2732受付管理番号 2733履歴番号 2734初期登録業務日時 2735更新業務日時 2736更新システム日時 2737更新コンピュータ名 2738更新ユーザID 2739有効フラグ 2740最新フラグ 2741決裁状態 2742旧自治体コード 2743文字列型予備項目1 2744個人窓口分支払管理番号 2745個人口座分支払管理番号 2746受領委任分支払管理番号 2747出生児個人番号 2748出生児氏名 2749出生年月日 2750妊娠週数 2751双子区分 2752死産区分 2753支払確定額 2754受領委任フラグ 2755委任医療機関県コード 2756委任医療機関点数区分 2757委任医療機関番号 2758直接支払区分 2759請求書管理番号 2760出産数 2761産科医療補償制度対象分娩区分 2762自治体コード 2763レプト管理番号 2764履歴番号 2765初期登録業務日時 2766更新業務日時 2767更新システム日時 2768更新コンピュータ名 2769更新ユーザID 2770有効フラグ 2771決裁状態 2772旧自治体コード 2773文字列型予備項目1 2774文字列型予備項目2 2775文字列型予備項目3 2776文字列型予備項目4 2777文字列型予備項目5 2778文字列型予備項目6 2779文字列型予備項目7 2780文字列型予備項目8 2781文字列型予備項目9 2782文字列型予備項目10 2783請求年月 2784レプト取込連番 2785電算管理番号 2786電算管理番号枝番 2787調剤レプト管理番号 2788レプトデータ区分 2789事業区分 2790処理区分 2791データ区分コード 2792返戻区分 2793保険制度区分 2794保険種別区分 2795点数表コード 2796療養費種別 2797保険証番号 2798個人番号 2799診療年月 2800医療機関県コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2801医療機関点数区分 2802医療機関番号 2803診療科目 2804入外区分 2805本扶区分 2806本人家族区分 2807性別 2808生年月日 2809診療開始年月日 2810入院年月日 2811給付割合 2812特記事項コード`1 2813特記事項コード`2 2814特記事項コード`3 2815特記事項コード`4 2816特記事項コード`5 2817マル公区分 2818マル長区分 2819長処`フ` 2820マル交区分 2821原爆区分 2822継続療養費区分 2823限度額適用区分 2824法制区分 2825福祉区分 2826負担区分 2827減額割合 2828減免区分 2829減額 2830国保実日数 2831国保請求総医療費 2832国保決定総医療費 2833国保限度額 2834国保一部負担額 2835国保薬剤一部負担額 2836公費1公費負担者番号 2837公費1受給者番号 2838公費1実日数 2839公費1請求総医療費 2840公費1決定総医療費 2841公費1限度額 2842公費1一部負担額 2843公費1薬剤一部負担額 2844公費2公費負担者番号 2845公費2受給者番号 2846公費2実日数 2847公費2請求総医療費 2848公費2決定総医療費 2849公費2限度額 2850公費2一部負担額 2851公費2薬剤一部負担額 2852公費3公費負担者番号 2853公費3受給者番号 2854公費3診療実日数 2855公費3請求総医療費 2856公費3決定総医療費 2857公費3限度額 2858公費3一部負担額 2859公費3薬剤一部負担額 2860国保食事実日数 2861国保食事基準額 2862国保食事標準負担額 2863公費1食事実日数 2864公費1食事基準額 2865公費1食事標準負担額 2866公費2食事実日数 2867公費2食事基準額 2868公費2食事標準負担額 2869公費3食事実日数 2870公費3食事基準額 2871公費3食事標準負担額 2872算定区分1 2873算定区分2 2874算定区分3 2875初診料の算定有無`フ` 2876乳幼児加算区分 2877入院計画加算`フ` 2878調剤技術`フ` 2879入院基本料初期加算 2880補綴時診断`フ` 2881特定疾患療養`フ` 2882老人慢性`フ` 2883歯周疾患継続`フ` 2884特定薬剤治療`フ` 2885悪性腫瘍治療`フ` 2886小児治療`フ` 2887てんかん指導`フ` 2888難病外来指導`フ` 2889皮膚科特定疾患`フ` 2890在宅指導`フ` 2891歯科補綴ChB`フ` 2892歯科補綴GoA`フ` 2893歯科補綴PTG`フ` 2894寝たきり老人訪問`フ` 2895退院時指導`フ` 2896薬剤管理指導`フ` 2897特定疾患査定`フ` 2898老人慢性査定`フ` 2899訪問リハ医科`フ` 2900訪問薬剤医科`フ` 2901訪問栄養医科`フ` 2902老人訪問口腔`フ` 2903訪問歯科衛生`フ` 2904訪問薬剤歯科`フ` 2905訪問薬剤調剤`フ` 2906基本療養費訪看`フ` 2907管理療養費訪看`フ` 2908寝たきり老人在総診`フ` 2909疾病コード`1 2910疾病コード`2 2911転記有無`フ` 2912算定国保保険者負担額 2913算定国保患者負担額 2914算定国保高額償還額 2915算定国保高額現物給付額 2916算定公費1保険者負担額 2917算定公費1公費負担額 2918算定公費1患者負担額 2919算定公費1高額現物給付額 2920算定公費1指定公費負担額 2921算定公費2保険者負担額 2922算定公費2公費負担額 2923算定公費2患者負担額 2924算定公費2高額現物給付額 2925算定公費2指定公費負担額 2926算定公費3保険者負担額 2927算定公費3公費負担額 2928算定公費3患者負担額 2929算定公費3高額現物給付額 2930算定公費3指定公費負担額 2931算定国保食事保険者負担額 2932算定国保食事患者負担額 2933算定国保指定公費負担額 2934算定公費1食事保険者負担額 2935算定公費1食事公費負担額 2936算定公費1食事患者負担額 2937算定公費2食事保険者負担額 2938算定公費2食事公費負担額 2939算定公費2食事患者負担額 2940算定公費3食事保険者負担額 2941算定公費3食事公費負担額 2942算定公費3食事患者負担額 2943総医療費 2944保険者負担額 2945患者負担相当額 2946公費負担額 2947公費患者負担額 2948実患者負担額 2949高額現物給付額 2950指定公費負担額 2951高額計算対象`フ` 2952過誤調整`フ` 2953`ラ`マイ表示 2954過誤保留`フ` 2955資格エラー`フ` 2956旧保険証番号 2957旧個人番号 2958再審査年月日 2959再審査理由コード` 2960再審査`フ` 2961再審査回答日 2962再審査結果区分 2963再審査減点数 2964月中特例該当コード` 2965診療区 2966自治体コード` 2967支払管理番号 2968履歴番号 2969初期登録業務日時 2970更新業務日時 2971更新システム日時 2972更新コンピュータ名 2973更新ユーザ`ID 2974有効`フ` 2975決裁状態 2976旧自治体コード` 2977文字列型予備項目1 2978保険証番号 2979診療年月 2980支払科目区分 2981支払貸付区分 2982支払方法区分 2983振込先区分 2984支払承認区分 2985支払有無`フ` 2986支払確定額 2987支払額 2988充当額 2989増減調整額 2990申請年月日 2991承認年月日 2992支払年月日 2993申請者個人番号 2994申請者氏名 2995申請者郵便番号 2996申請者住所 2997申請者地番 2998申請者方書 2999振込先個人番号 3000口座履歴番号 3001振込先医療機関県コード` 3002振込先医療機関点数区分 3003振込先医療機関番号 3004支給区分コード` 3005不支給理由 3006申請簡素化区分 3007公金口座利用有無`フ` 3008銀行コード` 3009支店コード` 3010口座番号 3011預金種別区分 3012名義人カナ 3013名義人漢字 3014掲載希望区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 収納特定個人情報ファイル

1更新年月日－CH 2更新時刻－CH 3更新職員番号－CH 4更新端末ID－CH 5更新アクセスコード－CH 6更新プログラムID－CH 7前回更新年月日－CH 8前回更新時刻－CH 9前回更新職員番号－CH 10前回更新端末ID－CH 11前回更新アクセスコード－CH 12前回更新プログラムID－CH 13税保コード－CH 14税目コード－CH 15調定年度－CH 16課税年度－CH 17通知書番号－CH 18事業年度開始日－CH 19申告区分－CH 20申告連番－CH 21申告履歴番号－CH 22宛名番号－CH 23自治体コード－CH 24収納異動連番－CH 25口振不能回数－NM 26年調定額－NM 27前納報奨金－NM 28前納報奨金予備－NM 29支払済報奨金－NM 30支払済報奨金予備－NM 31個人基本種別コード－CH 32汎用連携番号－CH 33都市計画税区分－CH 34法定納期限－CH 35更正決定通知日－CH 36所得税更正通知日－CH 37特土徴収区分－CH 38事業年度終了日－CH 39申告期限－CH 40申告基準日－CH 41申告年月日－CH 42確定申告日－CH 43更正請求日－CH 44指定納期限－CH 45低率終了日－CH 46除算期間開始日－CH 47除算期間終了日－CH 48申告基礎区分－CH 49申告基礎年月日－CH 50延長申告期限－CH 51調定履歴有無フラグ－CH 52法人番号－CH 53指定番号－CH 54強制作成フラグ－CH 55予備コード1－CH 56予備コード2－CH 57予備コード3－CH 58予備金額1－NM 59予備金額2－NM 60予備金額3－NM 61予備金額4－NM 62予備日付1－CH 63予備日付2－CH 64予備日付3－CH 65予備項目1－CH 66導入予備1－CH 67期別－CH 68月別－CH 69調定履歴番号－CH 70納期限－CH 71課税状況コード－CH 72車両コード－CH 73車両履歴番号－CH 74車検有無フラグ－CH 75更正事由コード－CH 76調定年月－CH 77更正日－CH 78完納日－CH 79最終領収日－CH 80最終収入日－CH 81本税調定額－NM 82本税収入額－NM 83本税仮消込額－NM 84本税未納額－NM 85本税過誤納額－NM 86本税過誤納処理中額－NM 87督促手数料調定額－NM 88督促手数料収入額－NM 89督促手数料仮消込額－NM 90督促手数料未納額－NM 91督促手数料過誤納額－NM 92督促手数料過誤納処理中額－NM 93延滞金調定額－NM 94延滞金収入額－NM 95延滞金仮消込額－NM 96延滞金未納額－NM 97延滞金過誤納額－NM 98延滞金過誤納処理中額－NM 99申告加算金種類－CH 100申告加算金調定額－NM 101申告加算金収入額－NM 102申告加算金仮消込額－NM 103申告加算金未納額－NM 104申告加算金過誤納額－NM 105申告加算金過誤納処理中額－NM 106退職納入申告日－CH 107退職人員数－CH 108退職通知書発行日－CH 109退職市区町村民税差額－NM 110退職都道府県民税差額－NM 111督促納付番号－CH 112督促確認番号－CH 113督促停止管理番号－CH 114督促停止区分－CH 115督促状停止理由コード－CH 116督促状発行日－CH 117本税督促状発行日－CH 118延滞金督促状発行日－CH 119督促公示日－CH 120督促納期－CH 121督促取消日－CH 122時効予定日－CH 123時効予定日延滞金－CH 124時効予定日督促手数料－CH 125不納欠損処理日－CH 126不納欠損区分－CH 127不納欠損事由コード－CH 128不納欠損処理日延滞金－CH 129不納欠損区分延滞金－CH 130不納欠損事由コード延滞金－CH 131不納欠損処理日督促手数料－CH 132不納欠損区分督促手数料－CH 133不納欠損事由コード督促手数料－CH 134不納欠損処理日申告加算金－CH 135不納欠損区分申告加算金－CH 136不納欠損事由コード申告加算金－CH 137退職調定入力フラグ－CH 138延滞金減免区分－CH 139延滞金執行日－CH 140口座振替区分－CH 141振替金額－NM 142口振不能理由コード－CH 143口座振替日－CH 144変更納期限－CH 145法定納期限等－CH 146催告書発行日－CH 147催告納期－CH 148授命年月日－CH 149納期特例区分－CH 150延滞金補正区分－CH 151共有宛名番号－CH 152内訳調定額1－NM 153内訳調定額2－NM 154内訳調定額3－NM 155内訳調定額4－NM 156内訳調定額5－NM 157内訳調定額6－NM 158国保徴収区分－CH 159賦課時年金保険者コード－CH 160納付時年金保険者コード－CH 161予備1－CH 162予備2－CH 163予備3－CH 164予備4－CH 165予備5－CH 166消込子番－CH 167調書番号－NM 168分納回数－CH 169領収日－CH 170収入日－CH 171延滞金計算日－CH 172納付区分－CH 173収納種別－CH 174納付書種類－CH 175納付チャネル区分－CH 176納付番号－CH 177確認番号－CH 178消込金額－NM 179消込本税額－NM 180消込督促手数料－NM 181消込延滞金－NM 182消込申告加算金－NM 183消込報奨金－NM 184消込法人税割額－NM 185消込法人均等割額－NM 186機械処理日－CH 187括束番号－CH 188括束連番－CH 189確認前領収日－CH 190収納更正日－CH 191収納更正元子番－CH 192振替処理日－CH 193振替理由コード－CH 194振替税目コード－CH 195振替調定年度－CH 196振替課税年度－CH 197振替通知書番号－CH 198振替事業年度開始日－CH 199振替申告区分－CH 200振替申告連番－CH 201振替期別－CH 202振替消込子番－CH 203振替宛名番号－CH 204歳入歳出区分－CH 205取消区分－CH 206異動額合計－NM 207異動本税額－NM 208異動督促手数料－NM 209異動延滞金－NM 210異動申告加算金－NM 211削除フラグ－CH 212排他フラグ－CH 213仮消込子番－CH 214担当区コード－CH 215仮消込納付区分－CH 216データ識別コード－CH 217備考－NC 218開始期－CH 219終了期－CH 220登録日－CH 221登録時刻－CH 222削除日－CH 223削除時刻－CH 224データ部－CH 225更正元調定年度－CH 226更正元課税年度－CH 227更正元通知書番号－CH 228更正元事業年度開始日－CH 229更正元申告区分－CH 230更正元申告連番－CH 231更正元収納異動連番－CH 232更正元申告年月日－CH 233税額異動レコード区分－CH 234税額異動エラー事由－CH 235税額異動抽出区分－CH 236税額異動作成区分－CH 237繰越年度－CH 238滞繰調定本税－NM 239滞繰調定督促手数料－NM 240滞繰調定延滞金－NM 241滞繰調定加算金－NM 242最終更正日－CH 243最終調定本税－NM 244最終調定督促手数料－NM 245最終調定延滞金－NM 246最終調定加算金－NM 247収入総本税－NM 248収入総督促手数料－NM 249収入総延滞金－NM 250収入総加算金－NM 251不納欠損本税－NM 252不納欠損督促手数料－NM 253不納欠損延滞金－NM 254不納欠損加算金－NM 255滞繰調定本税内訳1－NM 256滞繰調定本税内訳2－NM 257滞繰調定本税内訳3－NM 258滞繰調定本税内訳4－NM 259滞繰調定本税内訳5－NM 260滞繰調定本税内訳6－NM 261滞繰調定督促手数料内訳1－NM 262滞繰調定督促手数料内訳2－NM 263滞繰調定督促手数料内訳3－NM 264滞繰調定督促手数料内訳4－NM 265滞繰調定督促手数料内訳5－NM 266滞繰調定督促手数料内訳6－NM 267滞繰調定延滞金内訳1－NM 268滞繰調定延滞金内訳2－NM 269滞繰調定延滞金内訳3－NM 270滞繰調定延滞金内訳4－NM 271滞繰調定延滞金内訳5－NM 272滞繰調定延滞金内訳6－NM 273滞繰調定加算金内訳1－NM 274滞繰調定加算金内訳2－NM 275滞繰調定加算金内訳3－NM 276滞繰調定加算金内訳4－NM 277滞繰調定加算金内訳5－NM 278滞繰調定加算金内訳6－NM 279最終調定本税内訳1－NM 280最終調定本税内訳2－NM 281最終調定本税内訳3－NM 282最終調定本税内訳4－NM 283最終調定本税内訳5－NM 284最終調定本税内訳6－NM 285最終調定督促手数料内訳1－NM 286最終調定督促手数料内訳2－NM 287最終調定督促手数料内訳3－NM 288最終調定督促手数料内訳4－NM 289最終調定督促手数料内訳5－NM 290最終調定督促手数料内訳6－NM 291最終調定延滞金内訳1－NM 292最終調定延滞金内訳2－NM 293最終調定延滞金内訳3－NM 294最終調定延滞金内訳4－NM 295最終調定延滞金内訳5－NM 296最終調定延滞金内訳6－NM 297最終調定加算金内訳1－NM 298最終調定加算金内訳2－NM 299最終調定加算金内訳3－NM 300最終調定加算金内訳4－NM 301最終調定加算金内訳5－NM 302最終調定加算金内訳6－NM 303収入総本税内訳1－NM 304収入総本税内訳2－NM 305収入総本税内訳3－NM 306収入総本税内訳4－NM 307収入総本税内訳5－NM 308収入総本税内訳6－NM 309収入総督促手数料内訳1－NM 310収入総督促手数料内訳2－NM 311収入総督促手数料内訳3－NM 312収入総督促手数料内訳4－NM 313収入総督促手数料内訳5－NM 314収入総督促手数料内訳6－NM 315収入総延滞金内訳1－NM 316収入総延滞金内訳2－NM 317収入総延滞金内訳3－NM 318収入総延滞金内訳4－NM 319収入総延滞金内訳5－NM 320収入総延滞金内訳6－NM 321収入総加算金内訳1－NM 322収入総加算金内訳2－NM 323収入総加算金内訳3－NM 324収入総加算金内訳4－NM 325収入総加算金内訳5－NM 326収入総加算金内訳6－NM 327不納欠損本税内訳1－NM 328不納欠損本税内訳2－NM 329不納欠損本税内訳3－NM 330不納欠損本税内訳4－NM 331不納欠損本税内訳5－NM 332不納欠損本税内訳6－NM 333不納欠損督促手数料内訳1－NM 334不納欠損督促手数料内訳2－NM 335不納欠損督促手数料内訳3－NM 336不納欠損督促手数料内訳4－NM 337不納欠損督促手数料内訳5－NM 338不納欠損督促手数料内訳6－NM 339不納欠損延滞金内訳1－NM 340不納欠損延滞金内訳2－NM 341不納欠損延滞金内訳3－NM 342不納欠損延滞金内訳4－NM 343不納欠損延滞金内訳5－NM 344不納欠損延滞金内訳6－NM 345不納欠損加算金内訳1－NM 346不納欠損加算金内訳2－NM 347不納欠損加算金内訳3－NM 348不納欠損加算金内訳4－NM 349不納欠損加算金内訳5－NM 350不納欠損加算金内訳6－NM 351調定元子番－CH 352更正元本税調定額－NM 353更正元延滞金調定額－NM 354更正元収入手数料調定額－NM 355更正元加算金

331調定手書コードCH 332更正後本税調定額-NM 333更正後延滞金調定額-NM 334更正後負担手数料調定額-NM 335更正後中古加算金調定額-NM 356更正後調定年月-CH 357更正前滞繰本税調定額-NM 358更正後滞繰本税調定額-NM 359月計終了年月-CH 360更正後内訳調定額1-NM 361更正後内訳調定額2-NM 362更正後内訳調定額3-NM 363更正後内訳調定額4-NM 364更正後内訳調定額5-NM 365更正後内訳調定額6-NM 366振分子番-CH 367発行システム区分-CH 368発行回数-CH 369発行連番-CH 370宛先識別番号-CH 371通知書作成日-CH 372通知書発行日-CH 373本税納付額-NM 374督促手数料納付額-NM 375延滞金納付額-NM 376加算金納付額-NM 377回数-CH 378前納分納付番号-CH 379前納分確認番号-CH 380識別番号-CH 381差替前納付番号-CH 382差替前確認番号-CH 383OCR情報1-CH 384OCR情報2-CH 385コンビニコード-CH 386納付情報摘要フラグ-CH 387延滞金自動計算有無フラグ-CH 388状態区分-CH 389MPN連動無フラグ-CH 390状態更新日-CH 391取扱期限-CH 392抽出年月日-CH 393データ番号-CH 394期月-CH 395子番-CH 396消込退職税額-NM 397仮消込有無フラグ-CH 398修正区分-CH 399入金データ種別-CH 400会計年度-CH 401年金保険者コード-CH 402修正前税目コード-CH 403修正前調定年度-CH 404修正前課税年度-CH 405修正前通知書番号-CH 406修正前事業年度開始日-CH 407修正前申告区分-CH 408修正前申告連番-CH 409修正前期月-CH 410修正前子番-CH 411修正前納付番号-CH 412修正前確認番号-CH 413修正前宛名番号-CH 414修正前自治体コード-CH 415修正前領収日-CH 416修正前収入日-CH 417修正前納付区分-CH 418修正前収納種別-CH 419修正前納付書種類-CH 420修正前納付チャネル区分-CH 421修正前消込金額-NM 422修正前消込本税額-NM 423修正前消込督促手数料-NM 424修正前消込延滞金-NM 425修正前消込申告加算金-NM 426修正前消込報奨金-NM 427修正前消込退職税額-NM 428修正前括束番号-CH 429修正前括束連番-CH 430修正前調書番号-NM 431修正前回数-CH 432修正前年金保険者コード-CH 433税目コードフラグ-CH 434調定年度フラグ-CH 435課税年度フラグ-CH 436通知書番号フラグ-CH 437期月フラグ-CH 438事業年度開始日フラグ-CH 439申告区分フラグ-CH 440申告連番フラグ-CH 441納付書番号フラグ-CH 442領収日フラグ-CH 443収入日フラグ-CH 444納付区分フラグ-CH 445収納種別フラグ-CH 446納付書種類フラグ-CH 447納付チャネル区分フラグ-CH 448消込金額フラグ-CH 449消込本税額フラグ-CH 450消込督促手数料フラグ-CH 451消込延滞金フラグ-CH 452消込申告加算金フラグ-CH 453消込報奨金フラグ-CH 454消込消込退職税額フラグ-CH 455消込括束番号フラグ-CH 456消込括束連番フラグ-CH 457消込調書番号フラグ-CH 458消込回数フラグ-CH 459年金保険者コードフラグ-CH 460決算処理待区-CH 461消込エラーコード-CH 462コンビニ用自治体コード-CH 463コンビニ受付店コード-CH 464領収時間-CH 465支払予定日-CH 466コンビニ用自治体コードフラグ-CH 467消込退職税額フラグ-CH 468現年滞繰区分-CH 469歳入年度-CH 470本税収入件数-NM 471督促手数料収入件数-NM 472延滞金収入件数-NM 473申告加算金収入件数-NM 474報奨金収入件数-NM 475報奨金収入額-NM 476振替予定日-CH 477履歴連番-CH 478納付額-NM 479金融機関コード-CH 480店舗コード-CH 481カナ金融機関名-NC 482カナ支店名-NC 483金融機関名-NC 484支店名-NC 485口座種別-CH 486口座番号-CH 487口座名義人カナ-NC 488口座名義人漢字-NC 489文書種類-CH 490文書確定フラグ-CH 491媒体作成区分-CH 492振替不能通知書作成済区分-CH 493分納有無フラグ-CH 494納付額1-NM 495納付額2-NM 496納付額3-NM 497納付額4-NM 498納付額5-NM 499納付額6-NM 500納付額7-NM 501納付額8-NM 502納付額9-NM 503納付額10-NM 504納付額11-NM 505納付額12-NM 506機械処理時刻-CH 507抽出済フラグ-CH 508過誤納番号-CH 509履歴番号-CH 510過誤納状態区分-CH 511過誤納区分-CH 512還付理由自由入力-NC 513過誤納納区分-CH 514過誤納発生日-CH 515過誤納金額-NM 516過誤納本税分-NM 517過誤納督促手数料分-NM 518過誤納延滞金分-NM 519過誤納申告加算金分-NM 520過誤納還付加算金分-NM 521未処理金額-NM 522未処理本税分-NM 523未処理督促手数料分-NM 524未処理延滞金分-NM 525未処理申告加算金分-NM 526未処理還付加算金分-NM 527特徴事業所宛番号-CH 528配当割株式等譲渡所得割控除額-NM 529還付加算金計算区分-CH 530確定申告期限-CH 531免除認定日-CH 532減免日-CH 533消失認定日-CH 534農地変更日-CH 535決裁書番号-CH 536決裁書発行日-CH 537決裁日-CH 538充当処理日-CH 539充当執行日-CH 540還付先宛番号-CH 541還付充当通知書発行日-CH 542還付充当通知書再発行日-CH 543通知時還付方法-CH 544加算金通知書発行日-CH 545還付本税加算金-NM 546還付延滞金加算金-NM 547還付金額-NM 548還付加算金-NM 549変更締切日-CH 550還付方法-CH 551還付請求日-CH 552還付振込通知書発行日-CH 553還付支払予定日-CH 554還付支払日-CH 555還付支払自治体コード-CH 556支店コード-CH 557公金口座区分-CH 558還付時効日-CH 559還付充当停止区分-CH 560送付先郵便番号-CH 561送付先住所-NC 562送付先方書-NC 563送付先氏名-NC 564取消日-CH 565歳入還付支払日-CH 566歳出還付支払日-CH 567過誤納期別-CH 568過誤納子番-CH 569管理子番-CH 570発生調定本税分-NM 571発生調定督促手数料分-NM 572発生調定延滞金分-NM 573発生調定申告加算金分-NM 574発生収入本税分-NM 575発生収入督促手数料分-NM 576発生収入延滞金分-NM 577発生収入申告加算金分-NM 578発生元収入日-CH 579発生元領収日-CH 580充当子番-CH 581充当金額-NM 582充当元税目コード-CH 583充当元調定年度-CH 584充当元課税年度-CH 585充当元通知書番号-CH 586充当元事業年度開始日-CH 587充当元申告区分-CH 588充当元申告連番-CH 589充当元期別-CH 590充当元消込子番-CH 591充当元月別-CH 592充当元宛番号-CH 593充当元本税分-NM 594充当元督促手数料分-NM 595充当元延滞金分-NM 596充当元申告加算金分-NM 597充当元先税目コード-CH 598充当元調定年度-CH 599充当元課税年度-CH 600充当元先通知書番号-CH 601充当元事業年度開始日-CH 602充当元申告区分-CH 603充当元申告連番-CH 604充当元期別-CH 605充当元先消込子番-CH 606充当元先期別-CH 607充当元先宛番号-CH 608充当元先未納本税分-NM 609充当元先未納督促手数料分-NM 610充当元先未納延滞金分-NM 611充当元先未納申告加算金分-NM 612充当元先本税分-NM 613充当元先督促手数料分-NM 614充当元先延滞金分-NM 615充当元先申告加算金分-NM 616充当元先納期限-CH 617加算金計算始期-CH 618加算金計算終期-CH 619加算金除算始期-CH 620加算金除算終期-CH 621加算金計算日数-NM 622加算金除算日数-NM 623充当加算金-NM 624充当本税加算金-NM 625充当延滞金加算金-NM 626自動処理フラグ-CH 627充当適状日-CH 628還付元税目コード-CH 629還付元調定年度-CH 630還付元課税年度-CH 631還付元通知書番号-CH 632還付元事業年度開始日-CH 633還付元申告区分-CH 634還付元申告連番-CH 635還付元期別-CH 636還付元消込子番-CH 637還付元月別-CH 638還付元宛番号-CH 639還付元本税分-NM 640還付元督促手数料分-NM 641還付元延滞金分-NM 642還付元申告加算金分-NM 643取戻子番-CH 644発生元過誤納状態区分-CH 645取戻状態区分-CH 646控除不足発生事由コード-CH 647更正前控除不足額-NM 648更正後控除不足額-NM 649取戻額-NM 650確定申告受付日-CH 651賦課決定日-CH 652決裁書発付日-CH 653納税通知書発付日-CH 654取戻発生日-CH 655送付先住所-CH 656送付先方書-CH 657送付先氏名-CH 658備考-CH 659返還金管理番号-CH 660標識-NC 661返還確定日-CH 662返還指定額-NM 663利息相当額-NM 664利息相当額強制フラグ-CH 665返還時期別調定額-NM 666返還時期別収入額-NM 667返還時内訳消込額-NM 668返還時内訳異動額-NM 669返還金内訳額-NM 670利息連番-CH 671利息計算単位-CH 672利息率区分-CH 673利息計算対象額-NM 674利息計算開始日-CH 675利息計算終了日-CH 676利息計算日数-NM 677利息率-NM 678利息内訳額-NM 679通知書種類-CH 680文書作成日-CH 681文書発行日-CH 682返戻年月日-CH 683返戻理由コード-CH 684調査票出力年月日-CH 685公示フラグ-CH 686公示日-CH 687公示入力日-CH 688記事番号-CH 689調査記事通番-CH 690調査記事-NC 691調査年月日-CH 692構成員宛番号-CH 693口座停止税目コード01-CH 694口座停止税目コード02-CH 695口座停止税目コード03-CH 696口座停止税目コード04-CH 697口座停止税目コード05-CH 698口座停止税目コード06-CH 699口座停止税目コード07-CH 700口座停止税目コード08-CH 701口座停止税目コード09-CH 702口座停止税目コード10-CH 703現年催告書停止区分-CH 704ジョブID-CH 705一連番号-CH 706加算金調定額-NM 707加算金収入額-NM 708加算金仮消込額-NM 709本税通知額-NM 710督促手数料通知額-NM 711延滞金通知額-NM 712加算金通知額-NM 713調定異動予定有無-CH 714死亡有無-CH 715除外不納欠損-CH 716除外時効完成-

CH 717除外繰上徴収－CH 718除外納付委託－CH 719除外納付誓約－CH 720除外分割納付－CH 721除外徴収猶予－CH 722除外延滞金減免－CH 723除外差押－CH 724除外参加差押－CH 725除外交付要求－CH 726除外換価猶予－CH 727除外執行停止－CH 728除外時効中断－CH 729除外納通返戻－CH 730除外納通公示－CH 731除外督促返戻－CH 732除外督促公示－CH 733除外予備1－CH 734除外予備2－CH 735除外予備3－CH 736除外予備4－CH 737除外予備5－CH 738延滞金督促催告有無－CH 739記事宛名番号－CH 740記事連番－CH 741記事作成日－CH 742更新前催告書発行日－CH 743更新前催告納期－CH 744督促取消フラグ－CH 745引抜済フラグ－CH 746引抜理由コード－CH 747集配局区分－CH 748自治体識別コード－CH 749旧税目コード－CH 750旧調定年度－CH 751旧課税年度－CH 752旧通知書番号－CH 753旧事業年度開始日－CH 754旧事業年度終了日－CH 755旧申告区分－CH 756旧申告連番－CH 757旧期別－CH 758車種コード－CH 759登録年月日－CH 760廃車年月日－CH 761集計月－CH 762国保内訳区分－CH 763現年調定額－NM 764現年収入額－NM 765現年過誤納額－NM 766現年還付未済額－NM 767現年未納額－NM 768現年仮収入額－NM 769現年還付済額－NM 770現年充当済額－NM 771過年調定額－NM 772過年収入額－NM 773過年過誤納額－NM 774過年還付未済額－NM 775過年未納額－NM 776過年仮収入額－NM 777過年還付済額－NM 778過年充当済額－NM 779集計年月－CH 780集計区分－CH 781金種コード－CH 782増減調定額－NM 783累計調定額－NM 784累計調定額到来－NM 785増減収入額－NM 786累計収入額－NM 787累計収入額到来－NM 788累計不納欠損額－NM 789増減調定額内訳1－NM 790増減調定額内訳2－NM 791累計調定額内訳1－NM 792累計調定額内訳2－NM 793累計調定額到来内訳1－NM 794累計調定額到来内訳2－NM 795増減収入額内訳1－NM 796増減収入額内訳2－NM 797累計収入額内訳1－NM 798累計収入額内訳2－NM 799累計収入額到来内訳1－NM 800累計収入額到来内訳2－NM

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

801市県現年按分率-NM 802市県滞繰按分率-NM 803都計現年按分率-NM 804都計滞繰按分率-NM 805移管年月日-CH 806共通納税-地方公共団体コード-CH 807共通納税-納税者ID-CH 808共通納税-収納団体番号-CH 809共通納税-納付番号-CH 810共通納税-納付区分-CH 811共通納税-確認番号-CH 812共通納税-履歴番号-CH 813共通納税状態区分-CH 814調定特定区分-CH 815暫定調定作成フラグ-CH 816管理ファイル取込日-CH 817納付ファイル取込日-CH 818入金ファイル取込日-CH 819共通納税-申告区分-CH 820共通納税-税目区分-CH 821共通納税-期別-自-CH 822共通納税-期別-至-CH 823共通納税-申告受付番号-CH 824共通納税-申告受付日-CH 825共通納税-利用者ID-CH 826共通納税-納付者名フリガナ-NC 827共通納税-納付者名-NC 828共通納税-本税等合計額-NM 829共通納税-延滞金合計額-NM 830共通納税-支払可能期限-CH 831共通納税-特定キー1-CH 832共通納税-特定キー2-CH 833共通納税-特定キー予備-CH 834共通納税-納期限-CH 835共通納税-延滞金計算開始年月日-CH 836共通納税-入金年月日-CH 837共通納税-納付年月日-CH 838取込処理日-CH 839エラーフラグ-CH 840収納団体コード-CH 841税目-料金番号-CH 842申告区分-課税期間-CH 843パスワード-CH 844システム利用領域04-CH 845システム利用領域05-CH 846システム利用領域06-CH 847システム利用領域07-CH 848システム利用領域08-CH 849システム利用領域09-CH 850システム利用領域10-CH 851システム利用領域11-CH 852レスポンスコード-CH 853システム利用領域12-CH 854システム利用領域13-CH 855納付金区分-CH 856氏名カナ-NC 857氏名漢字-NC 858今回請求金額合計-NM 859請求本体金額-NM 860請求固定延滞金額-NM 861延滞金随時計算フラグ-CH 862納付情報変更年月日-CH 863延滞金計算開始年月日-CH 864延滞金表示区分-CH 865請求消費税-NM 866消費税表示区分-CH 867納付内容カナ-NC 868納付内容漢字-NC 869手数料負担区分-CH 870地公体任意情報-NC 871納付方式-CH 872拡張予備領域01-CH 873システム利用領域14-CH 874今回支払金額合計累積-NM 875今回支払金額合計-NM 876支払納付額-NM 877支払延滞金額-NM 878支払消費税-NM 879領収区分-CH 880支払方法-CH 881チャネル区分-CH 882入力区分-CH 883印紙税額-NM 884他店券金額-NM 885システム利用領域15-CH 886入金年月日-CH 887納付年月日-CH 888MPN処理年月日-CH 889MPN処理時刻-CH 890MPN処理通番-CH 891仕向センターコード-CH 892仕向処理年月日-CH 893仕向処理時刻-CH 894仕向処理通番-CH 895システム利用領域16-CH 896決算単位年月日-CH 897MPN通信サーバ登録年月日-CH 898拡張予備領域02-CH 899システム予備-CH 900登録区分-CH 901納税者ID-CH 902納付可否区分-CH 903納付書情報登録依頼連番-CH 904自由使用欄情報-CH 905納付番号-税目コード-CH 906納付番号-調定年度-CH 907納付番号-納付番号連番-CH 908納付番号-出納区分-CH 909確認番号-期別-CH 910確認番号-確認番号連番-CH 911確認番号-確認番号乱数-CH 912パラメタID-CH 913パラメタコード-CH 914数値1-NM 915数値2-NM 916数値3-NM 917英数字1-CH 918英数字2-CH 919英数字3-CH 920漢字1-NC 921漢字2-NC 922漢字3-NC 923自由カラム1-CH 924自由カラム2-CH 925自由カラム3-CH 926番号区分-CH 927年度-CH 928管理番号-CH 929新年度-CH 930現年度-CH 931滞繰年度繰越日-CH 932現年年度繰越日-CH 933滞繰年度末日-CH 934現年年度末日-CH 935最終消込処理日-CH 936最終消込公金日-CH 937口座還付作成日-CH 938控除不足口座還付作成日-CH 939帳票ID-CH 940属性-CH 941行番号-CH 942文言-NC 943担当区分-NM 944担当コード1-CH 945担当コード2-CH 946担当コード3-CH 947市内市外区分-NM 948地区コード-NM 949受入年月日-CH 950現年-固定-NM 951現年-固定償-NM 952現年-市県普-NM 953現年-市県年-NM 954現年-市県特-NM 955現年-市県退-NM 956現年-軽自-NM 957現年-法人-NM 958現年-事業所-NM 959現年-たばこ-NM 960現年-特土地-NM 961現年-入湯-NM 962現年-鉱産-NM 963現年-国料-NM 964現年-国税-NM 965現年-国料年-NM 966現年-国税年-NM 967現年-介護保険料-NM 968現年-その他-NM 969現年-延滞金-NM 970現年-合計-NM 971滞繰-固定-NM 972滞繰-固定償-NM 973滞繰-市県普-NM 974滞繰-市県年-NM 975滞繰-市県特-NM 976滞繰-市県退-NM 977滞繰-軽自-NM 978滞繰-法人-NM 979滞繰-事業所-NM 980滞繰-たばこ-NM 981滞繰-特土地-NM 982滞繰-入湯-NM 983滞繰-鉱産-NM 984滞繰-国料-NM 985滞繰-国税-NM 986滞繰-国料年-NM 987滞繰-国税年-NM 988滞繰-介護保険料-NM 989滞繰-その他-NM 990滞繰-延滞金-NM 991滞繰-合計-NM 992合計-合計-NM 993滞繰区分コード-NM 994最終折衝日-CH 995滞繰理由コード-NM 996滞繰理由補足-NC 997区特記事項-NC 998訪問予定年月日-CH 999訪問予定日-NM 1000訪問予定時刻-NM 1001最終納付年月日-CH 1002最終納付金額-NM 1003最終催告種別コード-NM 1004最終催告年月日-CH 1005最終催告期限-CH 1006催告停止日-CH 1007催告停止期限-CH 1008催告停止事由コード-NM 1009返戻事由コード-NM 1010実態調査-依頼日-CH 1011実態調査-回答日-CH 1012実態調査-判明区分-NM 1013電話-依頼日-CH 1014電話-回答日-CH 1015電話-差押可件数-NM 1016不動産-依頼日-CH 1017不動産-回答日-CH 1018不動産-差押可件数-NM 1019給与-依頼日-CH 1020給与-回答日-CH 1021給与-差押可件数-NM 1022預金-依頼日-CH 1023預金-回答日-CH 1024預金-差押可件数-NM 1025郵貯-依頼日-CH 1026郵貯-回答日-CH 1027郵貯-差押可件数-NM 1028生保-依頼日-CH 1029生保-回答日-CH 1030生保-差押可件数-NM 1031債権-依頼日-CH 1032債権-回答日-CH 1033債権-差押可件数-NM 1034繰上徴収件数-NM 1035納付委託件数-NM 1036分割納付件数-NM 1037徴収猶予件数-NM 1038延滞金減免件数-NM 1039差押件数-NM 1040参加差押件数-NM 1041交付要求件数-NM 1042換価猶予件数-NM 1043処分停止件数-NM 1044時効中断件数-NM 1045異動禁止フラグ-NM 1046最終記事連番-NM 1047臨戸分納区分-NM 1048排他フラグ-NM 1049本庁移管フラグ-NM 1050本庁移管開始日-CH 1051本庁移管終了日-CH 1052付箋1-CH 1053付箋2-CH 1054付箋3-CH 1055付箋4-CH 1056付箋5-CH 1057付箋6-CH 1058付箋7-CH 1059付箋8-CH 1060付箋9-CH 1061付箋A-CH 1062処分コード-NM 1063状態コード-NM 1064処分内容-CH 1065最大公売連番-NM 106601 処分-処分内容 1067 02 FILLER 106801 繰上徴収 REDEFINES 処分-処分内容 1069 02 繰上徴収-予定 1070 03 繰上徴収-起案年月日 1071 03 繰上徴収-変更納期限 1072 03 繰上徴収-事由コード 1073 03 繰上徴収-納付場所コード 1074 03 繰上徴収-予定入力年月日 1075 03 繰上徴収-予定職員番号 1076 02 繰上徴収-決定 1077 03 繰上徴収-決裁年月日 1078 03 繰上徴収-通知年月日 1079 03 繰上徴収-公示年月日 1080 03 繰上徴収-配達方法コード 1081 03 繰上徴収-決定入力年月日 1082 03 繰上徴収-決定職員番号 1083 02 繰上徴収-取消 1084 03 繰上徴収-取消起案年月日 1085 03 繰上徴収-取消事由コード 1086 03 繰上徴収-取消年月日 1087 03 繰上徴収-取消通知年月日 1088 03 繰上徴収-取消公示年月日 1089 03 繰上徴収-取消配達方法コード 1090 03 繰上徴収-取消入力年月日 1091 03 繰上徴収-取消職員番号 1092 02 繰上徴収-備考 109301 納付委託 REDEFINES 処分-処分内容 1094 02 納付委託-決定 1095 03 納付委託-受付年月日 1096 03 納付委託-分割方法コード 1097 03 納付委託-振分順コード 1098 03 納付委託-督手有無 1099 03 納付委託-延滞金有無 1100 03 納付委託-加算金有無 1101 03 納付委託-延滞金計算方法コード 1102 03 納付委託-延滞金基準日1 1103 03 納付委託-延滞金基準日2 1104 03 納付委託-延滞金減免率 1105 03 納付委託-延滞金金額指定 1106 03 納付委託-証券枚数 1107 03 納付委託-決定回数 1108 03 納付委託-決定入力年月日 1109 03 納付委託-決定職員番号 1110 02 納付委託-取消 1111 03 納付委託-取消年月日 1112 03 納付委託-取消事由コード 1113 03 納付委託-取消入力年月日 1114 03 納付委託-取消職員番号 1115 02 納付委託-備考 111601 分割納付 REDEFINES 処分-処分内容 1117 02 分割納付-決定 1118 03 分割納付-受付年月日 1119 03 分割納付-分納誓約有無 1120 03 分割納付-支払方法コード 1121 03 分割納付-訪問徴収フラグ 1122 03 分割納付-分割方法コード 1123 03 分割納付-振分順コード 1124 03 分割納付-督手有無 1125 03 分割納付-延滞金有無 1126 03 分割納付-加算金有無 1127 03 分割納付-延滞金計算方法コード 1128 03 分割納付-延滞金基準日1 1129 03 分割納付-延滞金基準日2 1130 03 分割納付-延滞金減免率 1131 03 分割納付-延滞金金額指定 1132 03 分割納付-隔月指定コード 1133 03 分割納付-計算方法コード 1134 03 分割納付-毎月の納付額 1135 03 分割納付-分納回数 1136 03 分割納付-開始年月日 1137 03 分割納付-初回の納付額 1138 03 分割納付-割増月の納付額 1139 03 分割納付-割増月1 1140 03 分割納付-割増月2 1141 03 分割納付-端数処理方法コード 1142 03 分割納付-分納明細数 1143 03 分割納付-明細-開始年月日 1144 03 分割納付-明細-終了年月日 1145 03 分割納付-支払年月日 1146 03 分割納付-支払職員番号 1147 03 分割納付-取消 1148

分割納付一明細一終了年月日 1149 03 分割納付一八刀年月日 1149 03 分割納付一八刀職員番号 1147 02 分割納付一取消 1148
03 分割納付一取消年月日 1149 03 分割納付一取消事由コード 1150 03 分割納付一取消入力日 1151 03 分割納付一取消職員番号
1152 02 分割納付一備考 115301 徴収猶予 REDEFINES 処分一処分内容 1154 02 徴収猶予一予定 1155 03 徴収猶予一申請年月日
1156 03 徴収猶予一期間区分コード 1157 03 徴収猶予一開始年月日 1158 03 徴収猶予一終了年月日 1159 03 徴収猶予一減免率
1160 03 徴収猶予一事由コード 1161 03 徴収猶予一担保提供有無 1162 03 徴収猶予一担保提供年月日 1163 03 徴収猶予一担保
種類コード 1164 03 徴収猶予一予定入力年月日 1165 03 徴収猶予一予定職員番号 1166 02 徴収猶予一決定 1167 03 徴収猶予一決
裁年月日 1168 03 徴収猶予一通知年月日 1169 03 徴収猶予一公示年月日 1170 03 徴収猶予一配達方法コード 1171 03 徴収猶予
一所見 1172 03 徴収猶予一決定入力年月日 1173 03 徴収猶予一決定職員番号 1174 02 徴収猶予一取消 1175 03 徴収猶予一取消
起案年月日 1176 03 徴収猶予一取消事由コード 1177 03 徴収猶予一取消年月日 1178 03 徴収猶予一取消通知年月日 1179 03 徴
収猶予一取消公示年月日 1180 03 徴収猶予一取消配達方法コード 1181 03 徴収猶予一取消入力年月日 1182 03 徴収猶予一取消職
員番号 1183 03 徴収猶予一取消所見 1184 02 徴収猶予一備考 118501 延滞金減免 REDEFINES 処分一処分内容 1186 02 延滞金減免
一予定 1187 03 延滞金減免一申請年月日 1188 03 延滞金減免一開始年月日 1189 03 延滞金減免一終了年月日 1190 03 延滞金
減免一減免率 1191 03 延滞金減免一事由コード 1192 03 延滞金減免一基準年月日 1193 03 延滞金減免一延滞金処分額 1194 03
延滞金減免一延滞金減免額 1195 03 延滞金減免一予定入力年月日 1196 03 延滞金減免一予定職員番号 1197 02 延滞金減免一決定
1198 03 延滞金減免一決裁年月日 1199 03 延滞金減免一通知年月日 1200 03 延滞金減免一公示年月日 1201 03 延滞金減免一配
達方法コード 1202 03 延滞金減免一所見 1203 03 延滞金減免一決定入力年月日 1204 03 延滞金減免一決定職員番号 1205 02 延滞
金減免一取消 1206 03 延滞金減免一取消起案年月日 1207 03 延滞金減免一取消事由コード 1208 03 延滞金減免一取消年月日
1209 03 延滞金減免一取消通知年月日 1210 03 延滞金減免一取消公示年月日 1211 03 延滞金減免一取消配達方法コード 1212 03
延滞金減免一取消入力年月日 1213 03 延滞金減免一取消職員番号 1214 03 延滞金減免一取消所見 1215 02 延滞金減免一備考
121601 差押 REDEFINES 処分一処分内容 1217 02 差押一予定 1218 03 差押一起案年月日 1219 03 差押一財産種類コード 1220 03
差押一様式 1221 03 差押一執行裁判所コード 1222 03 差押一登録機関コード 1223 03 差押一執行機関コード 1224 03 差押一執行
機関差押日 1225 03 差押一事件番号 1226 04 差押一事件番号一年度 1227 04 差押一事件番号一記号 1228 04 差押一事件番
号一連番 1229 03 差押一業種コード 1230 03 差押一予定入力年月日 1231 03 差押一予定職員番号 1232 02 差押一決定 1233 03
差押一決裁年月日 1234 03 差押一施行年月日 1235 03 差押一通知年月日 1236 03 差押一公示年月日 1237 03 差押一配達方法
コード 1238 03 差押一登録番号 1239 03 差押一決定入力年月日 1240 03 差押一決定職員番号 1241 03 差押一配当金額 1242 02
差押一公売 1243 03 差押一公売予告年月日 1244 03 差押一公売決定通知日 1245 03 差押一公売広告年月日 1246 03 差押一公
売年月日 1247 03 差押一公売代金 1248 03 差押一公売入力年月日 1249 03 差押一公売職員番号 1250 02 差押一解除 1251 03
差押一解除起案年月日 1252 03 差押一解除事由コード 1253 03 差押一解除決裁年月日 1254 03 差押一解除登録年月日 1255 03
差押一解除番号 1256 03 差押一解除通知年月日 1257 03 差押一解除公示年月日 1258 03 差押一解除配達方法コード 1259 03 差
押一解除入力年月日 1260 03 差押一解除職員番号 1261 02 差押一備考 126201 交付要求 REDEFINES 処分一処分内容 1263 02 交付
要求一予定 1264 03 交付要求一起案年月日 1265 03 交付要求一種類コード 1266 03 交付要求一業種コード 1267 03 交付要求一執
行機関コード 1268 03 交付要求一執行機関差押日 1269 03 交付要求一事件番号 1270 04 交付要求一事件番号一年度 1271 04
交付要求一事件番号一記号 1272 04 交付要求一事件番号一連番 1273 03 交付要求一担当書記官 1274 03 交付要求一財産種類
コード 1275 03 交付要求一申立人氏名漢字 1276 03 交付要求一申立人住所漢字 1277 03 交付要求一申立人方書漢字 1278 03 交
付要求一申立人郵便番号 1279 03 交付要求一申立人電話番号 1280 03 交付要求一様式 1281 03 交付要求一管轄裁判所コード
1282 03 交付要求一破産手続開始日 1283 03 交付要求一包括的禁止命令自 1284 03 交付要求一包括的禁止命令至 1285 03 交付
要求一予定入力年月日 1286 03 交付要求一予定職員番号 1287 02 交付要求一決定 1288 03 交付要求一決裁年月日 1289 03 交付
要求一施行年月日 1290 03 交付要求一通知年月日 1291 03 交付要求一公示年月日 1292 03 交付要求一配達方法コード 1293 03
交付要求一決定入力年月日 1294 03 交付要求一決定職員番号 1295 02 交付要求一配当 1296 03 交付要求一配当期日 1297 03 交
付要求一配当時刻 1298 03 交付要求一配当順位 1299 03 交付要求一配当金額 1300 03 交付要求一配当請求日 1301 03 交付要
求一配当通知日 1302 03 交付要求一配当入力年月日 1303 03 交付要求一配当職員番号 1304 02 交付要求一解除 1305 03 交付要
求一解除起案年月日 1306 03 交付要求一解除事由コード 1307 03 交付要求一解除決裁年月日 1308 03 交付要求一解除登録年月日
1309 03 交付要求一解除通知年月日 1310 03 交付要求一解除公示年月日 1311 03 交付要求一解除配達方法コード 1312 03 交付
要求一法務局受付日 1313 03 交付要求一法務局受付番号 1314 03 交付要求一解除入力年月日 1315 03 交付要求一解除職員番号
1316 02 交付要求一備考 131701 換価猶予 REDEFINES 処分一処分内容 1318 02 換価猶予一予定 1319 03 換価猶予一起案年月日
1320 03 換価猶予一期間区分コード 1321 03 換価猶予一開始年月日 1322 03 換価猶予一終了年月日 1323 03 換価猶予一減免率
1324 03 換価猶予一事由コード 1325 03 換価猶予一担保提供有無 1326 03 換価猶予一担保提供年月日 1327 03 換価猶予一担保
種類コード 1328 03 換価猶予一予定入力年月日 1329 03 換価猶予一予定職員番号 1330 02 換価猶予一決定 1331 03 換価猶予一決
裁年月日 1332 03 換価猶予一通知年月日 1333 03 換価猶予一公示年月日 1334 03 換価猶予一配達方法コード 1335 03 換価猶予
一所見 1336 03 換価猶予一決定入力年月日 1337 03 換価猶予一決定職員番号 1338 02 換価猶予一取消 1339 03 換価猶予一取消
起案年月日 1340 03 換価猶予一取消事由コード 1341 03 換価猶予一取消年月日 1342 03 換価猶予一取消通知年月日 1343 03 換
価猶予一取消公示年月日 1344 03 換価猶予一取消配達方法コード 1345 03 換価猶予一取消入力年月日 1346 03 換価猶予一取消職
員番号 1347 03 換価猶予一取消所見 1348 02 換価猶予一備考 134901 執行停止 REDEFINES 処分一処分内容 1350 02 執行停止一予
定 1351 03 執行停止一起案年月日 1352 03 執行停止一種類コード 1353 03 執行停止一事由コード 1354 03 執行停止一調査顛末
1355 03 執行停止一詳細事由コード 1356 03 執行停止一予定入力年月日 1357 03 執行停止一予定職員番号 1358 02 執行停止一決
定 1359 03 執行停止一決裁年月日 1360 03 執行停止一通知年月日 1361 03 執行停止一公示年月日 1362 03 執行停止一配達方
法コード 1363 03 執行停止一決定入力年月日 1364 03 執行停止一決定職員番号 1365 02 執行停止一取消 1366 03 執行停止一取消
起案年月日 1367 03 執行停止一取消事由コード 1368 03 執行停止一取消年月日 1369 03 執行停止一取消通知年月日 1370 03 執
行停止一取消公示年月日 1371 03 執行停止一取消配達方法コード 1372 03 執行停止一取消入力年月日 1373 03 執行停止一取消職
員番号 1374 03 執行停止一取消調査顛末 1375 02 執行停止一備考 137601 時効中断 REDEFINES 処分一処分内容 1377 02 時効中断
一決定 1378 03 時効中断一中断停止区分コード 1379 03 時効中断一決定年月日 1380 03 時効中断一債務の承認日 1381 03 時効
中断一中断事由コード 1382 03 時効中断一開始年月日 1383 03 時効中断一終了年月日 1384 03 時効中断一停止事由コード 1385
03 時効中断一決定入力年月日 1386 03 時効中断一決定職員番号 1387 02 時効中断一取消 1388 03 時効中断一取消年月日 1389
03 時効中断一取消事由コード 1390 03 時効中断一取消入力年月日 1391 03 時効中断一取消職員番号 1392 02 時効中断一備考 1393
処分連番一NM 1394税目コード一NM 1395通知書番号一NM 1396申告連番一NM 1397期別一NM 1398期別順番一NM 1399標識番号一N
C 1400本税処分額一NM 1401暫手処分額一NM 1402延滞金処分額一NM 1403加算金処分額一NM 1404取消年月日一CH 1405取消事由
コード一NM 1406開始日一CH 1407終了日一CH 1408公安歩合一NM 1409特例基準割合一NM 1410按公率一NM

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 滞納特定個人情報ファイル

1管理コード 2リンク番号 3世帯番号 4ホスト住民区分 5住民区分 6氏名カナ 7氏名清音カナ 8氏名 9氏名清音 10氏名外字フラグ 11氏名超過フラグ 12氏名優先区分 13性別コード 14続柄コード 15生年月日 16生年月日不詳フラグ 17生年月日不詳表記 18死亡日 19死亡日不詳フラグ 20死亡日不詳表記 21担当割地区コード 22行政区コード 23自治省コード 24町コード 25指定都市_行政区コード 26拠点コード 27番地番 28号 29枝番 30子々番 31住所コード 32郵便番号 33住所 34方書 35住所外字フラグ 36住所超過フラグ 37住基登録日 38住基登録事由コード 39住基消除日 40住基消除事由コード 41住基異動日 42住基異動事由コード 43住基転出予定日 44住基住定日 45居所不明者フラグ 46不現住者フラグ 47海外転出者フラグ 48国籍コード 49本名カナ 50本名清音カナ 51本名 52本名清音 53本名漢字 54本名漢字清音 55通称名カナ 56通称名清音カナ 57通称名 58通称名清音 59交付制限区分 60交付制限開始日 61交付制限終了日 62支援措置履歴番号 63入力区分 64更新日時 65更新ユーザーID 66更新画面ID 67更新端末名 68変換元識別コード 69変換元リンク番号 70法人番号 71履歴番号 72連携ID 73滞納者異動連番 74処理日 75更新時刻 76担当者コード 77増減区分 78主担当者変更事由コード 79新担当者 80新町コード 81新住所 82新方書 83旧担当者 84旧町コード 85旧住所 86旧方書 87新生活保護開始日 88新生活保護廃止日 89旧生活保護開始日 90旧生活保護廃止日 91新交付制限区分 92旧交付制限区分 93住所履歴連番 94照会印刷除外フラグ 95更新日 96個人番号 97名寄リンク番号 98氏名履歴連番 99色コード 100付箋内容コード 101登録日 102終了日 103設定ユーザーID 104移管状態 105移管日 106返還日 107移管履歴連番 108メモ 109関連者リンク番号 110関連種類コード 111主従区分 112一元区分 113検索日 114検索時刻 115勤務先連番 116勤務先区分 117勤務先リンク番号 118就職日 119退職日 120対象課税開始年度 121対象課税終了年度 122事業種目コード 123名称カナ 124名称 125イメージデータID 126画像用途コード 127タイトル 128画像種類コード 129記録日 130記録時刻 131戸籍連番 132本籍地 133筆頭者名称 134調査日 135口座連番 136口座管理番号 137科目 138納付種類コード 139ホスト通知書番号 140開始日 141停止開始日 142停止終了日 143納税組合コード 144金融機関コード 145支店コード 146預金種別コード 147口座番号 148口座名義人カナ 149納付方法コード 150廃止日 151連絡先連番 152連絡先管理番号 153優先順位 154業務コード 155代理人リンク番号 156使用区分 157連絡先名称 158連絡先コード 159連絡先内容 160連絡先種類コード 161備考 162有効期間開始日 163有効期間終了日 164利用廃止日 165指定都市_行政区等コード 166被保険者番号 167児童_宛名番号 168管内管外区分 169生活保護開始日 170生活保護廃止日 171ケース番号 172人数 173代理納付開始年月 174代理納付終了年月 175申請履歴番号 176決定履歴番号 177送付先連番 178送付先管理番号 179送付先区分 180軽自管理番号 181有効フラグ 182送付先リンク番号 183名称清音カナ 184名称清音 185名称外字フラグ 186名称超過フラグ 187設定日 188送付先設定理由 189住所_町字コード 190住所_都道府県 191住所_市区町村名 192住所_町字 193住所_番地号表記 194職業コード 195返戻フラグ 196特記事項 197滞納事由 198担当支所コード 199担当支所変更事由コード 200主担当者コード 201副担当者コード 202副担当者変更事由コード 203出張担当者コード 204出張担当者変更事由コード 205出張担当フラグ 206注意事項コード 207地図年度 208地図巻コード 209地図図頁 210地図区分 211地図番号 212特記事項内容 213宛名住所変更フラグ 214日付1 215日付2 216日付3 217日付4 218日付5 219時刻 220文字1 221文字2 222文字3 223文字4 224文字5 225文字6 226文字7 227文字8 228文字9 229文字10 230日本語1 231日本語2 232日本語3 233日本語4 234日本語5 235数値1 236数値2 237数値3 238数値4 239数値5 240年月1 241年月2 242年月3 243年月4 244年月5 245滞納区分 246滞納段階 247類型 248分納状態コード 249滞納金額 250滞納確定延滞金 251課税有無 252類型手動変更日 253約束連番 254機能種類コード 255機能処理番号 256約束開始日 257約束開始時刻 258約束終了日 259約束終了時刻 260約束内容コード 261予定金額 262約束履行有無 263経過記録連番 264担当者 265経過種別コード 266接触フラグ 267重要表示フラグ 268場所コード 269場所内容 270相手コード 271相手内容 272交渉方法コード 273交渉結果コード 274経過内容コード 275帳票種類コード 276経過内容 277記録詳細 278記録分類コード 279帳票発送日 280帳票調査日 281帳票延滞金計算日 282帳票返戻日 283帳票返戻解除日 284帳票公示送達状況コード 285帳票公示送達日 286帳票回答有無 287帳票再転送日 288処理拠点コード 289区分1 290区分2 291区分3 292延滞金控除連番 293収納連番 294詳細連番 295入力日 296延滞金控除区分 297延滞金控除金額整数部 298延滞金控除金額小数部 299延滞金控除期間開始日 300延滞金控除期間終了日 301調定額 302確定申告期限 303確定申告日 304法人住民税修正申告日 305法人住民税更正通知日 306申告期限延長月数 307申告期限延長後期限 308賦課年度 309相当年度 310期 311異動日 312確認フラグ 313保証債務収納連番 314保証人リンク番号 315通知書番号 316保証区分 317削除フラグ 318確定延滞金設定日 319入金納付書番号 320入金納付書番号内連番 321領収書番号 322通知番号 323入金金額 324入金督促手数料 325入金延滞金 326入金日 327延滞金計算日 328収納方法区分 329収納履歴連番 330時効履歴連番 331取消フラグ 332納付書印刷フラグ 333復命書印刷フラグ 334内数種類コード 335資格番号 336督促手数料 337確定延滞金有無 338確定延滞金 339更正延滞金 340ホスト科目 341納期限 342督促指定納期限 343ホスト完納フラグ 344完納フラグ 345累計収納額 346累計督促手数料 347累計延滞金 348最終領収日 349最終収納日 350口振不能フラグ 351延滞金起算日 352当初納通発送日 353督促発送期限 354申告区分 355ホスト申告区分 356特徴義務者指定番号 357申告履歴番号 358事業年度番号 359児童リンク番号 360配偶者リンク番号 361国保記号番号 362共有資産番号 363指定都市行政区コード 364市税事務所コード 365調定額国保医療一般分 366調定額国保医療退職分 367調定額国保介護一般分 368調定額国保介護退職分 369調定額国保支援一般分 370調定額国保支援退職分 371法定納期限 372賦課更正日 373延滞金強制入力区分 374課税単位区分 375仮消外累計収納額 376仮消外累計督促手数料 377仮消外累計延滞金 378仮消外累計収納額 379仮消外累計収納督促手数料 380仮消外累計収納延滞金 381消込区分 382納期特例 383種別コード 384標識番号文字 385標識番号分類番号 386標識番号かな文字 387標識番号指定番号 388コンビニコード 389子ども子育て事業者番号 390子ども子育て事業者名称 391賦課拠点コード 392収納額 393収納督促手数料 394収納延滞金 395領収日 396収納日 397収納データ区分 398消込管理番号 399納付区分 400納付種別 401収納区分 402組替区分 403納付チャネル区分 404仮消区分 405納付済通知書特定番号 406時効延長有無区分 407発行年度 408納付書番号 409納付書番号内連番 410速報データ区分 411領収時刻 412納付金額 413納付督促手数料 414納付延滞金 415合併前市区町村コード 416債権発生日 417手入力フラグ 418更新ユーザーID 419整理機構移管連番 420登録区分 421移管区分 422移管先 423延滞金 424返戻日 425処理日時 426電話催告連番 427グループ名称 428説明 429消込日 430抽出日 431作成日 432表示条件 433未納額 434未納督促手数料 435未納延滞金 436除外フラグ 437ステータス 438状態更新ユーザーID 439元状態 440架電結果 441催告連番 442対象連番 443催告書等連番 444催告タイトル 445催告区分コード 446納付書種類 447発送日 448指定期限 449印刷日 450宛名氏名 451宛名住所 452宛名方書 453文書番号 454送付先郵便番号 455送付先住所 456送付先方書 457送付先名称 458枚数 459納付書枚数 460納付書経過記録連番 461集配局コード 462表示督促手数料 463印字延滞金 464表示月期 465順序 466内容1 467内容2 468連絡 469送付元郵便番号 470送付元住所 471送付元名称 472送付元電話番号 473連絡先情報 474カスタマーバーコード印字フラグ 475電子公印印字フラグ 476発送種類コード 477発送内容コード 478発送予定日 479返戻経過記録連番 480督促停止連番 481停止種類コード 482停止単位コード 483解除理由 484処分連番 485開始事由コード 486終了事由コード 487ホスト督促停止管理番号 488分納連番 489計画日 490誓約日 491取消日 492現誓約フラグ 493分納開始年月 494月間隔 495納付間隔区分 496日付区分 497納付日 498納付時刻 499約束管理フラグ 500分納対象区分 501分納方法区分 502分納金額 503分納回数 504計画時入金金額 505端数処理区分 506加算月A 507加算額A 508加算開始年A 509加算月B 510加算額B 511加算開始年B 512延滞金計算フラグ 513延滞金計算区分 514督促フラグ 515一括送付回数 516取消理由コード 517取消理由 518一回分納額 519完納日 520管理番号 521資料番号 522猶予連番 523履行判断区分 524年度機能処理番号 525完了フラグ 526作成機能区分 527回数 528内訳連番 529納付予定日 530納付額 531累計納付額 532納付合計額 533発行回数 534発行日 535履行区分 536当初回数 537要すフラグ 538口振書発行日 539履行

人刀区分 540履行変更日 541徴収停止連番 542起案日 543決裁日 544解除日 545電話番号 546勤務先 547徴収停止事由コード 548徴収停止理由 549文書番号年 550調査者所属 551調査担当者 552停止原因 553納付通知送達区分 554督促送達区分 555催告送達区分 556台帳調査日 557住基登録区分 558除票日 559除票理由コード 560除票理由 561転出先調査日 562転出先住所 563転出先方書 564照会先自治体コード 565転出先住基有無 566転出先除票日 567転出先除票理由コード 568転出先除票理由 569法人登記有無 570代表者名称 571資本金額 572設立又は登記日 573休業又は解散日 574商業登記簿調査日 575商業登記簿登録有無 576実態調査照会日 577実態調査自治省コード 578所在コード 579前年所得有無 580前年所得額 581債務整理有無 582債務整理内容 583倒産有無 584相続人有無 585連帯保証人有無 586市外滞納有無 587市外滞納金額 588市外滞納催告有無 589市外滞納分納有無 590市外滞納差押有無 591市外滞納交付要求有無 592市外滞納執行停止有無 593市外滞納その他有無 594市外滞納その他内容 595生活保護受給有無 596生活保護受給自治省コード 597生活扶助有無 598医療扶助有無 599住宅扶助有無 600教育扶助有無 601その他扶助有無 602その他扶助内容 603訴訟手続有無 604訴訟手続内容 605債務名義有無 606債務名義内容 607不動産有無 608不動産土地有無 609不動産家屋有無 610不動産所有権移転日 611不動産不所持理由コード 612不動産不所持理由 613電話加入権有無 614電話加入権電話番号 615債権有無 616債権内容 617その他財産有無 618その他財産内容 619調査財産名 620調査財産有無 621調査財産内容 622調査財産名 623調査財産有無 624調査財産内容 625調査財産名 626調査財産有無 627調査財産内容 628調査財産名 629調査財産有無 630調査財産内容 631調査財産名 632調査財産有無 633調査財産内容 634調査財産名 635調査財産有無 636調査財産内容 637財産調査帳票備考 638解除起案日 639解除決裁日 640延滞金減免連番 641申請日 642申請減免区分 643申請減免率 644申請理由コード 645申請理由内容 646決裁減免区分 647決裁減免率 648決裁事項内容 649減免後延滞金 650納付受託連番 651証券種類コード 652証券記号番号 653券面金額 654受託日 655決定日 656完了日 657返却日 658不渡日 659組戻日 660代金取立依頼日 661支払期日 662支払人名 663支払地 664振出日 665振出地 666振出人名称 667取立費用額 668執行停止連番 669執行停止日 670執行停止要件コード 671執行停止理由 672納税通知送達区分 673破産倒産有無 674調査対象財産名称 675調査対象財産名称 676調査対象財産名称 677調査対象財産名称 678調査対象財産名称 679調査対象財産名称 680取消起案日 681取消決裁日 682取消減免区分 683猶予種類コード 684手続方法区分 685担保種類コード 686受理日 687猶予事由コード 688猶予理由 689差押解除申請書申請理由 690担保提供コード 691担保提供内容 692許可区分 693不許可事由コード 694法務局番号 695受付日 696受付理由 697取消文書番号年 698取消文書番号 699取消時効停止区分 700取消事由コード 701延長猶予連番 702補正内容 703原因日 704解除理由内容 705財産連番 706調査連番 707調査方法コード 708登録担当者コード 709調査状況区分 710照会種類コード 711照会文書連番 712照会方法区分 713照会先区分 714照会先グループ番号 715照会先番号 716関係者連番 717照会予定日 718照会日 719回答日 720回答メモ 721有効期限 722手入力名称 723手入力郵便番号 724手入力住所 725手入力方書 726財産有無 727財産種類コード 728回答詳細 729共有区分 730前住所フラグ 731住所連番 732前氏名フラグ 733郡市区 734町村 735丁目 736地番 737内容 738請求通数 739請求通数 740データ照会先金融機関 741データ番号 742データ照会対象連番 743データ出力日 744出力済フラグ 745ソート順序 746財産詳細種類コード 747差押可能フラグ 748公売対象区分 749財産用途コード 750財産タイトル 751財産内容 752設置場所 753原簿閲覧日 754所持者郵便番号 755所持者住所 756所持者方書 757所持者名称 758住居表示 759交通最寄駅 760保険種類 761契約日 762契約者郵便番号 763契約者住所 764契約者方書 765契約者名称 766被保険者 767満期日 768満期受取人 769証券番号 770保険料 771満期保険額 772解約返戻金 773貸付金額 774死亡保険額 775効力 776登録番号 777車台番号 778使用本拠位置 779登録年月日 780初度登録年月 781総排気量 782燃料種類コード 783型式指定番号 784類別区分番号 785車両名称 786乗車定員 787最大積載量 788車両重量 789車両総重量 790型式 791原動機型式 792長さ 793幅 794高さ 795前軸重 796前後軸重 797後期軸重 798後軸重 799自動車種類コード 800用途 801自家事業用別 802車体形状 803検査証有効期限 804ミッション 805ハンドル 806定期点検記録簿 807車体色 808走行距離 809車両状況 810その他 811財産項目連番 812入力値 813権利者番号 814権利者区分 815権利種別コード 816権利種別内容 817債権額 818取扱店名称 819債務者郵便番号 820債務者住所 821債務者方書 822債務者名称 823第三債務者住所コード 824第三債務者郵便番号 825第三債務者住所 826第三債務者方書 827第三債務者名称 828送付先住所コード 829履行期限コード 830履行期限内容 831不動産番号 832所在地 833現状 834持分 835家屋番号 836種類 837建物面積 838専有面積 839延床面積 840構造 841建築年月 842階建階 843総戸数 844間取り 845床面積 846所有者郵便番号 847所有者住所 848所有者方書 849所有者名 850登記原因 851登記日 852権利 853地目 854地権 855都市計画区域 856用途地域 857建ぺい率 858容積率 859法令規制等 860地勢等 861幅員接道状況 862供給処理施設 863差押見込コード 864口座内容コード 865預貯金口座番号 866口座名義人 867現在残高 868定期振込額 869定期振込日 870休日時コード 871時間指定1コード 872時間指定2コード 873住所相違有無 874取引有無 875最終取引日 876貸付有無 877当初貸付金額 878毎月返済額 879貸付残高 880返済予定日 881担保物件 882生命保険有無 883保護預り契約有無 884保護預り契約内容 885貸金庫契約有無 886函番号 887貸金庫契約日 888参考事項 889データ連携番号 890法定納期限等 891複数フラグ 892納期限変更連番 893変更後納期 894変更後納期限 895変更理由コード 896取消理由詳細 897処分リンク番号 898処分種類コード 899受付番号区分 900解除区分 901滞納処分費 902差押日 903破産手続開始日 904破産手続解除日 905事件番号年度 906事件番号和暦年度 907事件番号符号 908事件番号 909事件番号文字列 910解除処分連番 911解除理由コード 912陸運局番号 913破産管財人番号 914執行機関番号 915職氏名番号 916二重差押フラグ 917先行差押解除フラグ 918捜索日 919捜索開始時刻 920捜索終了時刻 921捜索場所 922財産表示コード 923立会人1住所コード 924立会人1郵便番号 925立会人1住所 926立会人1方書 927立会人1名称 928立会人1関係 929立会人2住所コード 930立会人2郵便番号 931立会人2住所 932立会人2方書 933立会人2名称 934立会人2関係 935占有者住所コード 936占有者郵便番号 937占有者住所 938占有者方書 939占有者名称 940占有者関係 941保管命令日 942引渡期限 943搬出日 944占有日 945財産引渡手続 946保管解除手続 947補足パラメーター 948帳票分類ID 949文面コード 950法的措置文面連番 951文面内容 952強制執行連番 953事件種類コード 954裁判所番号 955裁判所内宛先 956事件番号符号コード 957法人フラグ 958外国人フラグ 959外国人名称 960申立日 961元本 962利息 963損害金 964訴訟手続費用 965執行費用 966担当者名称 967解除受付日 968解除理由区分 969残額 970費用区分 971費用内訳コード 972費用内訳内容 973印紙費用 974郵券費用 975はがき費用 976その他費用 977債務名義連番 978履行期限線上区分 979債務名義種類コード 980債務名義 981取得日 982訴訟手続連番 983議決コード 984議決報告コード 985事件名称 986はがき枚数 987発付日 988送達結果受領日 989送達結果コード 990送達日 991再送達上申期限 992不服上申期限 993仮宣立申立期限 994送達場所郵便番号 995送達場所住所 996送達場所方書 997送達場所受取人 998送達場所電話番号 999送達場所FAX番号 1000取下起案日 1001取下決裁日 1002取下受付日 1003取下理由 1004終結方法コード 1005終結日 1006顛末 1007ユーザーID 1008部署名称 1009役職名称 1010移行先訴訟手続連番 1011最新訴訟手続連番 1012期日 1013期日結果コード 1014期日内容 1015表示対象者フラグ 1016債務者リンク番号 1017再送達種類コード 1018上申日 1019取立充当連番 1020受入日 1021通知日 1022受入金額 1023残余金 1024残余金計算値 1025種目内容 1026配当連番 1027合算区分 1028延滞金区分 1029督促区分 1030残余金交付 1031交付期日 1032交付時刻 1033交付場所 1034配当順位 1035債権者番号 1036債権者財産連番 1037配当額 1038債権種別コード 1039帳票備考 1040公租公課区分 1041初期フラグ 1042充当連番 1043充当理由コード 1044公売連番 1045公告番号 1046公売種類区分 1047対象財産メモ 1048公売方法区分 1049公売方法メモ 1050公売手段区分 1051公告日 1052公売開始日 1053公売開始時刻 1054公売終了日 1055公売終了時刻 1056参加申込開始日 1057参加申込開始時刻 1058参加申込終了日 1059参加申込終了時刻 1060参加申込場所 1061実施場所 1062入場開始時刻 1063入場締切時刻 1064開札日 1065開札時刻 1066開札場所 1067売却決定日 1068売却決定時刻 1069売却決定場所 1070公売保証金納付開始日 1071公売保証金納付開始時刻 1072公売保証金納付終了日 1073公売保証金納付終了時刻 1074公売保証金納付場所 1075買受金納付期限 1076買受金納付時刻 1077買受金納付場所 1078公売取下日 1079公売取下事由 1080公売取下事由詳細 1081公売取下公告番号 1082売却区分番号 1083売却区分番号詳細 1084入札者有無 1085売却状況区分 1086再公売フラグ 1087見積積額 1088公売保証金額 1089鑑定手数料 1090買受者コード 1091買受者決定日 1092買受金納付日 1093財産引渡日 1094売却中止決定日 1095売却中止事由 1096最高価者有無 1097最高価者郵便番号 1098最高価者住所 1099最高価者方書 1100最高価者名称 1101最高価者電話番号 1102最高価者申込価額 1103最高価者公告番号 1104最高価者売却決定日 1105最高価者売却決定時刻 1106最高価者売却決定場所 1107最高価者買受金納付期限 1108次順位者有無 1109次順位者郵便番号 1110次順位者住所 1111次順位者方書 1112次順位者名称 1113次順位者電話番号 1114次順位者申込価額 1115次順位者公告番号 1116次順位者売却決定日 1117次順位者売却決定時刻 1118次順位者売却決定場所 1119次順位者買受金納付期限 1120親財

産連番 1121財産内容1 1122財産内容2 1123滞納者 1124承継連番 1125承継種類コード 1126指定納期限 1127納付場所 1128相続開始日
1129相続財産評価額 1130承継内訳連番 1131承継リンク番号 1132理由 1133承継額 1134責任限度 1135根拠規定 1136職種 1137滞納状況
1138財産調査状況 1139相続分母 1140相続分子 1141評価額 1142納付責任額 1143変更前納付義務承継額 1144時効起算日 1145時効期間
経過日 1146時効援用日 1147催告延長期限日 1148執行停止起算日 1149執行停止期間経過日 1150事由発生日 1151時効事由 1152協議期
間 1153債務承認連番 1154未到来フラグ 1155欠損連番 1156欠損確定日 1157調査担当者コード 1158確認事項 1159債権放棄連番 1160債
権放棄事由コード 1161債権放棄理由 1162放棄原因 1163全国データ照会連番 1164ファイル作成日 1165全国データ照会対象連番 1166フ
ァイル取込日 1167ファイル取込時刻 1168支店名称 1169照会対象期間開始年月 1170照会対象期間終了年月 1171顧客番号 1172顧客名称カ
ナ 1173顧客名称 1174顧客名称英字 1175住所カナ 1176電話番号1 1177電話番号2 1178勤務先名 1179勤務先電話番号 1180預金種別
1181口座残高符号 1182口座残高 1183取引開始日 1184取引終了日 1185証書貸付残高 1186手形貸付残高 1187割引手形残高 1188当座貸
越残高 1189担保有無 1190保護預有無 1191出資金口数 1192出資金合計金額 1193その他取引の有無 1194その他取引科目 1195その他取
引残高 1196最終異動日 1197保証人有無 1198給与振込有無 1199年金振込有無 1200出資金有無 1201貸金庫有無 1202休眠口座 1203商
品名 1204調査対象口座連番 1205本人口座区分 1206住所一致区分 1207口座取引履歴連番 1208取引日 1209取引時刻 1210入出金区分
1211取引金額符号 1212取引金額 1213取引後残高符号 1214取引後残高 1215取引履歴名称カナ 1216取引履歴名称 1217支店名 1218照会
出力除外フラグ 1219欠損種類コード 1220欠損事由 1221欠損調定額 1222欠損督促手数料 1223宛名書手入力履歴連番 1224処理注意連番
1225業務区分 1226処理注意区分 1227制限区分 1228帳票発行可能回数 1229振替機関住所コード 1230振替機関郵便番号 1231振替機関
住所 1232振替機関方書 1233振替機関名称 1234振替機関送付先住所コード 1235振替機関送付先郵便番号 1236振替機関送付先住所
1237振替機関送付先方書 1238振替機関送付先名称 1239発行機関住所コード 1240発行機関郵便番号 1241発行機関住所 1242発行機関方
書 1243発行機関名称 1244発行機関送付先住所コード 1245発行機関送付先郵便番号 1246発行機関送付先住所 1247発行機関送付先方書
1248発行機関送付先名称 1249銘柄名称 1250銘柄コード 1251額面金額 1252株式数 1253発行年月日 1254償還日 1255利払日 1256加入者
口座コード 1257保有口座種類コード 1258保有口座種類内容 1259支払先口座内容 1260支払先名義人 1261執行停止調査履歴連番 1262調
査メモ 1263実態調査結果連番 1264住民基本台帳登録区分 1265職権消除日又は死亡日 1266居住状況コード 1267居住状況 1268転出(居)
先住所_郵便番号 1269転出(居)先住所 1270転出(居)先住所_方書 1271転出(居)確定日 1272筆頭者名 1273家族構成 1274世帯人数 1275
勤務区分 1276就職日又は退職日 1277勤務先所在地_郵便番号 1278勤務先所在地 1279勤務先所在地_方書 1280勤務先名称 1281収入所
得有無 1282収入所得額 1283所得種類 1284個人住民税課税状況有無 1285個人住民税滞納有無 1286個人住民税滞納年度 1287個人住民
税滞納合計額 1288固定資産税滞納有無 1289固定資産税滞納年度 1290固定資産税滞納合計額 1291軽自動車税滞納有無 1292軽自動車
税滞納年度 1293軽自動車税滞納合計額 1294国民健康保険滞納有無 1295国民健康保険滞納年度 1296国民健康保険滞納合計額 1297介
護保険滞納有無 1298介護保険滞納年度 1299介護保険滞納合計額 1300後期高齢者医療滞納有無 1301後期高齢者医療滞納年度 1302後
期高齢者医療滞納合計額 1303子ども・子育て支援滞納有無 1304子ども・子育て支援滞納年度 1305子ども・子育て支援滞納合計額 1306そ
の他滞納有無 1307その他滞納年度 1308その他滞納合計額 1309納付誓約有無 1310執行停止有無 1311交付要求有無 1312交付要求事件
番号 1313交付要求事件番号符号 1314交付要求事件番号 1315交付要求事件番号文字列 1316差押有無 1317差押物件 1318生活
保護有無 1319預貯金有無 1320連絡先 1321職業 1322扶養家族 1323照会先担当者所属 1324照会先担当者連絡先 1325照会先担当者氏名
1326移転先住所_郵便番号 1327移転先住所 1328移転先住所_方書 1329移転先確定日 1330本店所在地_郵便番号 1331本店所在地 1332本
店所在地_方書 1333代表者氏名 1334代表者住所_郵便番号 1335代表者住所 1336代表者住所_方書 1337代表者電話番号 1338業務内容
1339法人住民税課税状況_申告区分 1340法人住民税課税状況_法人税割額 1341法人住民税課税状況_均等割額 1342管轄法務局名称 1343
管轄法務局所在地 1344法人住民税滞納有無 1345法人住民税滞納年度 1346法人住民税滞納合計額 1347実態調査回答連番 1348予定日
1349担当者所属 1350担当者連絡先 1351担当者氏名 1352不動産連番 1353不動産(土地)_郵便番号 1354不動産(土地)_所在地 1355不動
産(土地)_方書 1356地番(土地) 1357不動産(家屋)_郵便番号 1358不動産(家屋)_所在地 1359不動産(家屋)_方書 1360地番(家屋) 1361前
住所_郵便番号 1362前住所 1363前住所_方書 1364前氏名カナ 1365前氏名 1366設立日 1367減免前延滞金 1368納税組合所属連番 1369メ
モ連番 1370個人世帯区分 1371登録時刻 1372登録担当者 1373メモ内容 1374劣後の破産債権処分連番 1375連絡先番号 1376送付先番号
1377経過記録番号 1378納付番号 1379MPN確認番号 1380MPN納付区分 1381時効履歴番号 1382画像種類 1383閲覧権限フラグ 1384編集
フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(5) 健康管理特定個人情報ファイル

(特定健診情報)

1.西暦年度 2.宛名番号 3.受診日 4.更新情報 ユーザーコード 5.更新年月日(西暦) 6.更新時間 7.性別 8.受診日年齢 9.年度末年齢 10.基準日年齢 11.受診時国保区分 12.受診券整理番号 13.受診券有効期限 14.受診券発行保険者番号 15.医療機関名 16.請求日(月) 17.身長 18.体重 19.標準体重 20.肥満度分類 21.BMI 22.腹囲 23.内臓脂肪面積 24.内臓脂肪判定 25.既往歴 26.具体的な既往歴 27.自覚症状 28.具体的な自覚症状 29.他覚症状 30.具体的な他覚症状 31.血圧(収縮期) 1回目 32.血圧(拡張期) 1回目 33.血圧分類 1回目 34.血圧(収縮期) 2回目 35.血圧(拡張期) 2回目 36.血圧分類 2回目 37.血圧(収縮期) その他 38.血圧(拡張期) その他 39.血圧分類 その他 40.血圧判定 41.採血時間(食後) 42.空腹時中性脂肪 43.HDLコレステロール 44.LDLコレステロール 45.脂質判定 46.AST(GOT) 47.ALT(GPT) 48.γ-GT(γ-GTP) 49.肝機能判定 50.空腹時血糖 51.随時血糖 52.HbA1c(JDS値) 53.血糖判定 54.尿糖 55.尿蛋白 56.ヘマトクリット 57.ヘモグロビン 58.赤血球数 59.貧血判定 60.貧血検査実施理由 61.心電図所見の有無 62.心電図所見 63.心電図検査実施理由 64.眼底 KW 65.眼底 H 66.眼底 S 67.眼底 SCOTT 68.眼底所見 69.眼底検査実施理由 70.メタボリックシンドローム判定 71.保健指導レベル 72.医師の判断 73.判断した医師の氏名 74.薬剤治療の有無(血圧) 75.薬剤名(血圧) 76.服薬理由(血圧) 77.薬剤治療の有無(血糖) 78.薬剤名(血糖) 79.服薬理由(血糖) 80.薬剤治療の有無(脂質) 81.薬剤名(脂質) 82.服薬理由(脂質) 83.脳卒中の罹患・治療あり 84.心臓病の罹患・治療あり 85.腎不全の罹患・治療あり 86.貧血といわれたことがある 87.タバコを習慣的に吸っている 88.20歳の時から10Kg以上増加 89.30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施 90.日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 91.同世代の同性と比較して歩く速度が速い 92.1年間で体重の増減が±3Kg以上 93.人と比較して食べる速度が速い 94.就寝前の食事が週に3回以上 95.夕食後の間食が週3回以上 96.朝食を抜くことが週3回以上 97.お酒を飲む程度 98.1日あたりの飲酒量 99.睡眠で休養が得られている 100.生活習慣を改善してみようと思う 101.生活習慣(運動)を改善してみようと思う 102.生活習慣(食事)を改善してみようと思う 103.生活習慣(喫煙)を改善してみようと思う 104.保健指導を利用する 105.年齢が比較的若い 106.保健指導レベルが悪化 107.生活習慣改善の必要性が高い 108.前年度対象であったが指導未受診 109.優先付け項目⑤ 110.優先付け項目⑥ 111.優先付け項目⑦ 112.優先付け項目⑧ 113.優先付け項目⑨ 114.優先付け項目⑩ 115.診断名 116.指導区分 117.服薬種別 118.喫煙区分 119.喫煙本数 120.喫煙年数 121.情報提供(受診の必要性を含む) 122.個別の働きかけ 123.特定保健指導以外での指導 124.特定健診機関番号 125.特定健診機関名称 126.特定健診機関郵便番号 127.特定健診機関所在地 128.特定健診機関電話番号 129.保険者番号 130.被保険者証等記号 131.被保険者証等番号 132.受診者氏名 133.受診者郵便番号 134.受診者住所 135.国保連から取込み 136.国保連からの取込み日 137.健診機関から取込み 138.健診機関からの取込み日 139.実施区分 140.身長項目コード 141.体重項目コード 142.BMI項目コード 143.腹囲項目コード 144.内臓脂肪面積項目コード 145.既往歴項目コード 146.具体的な既往歴項目コード 147.自覚症状項目コード 148.具体的な自覚症状項目コード 149.他覚症状項目コード 150.具体的な他覚症状項目コード 151.血圧(収縮期) 1回目項目コード 152.血圧(拡張期) 1回目項目コード 153.血圧(収縮期) 2回目項目コード 154.血圧(拡張期) 2回目項目コード 155.血圧(収縮期) その他項目コード 156.血圧(拡張期) その他項目コード 157.採血時間(食後)項目コード 158.空腹時中性脂肪項目コード 159.HDLコレステロール項目コード 160.LDLコレステロール項目コード 161.AST(GOT)項目コード 162.ALT(GPT)項目コード 163.γ-GT(γ-GTP)項目コード 164.空腹時血糖項目コード 165.随時血糖項目コード 166.HbA1c(JDS値)項目コード 167.尿糖項目コード 168.尿蛋白項目コード 169.ヘマトクリット項目コード 170.ヘモグロビン項目コード 171.赤血球数項目コード 172.貧血検査実施理由項目コード 173.心電図所見有無項目コード 174.心電図所見項目コード 175.心電図実施理由項目コード 176.眼底KW項目コード 177.眼底H項目コード 178.眼底S項目コード 179.眼底SCOTT項目コード 180.眼底所見項目コード 181.眼底検査実施理由項目コード 182.メタボリックシンドローム判定項目コード 183.医師の判断項目コード 184.医師の氏名項目コード 185.保健指導レベル項目コード 186.薬剤治療の有無(血圧)項目コード 187.薬剤名(血圧)項目コード 188.服薬理由(血圧)項目コード 189.薬剤治療の有無(血糖)項目コード 190.薬剤名(血糖)項目コード 191.服薬理由(血糖)項目コード 192.薬剤治療の有無(脂質)項目コード 193.薬剤名(脂質)項目コード 194.服薬理由(脂質)項目コード 195.脳卒中の罹患・治療あり項目コード 196.心臓病の罹患・治療あり項目コード 197.腎不全の罹患・治療あり項目コード 198.貧血といわれたことがある項目コード 199.タバコを習慣的に吸っている項目コード 200.20歳の時から体重変化項目コード 201.30分以上の運動週間項目コード 202.歩行または身体活動項目コード 203.歩行速度項目コード 204.1年間の体重変化項目コード 205.食べ方(早食い等)項目コード 206.食べ方(就寝前)項目コード 207.食べ方(夜間/間食)項目コード 208.食習慣項目コード 209.飲酒項目コード 210.飲酒量項目コード 211.睡眠項目コード 212.生活習慣の改善項目コード 213.保健指導の希望項目コード 214.貧血項目取得セクション 215.心電図項目取得セクション 216.眼底項目取得セクション 217.血圧(収縮期)優先 218.血圧(拡張期)優先 219.血圧分類 優先 220.血清クレアチニン 221.eGFR 222.eGFR重症度 223.血清クレアチニン項目コード 224.腹囲該当 225.BMI該当 226.喫煙該当 227.薬剤血糖該当 228.薬剤脂質該当 229.薬剤血圧該当 230.服薬なしの保健指導レベル 231.評価対象 232.特定健診受診対象 233.保健指導レベル(健診機関) 234.腹囲対象外 235.HbA1c(NGSP値) 236.服薬確認者(血糖) 237.服薬確認者(脂質) 238.服薬確認者(血圧) 239.除外確認年月日 240.HbA1c(NGSP値)項目コード 241.服薬確認者(血糖)項目コード 242.服薬確認者(脂質)項目コード 243.服薬確認者(血圧)項目コード 244.non-HDLコレステロール 245.総コレステロール 246.心電図(対象者) 247.眼底 WONG 248.眼底 DAVIS 249.眼底(対象者) 250.血清クレアチニン(対象者) 251.血清クレアチニン実施理由 252.食事をかんで食べる時の状態 253.朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取 254.情報提供の方法 255.初回面接実施 256.支援相当該当区分 257.eGFR項目コード 258.non-HDLコレステロール項目コード 259.総コレステロール項目コード 260.心電図(対象者)項目コード 261.眼底 WONG項目コード 262.眼底 DAVIS項目コード 263.眼底(対象者)項目コード 264.血清クレアチニン(対象者)項目コード 265.血清クレアチニン実施理由項目コード 266.咀嚼項目コード 267.食べ方(間食)項目コード 268.情報提供の方法項目コード 269.初回面接実施項目コード 270.クレアチニン項目取得セクション 271.被保険者証等枝番 272.随時中性脂肪 273.検査未実施の理由 274.特定保健指導の受診歴 275.随時中性脂肪項目コード 276.検査未実施の理由項目コード 277.特定保健指導の受診歴項目コード

(保健指導計画)

278.西暦年度 279.宛名番号 280.更新情報 ユーザーコード 281.更新年月日(西暦) 282.更新時間 283.性別 284.年度末年齢 285.基準日年齢 286.受診時国保区分 287.保健指導機関コード 288.保健指導機関番号 289.保健指導機関名 290.保健指導機関 郵便番号 291.保健指導機関所在地 292.保健指導機関 電話番号 293.保健指導責任者名 294.保健指導責任者職種 295.保険者番号 296.被保険者証等記号 297.被保険者証等番号 298.利用者 氏名 299.利用者 郵便番号 300.利用券整理番号 301.特定健診受診券整理番号 302.有効期限 303.実施時点 304.支援レベル 305.行動変容ステージ 306.保健指導コース名 307.指導計画パターン 308.実施回数 309.実施回数(個別支援A) 310.合計実施時間(個別支援A) 311.実施回数(個別支援B) 312.合計実施時間(個別支援B) 313.実施回数(グループ支援) 314.合計実施時間(グループ支援) 315.実施回数(電話A) 316.合計実施時間(電話A) 317.実施回数(e-mailA) 318.実施回数(電話B) 319.合計実施時間(電話B) 320.実施回数(e-mailB) 321.個別支援Aポイント 322.個別支援Bポイント 323.グループポイント 324.電話Aポイント 325.電話Bポイント 326.e-MailAポイント 327.e-MailBポイント 328.ポイント(支援A) 329.ポイント(支援B) 330.ポイント(合計) 331.継続的支援予定期間 332.計画年月日 333.計画支援形態 334.実施者の職種 335.計画年月日 336.計画支援形態 337.実施者の職種 338.国保連から取込み 339.国保連からの取込み日 340.保健指導機関から取込み 341.保健指導機関からの取込み日 342.被保険者証等枝番 343.健診実施年月日 344.保健指導後 服薬1(血圧) 345.保健指導後 服薬2(血糖) 346.保健指導後 服薬3(脂質) 347.実施回数(個別支援(対面)) 348.合計実施時間(個別支援(対面)) 349.実施回数(個別支援(遠隔)) 350.合計実施時間(個別支援(遠隔)) 351.実施回数(グループ支援(対面)) 352.合計実施時間(グループ支援(対面)) 353.実施回数(グループ支援(遠隔)) 354.合計実施時間(グループ支援(遠隔)) 355.実施回数(電話) 356.合計実施時間(電話) 357.実施回数(電子メール等) 358.個別支援(対面)ポイント 359.個別支援(遠隔)ポイント 360.グループ支援(対面)ポイント 361.グループ支援(遠隔)ポイント 362.電話サポート 363.電子メールサポート 364.グループ支援(対面)の合計

(保健指導計画詳細)

365. 西暦年度 366. 宛名番号 367. 回数 368. 更新情報 ユーザーコード 369. 更新年月日(西暦) 370. 更新時間 371. 性別 372. 年度末年齢 373. 基準日年齢 374. 受診時国保区分 375. 実施予定日 376. 支援の種類 377. 時期(何ヶ月) 378. 時期(何週間) 379. 指導者職種 380. 支援形態 381. 支援時間 382. 支援内容 383. 実施ポイント 384. 保健指導者名

(保健指導実績)

385. 西暦年度 386. 宛名番号 387. 更新情報 ユーザーコード 388. 更新年月日(西暦) 389. 更新時間 390. 性別 391. 年度末年齢 392. 基準日年齢 393. 受診時国保区分 394. 実施時点 395. 実施回数 396. 実施回数(個別支援A) 397. 合計実施時間(個別支援A) 398. 実施回数(個別支援B) 399. 合計実施時間(個別支援B) 400. 実施回数(グループ支援) 401. 合計実施時間(グループ支援) 402. 実施回数(電話A) 403. 合計実施時間(電話A) 404. 実施回数(e-mailA) 405. 実施回数(電話B) 406. 合計実施時間(電話B) 407. 実施回数(e-mailB) 408. 個別支援Aポイント 409. 個別支援Bポイント 410. グループポイント 411. 電話Aポイント 412. 電話Bポイント 413. e-MailAポイント 414. e-MailBポイント 415. ポイント(支援A) 416. ポイント(支援B) 417. ポイント(合計) 418. 禁煙指導の実施回数 419. 継続的な支援の終了日 420. 脱退理由 421. 国保連から取込み 422. 国保連からの取込み日 423. 保健指導機関から取込み 424. 保健指導機関からの取込み日 425. 初回未完了 426. 実施回数(個別支援(対面)) 427. 合計実施時間(個別支援(対面)) 428. 実施回数(個別支援(遠隔)) 429. 合計実施時間(個別支援(遠隔)) 430. 実施回数(グループ支援(対面)) 431. 合計実施時間(グループ支援(対面)) 432. 実施回数(グループ支援(遠隔)) 433. 合計実施時間(グループ支援(遠隔)) 434. 実施回数(電話) 435. 合計実施時間(電話) 436. 実施回数(電子メール等) 437. 個別支援(対面)ポイント 438. 個別支援(遠隔)ポイント 439. グループ支援(対面)ポイント 440. グループ支援(遠隔)ポイント 441. 電話ポイント 442. 電子メール等ポイント 443. プロセス評価(支援)の合計

(保健指導実績詳細)

444. 西暦年度 445. 宛名番号 446. 実施日 447. 回数 448. 更新情報 ユーザーコード 449. 更新年月日(西暦) 450. 更新時間 451. 性別 452. 実施日年齢 453. 年度末年齢 454. 基準日年齢 455. 受診時国保区分 456. 指導段階 457. 支援形態 458. 実施時間・回数 459. 実施ポイント 460. 保健指導機関コード 461. 保健指導機関番号 462. 保健指導機関名 463. 保健指導者名 464. 保健指導者職種 465. 体重 466. 腹囲 467. 血圧(収縮期) 468. 血圧(拡張期) 469. 血圧分類 470. 行動変容ステージ 471. 保健指導実施内容 472. 栄養・食生活の改善状況 473. 身体活動の改善状況 474. 喫煙の改善状況 475. 評価ができない場合の確認回数 476. 消込区分 477. 国保連から取込み 478. 国保連からの取込み日 479. 保健指導機関から取込み 480. 保健指導機関からの取込み日 481. 実施保険者番号 482. 指導の種類 483. 健診後早期の初回面接 484. 早期初回面接ポイント 485. 腹囲・体重の改善 486. 生活習慣の改善(休養習慣) 487. 生活習慣の改善(その他の生活習慣) 488.アウトカム評価の合計

(後期高齢者健診)

489. 西暦年度 490. 宛名番号 491. 受診日 492. 更新情報 ユーザーコード 493. 更新年月日(西暦) 494. 更新時間 495. 性別 496. 受診日年齢 497. 年度末年齢 498. 基準日年齢 499. 受診時国保区分 500. 受診券整理番号 501. 受診券有効期限 502. 受診券発行保険者番号 503. 医療機関名 504. 請求日(月) 505. 身長 506. 体重 507. 標準体重 508. 肥満度分類 509. BMI 510. 内臓脂肪面積 511. 内臓脂肪判定 512. 既往歴 513. 具体的な既往歴 514. 自覚症状 515. 具体的な自覚症状 516. 他覚症状 517. 具体的な他覚症状 518. 血圧(収縮期) 1回目 519. 血圧(拡張期) 1回目 520. 血圧分類 1回目 521. 血圧(収縮期) 2回目 522. 血圧(拡張期) 2回目 523. 血圧分類 2回目 524. 血圧(収縮期) その他 525. 血圧(拡張期) その他 526. 血圧分類 その他 527. 血圧判定 528. 採血時間(食後) 529. 空腹時中性脂肪 530. HDLコレステロール 531. LDLコレステロール 532. 脂質判定 533. AST(GOT) 534. ALT(GPT) 535. γ -GT(γ -GTP) 536. 肝機能判定 537. 空腹時血糖 538. 随時血糖 539. HbA1c(JDS値) 540. 血糖判定 541. 尿糖 542. 尿蛋白 543. ヘマトクリット 544. ヘモグロビン 545. 赤血球数 546. 貧血判定 547. 貧血検査実施理由 548. 心電図所見の有無 549. 心電図所見 550. 心電図検査実施理由 551. 眼底 KW 552. 眼底 H 553. 眼底 S 554. 眼底 SCOTT 555. 眼底所見 556. 眼底検査実施理由 557. 医師の判断 558. 判断した医師の氏名 559. 薬剤治療の有無(血圧) 560. 薬剤名(血圧) 561. 服薬理由(血圧) 562. 薬剤治療の有無(血糖) 563. 薬剤名(血糖) 564. 服薬理由(血糖) 565. 薬剤治療の有無(脂質) 566. 薬剤名(脂質) 567. 服薬理由(脂質) 568. 脳卒中の罹患・治療あり 569. 心臓病の罹患・治療あり 570. 腎不全の罹患・治療あり 571. 貧血といわれたことがある 572. タバコを習慣的に吸っている 573. 20歳の時から10Kg以上増加 574. 30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施 575. 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 576. 同世代の同性と比較して歩く速度が速い 577. 1年間で体重の増減が ± 3 Kg以上 578. 人と比較して食べる速度が速い 579. 就寝前の食事が週に3回以上 580. 夕食後の間食が週3回以上 581. 朝食を抜くことが週3回以上 582. お酒を飲む程度 583. 1日あたりの飲酒量 584. 睡眠で休養が得られている 585. 生活習慣を改善してみようと思う 586. 生活習慣(運動)を改善してみようと思う 587. 生活習慣(食事)を改善してみようと思う 588. 生活習慣(喫煙)を改善してみようと思う 589. 保健指導を利用する 590. 後期高齢者健診機関番号 591. 後期高齢者健診機関名称 592. 後期高齢者健診機関郵便番号 593. 後期高齢者健診機関所在地 594. 後期高齢者健診機関電話番号 595. 保険者番号 596. 被保険者証等記号 597. 被保険者証番号 598. 受診者氏名 599. 受診者郵便番号 600. 受診者住所 601. 国保連から取込み 602. 国保連からの取込み日 603. 健診機関から取込み 604. 健診機関からの取込み日 605. 実施区分 606. 身長項目コード 607. 体重項目コード 608. BMI項目コード 609. 内臓脂肪面積項目コード 610. 既往歴項目コード 611. 具体的な既往歴項目コード 612. 自覚症状項目コード 613. 具体的な自覚症状項目コード 614. 他覚症状項目コード 615. 具体的な他覚症状項目コード 616. 血圧(収縮期) 1回目項目コード 617. 血圧(拡張期) 1回目項目コード 618. 血圧(収縮期) 2回目項目コード 619. 血圧(拡張期) 2回目項目コード 620. 血圧(収縮期) その他項目コード 621. 血圧(拡張期) その他項目コード 622. 採血時間(食後)項目コード 623. 空腹時中性脂肪項目コード 624. HDLコレステロール項目コード 625. LDLコレステロール項目コード 626. AST(GOT)項目コード 627. ALT(GPT)項目コード 628. γ -GT(γ -GTP)項目コード 629. 空腹時血糖項目コード 630. 随時血糖項目コード 631. HbA1c(JDS値)項目コード 632. 尿糖項目コード 633. 尿蛋白項目コード 634. ヘマトクリット項目コード 635. ヘモグロビン項目コード 636. 赤血球数項目コード 637. 貧血検査実施理由項目コード 638. 心電図所見有無項目コード 639. 心電図所見項目コード 640. 心電図実施理由項目コード 641. 眼底KW項目コード 642. 眼底H項目コード 643. 眼底S項目コード 644. 眼底SCOTT項目コード 645. 眼底所見項目コード 646. 眼底検査実施理由項目コード 647. 医師の判断項目コード 648. 医師の氏名項目コード 649. 薬剤治療の有無(血圧)項目コード 650. 薬剤名(血圧)項目コード 651. 服薬理由(血圧)項目コード 652. 薬剤治療の有無(血糖)項目コード 653. 薬剤名(血糖) 654. 服薬理由(血糖) 655. 薬剤治療の有無(脂質)項目コード 656. 薬剤名(脂質) 657. 服薬理由(脂質) 658. 脳卒中の罹患・治療あり項目コード 659. 心臓病の罹患・治療あり項目コード 660. 腎不全の罹患・治療あり項目コード 661. 貧血といわれたことがある項目コード 662. タバコを習慣的に吸っている項目コード 663. 20歳の時からの体重変化項目コード 664. 30分以上の運動週間項目コード 665. 歩行または身体活動項目コード 666. 歩行速度項目コード 667. 1年間の体重変化項目コード 668. 食べ方(早食い等)項目コード 669. 食べ方(就寝前)項目コード 670. 食べ方(夜間/間食)項目コード 671. 食習慣項目コード 672. 飲酒項目コード 673. 飲酒量項目コード 674. 睡眠項目コード 675. 生活習慣の改善項目コード 676. 保健指導の希望項目コード 677. 貧血項目取得セクション 678. 心電図項目取得セクション 679. 眼底項目取得セクション 680. 血圧(収縮期)優先 681. 血圧(拡張期)優先 682. 血圧分類 優先 683. 血清クレアチニン 684. eGFR 685. eGFR重症度 686. 血清クレアチニン項目コード 687. HbA1c(NGSP値) 688. 服薬確認者(血糖) 689. 服薬確認者(脂質) 690. 服薬確認者(血圧) 691. 除外確認年月日 692. HbA1c(NGSP値)項目コード 693. 服薬確認者(血糖)項目コード 694. 服薬確認者(脂質)項目コード 695. 服薬確認者(血圧)項目コード 696. non-HDLコレステロール 697. 総コレステロール 698. 心電図(対象者) 699. 眼底 W 700. 眼底 DAVIS 701. 眼底(対象者) 702. 血清クレアチニン(対象者) 703. 血清クレアチニン実施理由 704. 食事をかんで食べる時の状況

態 705.朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取 706.情報提供の方法 707.eGFR項目コード 708.non-HDLコレステロール項目コード 709.総コレステロール項目コード 710.心電図(対象者)項目コード 711.眼底 WONG項目コード 712.眼底 DAVIS項目コード 713.眼底(対象者)項目コード 714.血清クレアチニン(対象者)項目コード 715.血清クレアチニン実施理由項目コード 716.咀嚼項目コード 717.食べ方(間食)項目コード 718.情報提供の方法項目コード 719.クレアチニン項目取得セクション 720.あなたの現在の健康状態 721.毎日の生活に満足しているか 722.1日3食きちんと食べているか 723.半年前より固いものが食べにくい 724.お茶や汁物等でむせることがある 725.半年で2~3kg以上の体重減少 726.以前より歩く速度が遅くなった 727.この1年間に転んだことがあるか 728.運動を週に1回以上しているか 729.物忘れがあると言われるか 730.何月何日かわからない時があるか 731.たばこを吸うか 732.週に1回以上は外出しているか 733.家族や友人と付き合いがあるか 734.体調が悪い時相談できる人がいる 735.1.健康状態項目コード 736.2.心の健康状態項目コード 737.3.食習慣項目コード 738.4.口腔機能(咀嚼)項目コード 739.5.口腔機能(嚥下)項目コード 740.6.体重変化項目コード 741.7.運動・転倒(歩行速度)項目コード 742.8.運動・転倒(転倒)項目コード 743.9.運動・転倒(運動習慣)項目コード 744.10.認知機能(物忘れ)項目コード 745.11.認知機能(年月日)項目コード 746.12.喫煙項目コード 747.13.社会参加(外出)項目コード 748.14.社会参加(付き合い)項目コード 749.15.ソーシャルサポート項目コード 750.被保険者証等枝番 751.随時中性脂肪 752.検査未実施の理由 753.特定保健指導の受診歴 754.随時中性脂肪項目コード 755.検査未実施の理由項目コード 756.特定保健指導の受診歴項目コード

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容		また、国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とする被保険者の健康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨 ・健診結果の情報管理 ・健診結果に応じた保健指導を追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム7		特定健診システムを追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名		(5) 特定健診特定個人情報ファイルを追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。 を追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	II-2-④ 主な記録事項 (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	[]生活保護・社会福祉関係情報	[○]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更に該当するため
平成28年1月1日	II-2-④ その妥当性 (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル		・生活保護・社会福祉関係情報：国民健康保険受給資格取得・喪失処理、及び保険料の減免処理に使用する必要があるため。 を追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	II-5 提供・移転の有無 (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	[○]移転を行っている()件	[○]移転を行っている(8)件	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	II-5 移転先 (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル		移転先2～8を追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要		特定個人情報ファイルの概要(5)を追加しました。	事前	重要な変更に該当するため
平成28年1月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		(5) 特定健診特定個人情報ファイルを追加しました。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成28年1月1日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名		(5) 特定健診特定個人情報ファイルを追加しました。	事前	重要な変更に該当するため
平成28年1月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	「サーバ室等への入室権限」及び「国民健康保険特定個人情報ファイル、収納特定個人情報ファイル、滞納特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	「サーバ室等への入室権限」及び「国民健康保険特定個人情報ファイル、収納特定個人情報ファイル、滞納特定個人情報ファイル、特定健診特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事前	重要な変更に該当するため
平成30年4月1日	(表紙)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		(特記事項) 本評価書の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容を記載しています。	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8		①システムの名称 ②システムの機能 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更に該当するため
平成29年6月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、97、106、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15、78の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)	・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、97、106、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15、78の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。))における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第55条の2	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更に当たらない

平成29年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	削除しました。	事後	誤記の訂正であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二省令における情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	II-3-① 入手元 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	[] その他	[○]その他に「三重県国民健康保険団体連合会」を追加	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II-3-② 入手方法 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	[] 専用線	[○]専用線	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成30年4月1日	II-3-⑤ 使用方法 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル		〈国保連合会からの入手〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更に伴う修正のため
平成30年4月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託の有無 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	(2) 件	(3) 件	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II-4-委託事項3 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル		委託事項3 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成29年6月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) －提供・移転の有無 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	[○]提供を行っている(23)件	[○]提供を行っている(28)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成30年4月1日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 目的外の入手が行われるリスク		〈国保連合会からの入手における措置〉 ・国保総合PCIにおける措置 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) その他のリスク及びそのリスクに対する措置		・国保総合PCIにおける措置 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		〈国保総合PCIにおける措置〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		〈国保総合PCIにおける措置〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		〈国保総合PCIにおける措置〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[再委託していない] 具体的方法については、記載なし	[十分に行っている] 具体的な方法については、評価書記載のとおり	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		〈国保連合会における措置〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		〈国保総合(国保集約)システムの保管・消去 国保総合PCIにおける措置 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		〈国保総合(国保集約)システムの保管・消去〉 国保総合PCIにおける措置 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成30年4月1日	IIIリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法		〈国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発〉 (評価書記載のとおり)	事前	重要な変更該当するため
平成29年6月1日	別紙1		別表第二 9、12、15、78、109の項に定める事務を追加しました。	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない

令和1年5月31日	(表紙)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	(特記事項) 本評価書の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容を記載しています。	(特記事項) なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和1年5月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和2年8月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		オンライン資格確認に関する内容を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム8		3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム9		医療保険者等向け中間サーバー等を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用		・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル		(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)302～311。 を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法		・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。	・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法		＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容		＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜取りまとめ機関における措置＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜取りまとめ機関における措置＞を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	IIIリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法		・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 を追加しました。	事前	

令和2年8月14日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		<取りまとめ機関における措置> を追加しました。	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1	システム運用パッチ業務委託(保険医療助成課)	(削除)	事前	
令和3年2月26日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 (1)宛名・口座特定個人情報 ファイル		システム更新により別添1のとおり変更	事前	
令和3年2月26日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 (2)国民健康保険特定個人情 報ファイル		システム更新により別添1のとおり変更	事前	
令和3年2月26日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 (3)収納特定個人情報ファイル		システム更新により別添1のとおり変更	事前	
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク に対する措置の内容】 ・事務端末に、特定個人情報ファイルを保存できな いよう制限する。	【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク に対する措置の内容】 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを 封じ、USBメモリ等への複写ができないよう制御 する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱い の委託におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	【委託先から他者への特定個人情報の提供ルー ル、ルール遵守の確認方法】 ・特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、 職員が必要に応じて監査する。	【委託先から他者への特定個人情報の提供ルー ル、ルール遵守の確認方法】 ・特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、 職員が必要に応じて実地監査・調査等を行う。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・利用する電子記録媒体については、管理者等が 許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の 機器等を利用することを防止する。 ・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号 化、パスワードによる保護をする。 ・職員等がサーバ室(データセンター)等へ入退室 をする際は、データの漏えい防止のために、電子 記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器 の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室(データセンター)等へ入 退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、 持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出 し、承認を得ることとしている。 を追加しました。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関 する研修の受講を必須としている。 ・担当部署内において、必要な知識の習得のため に研修・教育を年1回実施するとともに、その記録 を残している。 を追加しました。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		<自己点検> <監査> を追加しました。	事前	
令和4年5月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に 応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の 特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表 第二の第二欄に掲げられた事務を処理するため に必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情 報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。 その際には、中間サーバーを経由して情報提供 ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に 応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の 特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表 第二の第二欄に掲げられた事務を処理するため に必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情 報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。 その際には、中間サーバーを経由して情報提供 ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和4年5月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二	事後	法改正に伴う条項等の整理で あり、重要な変更!に当たらない
令和4年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情 報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会 者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会 者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和4年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情 報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和4年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情 報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和4年5月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づ き、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、 照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したも の。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づ き、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、 照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したも の。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない

令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無※	4件	5件	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5③委託先名	記載なし	三重県国民健康保険団体連合会 (三重県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 再委託④再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 再委託⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の三重県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る条件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 再委託⑥再委託事項	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和5年11月30日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保具体的な方法	クラウドに関する記載なし	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業前には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱い権限を持つIDを免却するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	
令和5年4月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	津市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	株式会社アウトソーシングトータルサポート	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)特定健診特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)特定健診特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月23日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	被保険者証等	資格確認書等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月23日	Ⅰ－4 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	Ⅰ－5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務	事前	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない

令和7年6月23日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法別表及び第19条第14号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム7	特定健診システム	健康管理システムに変更しました。	事前	再実施のため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム10		サービス検索・電子申請機能を追加しました。	事後	オンライン申請開始に伴う変更及び当該システムの新システム移行に伴う変更
令和8年9月4日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	特定健診特定個人情報ファイル	健康管理特定個人情報ファイル	事前	再実施のため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用		サービス検索・電子申請機能を追加しました。	事後	オンライン申請開始に伴う変更及び当該システムの新システム移行に伴う変更
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 国民健康保険加入者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 国民健康保険加入者の世帯情報等を把握するため。 ・口座情報 : 口座振替による納付の確認等に必要があるため。	・個人番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 国民健康保険加入者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 国民健康保険加入者の世帯情報等を把握するため。	事後	様式変更に伴う内容変更のため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	地方税法第20条の11[官公署等への協力要請]	国税徴収法第146条の2[官公署等への協力要請]	事後	条項等の整理
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5) 1. 特定個人情報ファイル名	(5) 特定健診特定個人情報ファイル	(5) 健康管理特定個人情報ファイル	事前	再実施のため
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報ファイル名	特定健診特定個人情報ファイル	健康管理特定個人情報ファイル	事前	再実施のため
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容		・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 を追加しました。	事後	オンライン申請開始に伴う変更及び当該システムの新システム移行に伴う変更
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 を追加しました。	事後	オンライン申請開始に伴う変更及び当該システムの新システム移行に伴う変更
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 を追加しました。	事後	オンライン申請開始に伴う変更及び当該システムの新システム移行に伴う変更
令和8年9月4日	(別添1) (別添1) 特定個人情報ファイル 記録項目		別添1のとおり	事前	再実施のため